

ところもございます。ただ、いずれにいたしましても、子育て支援のために社会的に対応するという点では変わらないというふうに思っています。

我が国の場合は、賃金、税制、社会保障給付、扶養控除などをやめて児童手当を支給するというふうになつております。ドイツなどは両方の選択ということがありますけれども、基本的にはそういう方向が出ておりまして、ドイツでは税制上の扶養控除などをやめて児童手当を支給するというふうになつておりますけれども、基本的にはそ

ういう方向が出ております。

日本の場合は、特に国際的な潮流でもございますけれども、どちらかというと多子家庭に対する対応から子育て支援というふうに児童手当の位置づけが変わってきているわけでありまして、それに対する厚さという点では、国会決議等におきましても附帯決議で必ず不十分だということが指摘されるということで、国の方も大変努力はしてきたわけでございますけれども、今日から見ますと、国が大変な努力をやってきたにもかかわらず、児童手当の総額のペイは必ずしも大きくならない。いろんなやりくりをしてきましたけれども、変わらない。小さく産んで大きく育てるということが、またはんですかねども、小さく産んで小さく育てていたというふうな感じもいたすわけであります。

今回は、私の印象では、特に義務教育就学前まで対象を拡大し、平年度ベースで二千二百億円ふやしたこと、児童手当の総額がほぼ倍増するということで、子育て支援にとって非常にプラスであるというふうに思っております。扶養控除はどちらかというと逆進性がございまして、高所得、中所得の方には有利なんですかねども、所得ないし中所得の低いところではなかなか効果がないという点で、私は非常に評価しているわけでございます。

これを赤字国債でやるとかなんとか、あるいは

税金をうんと上げてやるというのであれば別ですけれども、今日の財政の厳しさの中でここまで来たというのは一つのステップとして画期的なことではないか。しかし、もちろん平成十三年度以降

の抜本的な見直しということがございますし、またそこで大いに検討していただきなくちゃいけない課題があるかと思います。

特に、サラリーマンの場合まだ特例給付がござりますけれども、自営業者等は全くないという特に言えども、自営業者等は全くないといふことで、何か国民階層の中に子育て支援の手当に大分格差があるということで、これはいずれ何とかなくしていかなくちゃいけない。

ただ、今後の方向として見た場合は、社会的支援、社会的連帯ということを考えたときに税金だけいいのかどうか。やはり企業も参加し、あるいは場合によっては二十歳から四十歳までの介護保険を払っていない階層に育成保険料みたいなものを取りつけて新しい保険をつくることも一つの手段ではないかと思っているわけでございます。

やはりこのような時代においては、痛みを分かち合つて安心して子育てができる、そしてこれが一部でございますけれども少子化にも多少影響が与えられるということになれば幸甚だと思っております。

以上でございますが、また質問があればお答えしたいと思います。

ありがとうございました。

○参考人(狩野安君) ありがとうございました。次に、大沢参考人にお願いいたします。大沢参考人。

○参考人(大沢真理君) 本日は、このような場で意見を申し述べる機会をちょうだいいたしましたて、大変ありがたく存じております。

本日の参考人には、児童手当問題についての専門家の専門家でいらっしゃる大塚さんもいらっしゃいますことですから、私は本改正案の趣旨でござります少子化対策を総合的に図るというのはどういうことかということを、国際比較の観点から意見を申し上げたいと存じております。

そこで、お手元にレジュメと若干の図表がございますが、まず日本の労働者の家計の特徴を国際比較から浮き彫りにしてみたいと存じます。

この特徴は、簡単に申しますと、家計収入の総収入に対する世帯主勤め先収入の比率が高いことと、その反面で世帯主の配偶者の収入の比率が低いというところにまず特徴がございます。つまり、簡単に言えば、夫の勤務先収入の比率が高いことと、妻の収入が家計に占める割合が低いわけでございます。

そしてその次に、社会保障給付の比率が家計収入に占める比率が低くなつてございます。これは、図1に日本と韓国及びドイツのブルーカラー、ドイツのホワイトカラーという比較がござりますけれども、日本の労働者家計に占める社会保障給付の割合は六十年代、特に後半になりますとふえるんですけれども、いわゆる現役世代にとっては社会保障の給付というのがほとんど家計に貢献をしていないという構造になつてございます。

他方で、韓国や台湾のような東アジアの国に比べますと、日本の労働者家計の特徴は贈与や仕送りの比率が低いところにございます。要するに、世帯主の会社に対する家計の依存度が大変高くなつております。このことを私は時として家父長制の企業を中心社会のあり方だというふうに言っております。このことは時として家父長制の企業を中心社会のあり方だというふうに言っております。

ところで、ドイツの現役世代にとって実収入に占める社会保障給付の比率が高い原因を探りますと、これは一つには児童手当、これが最大要因でございます。二番目の要因は雇用促進給付、一種の失業給付でございますけれども、これがあるおかげで現役にとってもそしてブルーカラーの人にとってはなおさら実収入に占める社会保障給付の比率が高いために、したがいまして、現役のときから社会保障制度のありがたみを実感できるという社会保険システムになつてゐるわけでございます。

統いて、児童支援バッケージと言われるものの国際比較を申し上げたいと思います。

児童支援バッケージ、チャイルド・ベネフィット

ト・バッケージとは、今、京極先生のお話にもございましたけれども、いわゆる子育て支援あるいは子供が育つことを支援する政策としては、以下の少なくとも数点のものをあわせて考えなければいけない。すなわち、現金給付である児童手当、それから扶養家族に関する税を軽減する所得税制、住宅費を軽減させる給付、それから保健医療費を軽減させる給付やサービス、そして最後に保育・教育費を軽減させる給付やサービスでござります。

子供のいない家族の総所得に対する子供がいる家族が受け取っている児童支援バッケージが占める比率を見ますと、図2に示されますように、これはケース一が男性平均賃金の半分程度の所得しかない低所得者、ケース二はちょうど平均、それからケース三は平均所得の一・五倍を得ている比較的高所得者のケースでございますが、この三つの所得階層についてCBPの実質価値というのを見ますと、日本は、実は日本の数値の中には企業が支給する家族手当の扶養児童分が含まれておりますけれども、これを含めてもギリシャ、ポルトガル、スペインなどと並んで大変低くなつているわけでございます。

一般に、この棒グラフの数値の高い国、CBPが高い国というのは所得制限のない児童手当を持つております。それから、税制がCBPに占める比重は比較的高所得者で大きくなつていて、これが支給する家族手当の扶養児童分が含まれておりますけれども、これを含めてもギリシャ、ポルトガル、スペインなどと並んで大変低くなつているわけでございます。

一般的に、この棒グラフの数値の高い国、CBPが高い国というのは所得制限のない児童手当を持つております。それから、税制がCBPに占める比重は比較的高所得者で大きくなつていて、これが支給する家族手当の扶養児童分が含まれておりますけれども、これを含めてもギリシャ、ポルトガル、スペインなどと並んで大変低くなつているわけでございます。

それから、日本の特徴は住宅費が格段に重く、図2というものは住宅費控除前の状態でございますから、日本の児童支援バッケージは辛うじてプラスの値になつておりますけれども、住宅費を控除いたしますとバッケージはマイナスになつてしまします。これは、日本の社会保障制度の中に住宅費を軽減する給付がないことによつております。それから、日本の低所得者にとっては住宅費と教育費が重いために、いずれも住宅費控除後のCBPはマ

イナスになってしまふ。つまり、そのような意味では国は少しも子育てを支援していないということになります。

統規書として圖をどうぞ

手厚い児童支援パッケージがあつたからといつ

開発指数では世界で四位、五位といった高いランクにございますけれども、ジェンダー開発指数というように男女格差を割り引いてしまいますと低くなるわけでございますが、ここにもこのようないくつかの問題がござります。

次第です。
そして最後に、男女賃金格差の縮小といったもののをきちんと政策目標に掲げて推進される男女共同参画政策こそが最善の少子化対策になるといふことを申し上げまして、私の意見を終わらせて

五年ばかりは童保育の連絡会の大坂での会長を務めてきたのであります。が、これにかかわって、児童手当勘定の中に特別保育だとか学童保育のいわゆる児童育成事業が含まれておりますけれども、中心的には児童手当の財源は前者の所得保障を

て子供を産むのかどうかということについてしばしば疑問が呈されておりますけれども、これを腰間風速としての出生率ではなく八一年から九二年といった間の出生率の変化を見ますと、明らかに児童支援バッケージの低い国で出生率が低下し

た出生率の変化の割合がマイナスになつてしているのは、八二年に比べて九二年の出生率が低くなつた国をあらわしております。このようなことが一般的に言えるわけでございます。

しかし、児童支援パッケージ、子育てといいますか少子化対策を総合的に図るというときには児童支援パッケージを見るだけではまだ足りないと、いうのが私の理解でございまして、図は一つしかお示ししてございませんけれども、これはよく知

られた事実として、二十五歳から三十四歳の女性の労働力率が高い国では出生率も高いという相関がございます。

御承知のように、日本の年齢階層別女性の労働力率は二十五歳から三十四歳でがたと落ち込み、ローマ字のMの字を描くいわゆるM字型になつてゐるわけでございます。先進国と言われる国の中では、女性の労働力率といえどもM字型になつてゐる国はほかにはございません。日本ではこの年齢階層の女性の労働力率が低いわけですが、そのような日本で出生率も低いということはほかの国にも相関関係として見出されることでござります。

それから、女性の社会的地位、これはジェンダー開発指数というようなインデックスが国連開発計画によつてつくられておりますけれども、平均寿命ですか就学率それから一人当たり国民所得といつた数値を男女の格差でもつて減点したもののがジェンダー開発指数でございます。これが高い国では出生率も高い。日本は、男女込みの人間

開発指數では世界で四位、五位といった高いランクにございますけれども、ジェンダー開発指數というように男女格差を割り引いてしまいますと何んくなるわけでございますが、ここにもこのようないくつかの問題がございます。

それから、図4は、これは日本経済研究センターの所長でいらっしゃる香西泰さんの最近の御研究の結果なんですけれども、ある程度開発が進んだ国では男女貢金格差が小さいほど出生率が大きいという状態を示しております。エジプト、トルコ、スリランカ、中国等々といった国では男女貢金格差は大きいけれども出生率も高い。しかし、図の右下の方に示されております国、これはある程度開発が進んだ国というふうにここで表現いたしましたけれども、ここでは明らかに右上がりに相関が見られるわけでございます。あわせまして、男女貢金格差が小さい国では夫の家事協力度も高いということが知られているわけでござります。

以上の事実から政策的なインプリケーションを引き出すとすればどういうことであらうか。つまり、ここでは少子化対策を総合的に、これは児童手当法改正案の趣旨でもござりますけれども、総合的に図るということの重要性を余すところなく示していると考えます。総合的に少子化対策を図る上で、児童支援パッケージというのはその指標となるものとを考えます。児童支援パッケージの実質価値を高めなければ所得制限のない児童手当を採用していくことが重要であるというのも、以上のような国際比較の事実は示しております。

それから同時に、税制を通じる児童支援パッケージは低所得者にとってては有効性が小さいといふことも示しております。所得階層で区切つてどの所得階層の子育てを支援すべきかということに関しては、これはもう価値判断の問題ではござりますけれども、他方で、今の日本で大変景気の回復がおくれている中では、このような現金給付はより消費性向の高い低所得者に対してターゲット

五年ばかり児童保育の連絡会の大坂での会長を務めてきたのであります。これにかかわって、児童手当勘定の中に特別保育だとか学童保育のいわゆる児童育成事業が含まれておりますけれども、中心的には児童手当の財源は前者の所得保障を担っている。子供一人一人に対する、親ではなくて彼らに対する所得保障というふうに児童手当をとらえるのであれば、現在の法律の仕組み、前提になつております児童を養育している者に対する児童手当の支給、すなわち簡単に言えば親ないし世帯に対する支給ということになりますが、こうになっております児童を養育している者に対する児童手当の支給、すなわち簡単に言えば親ないし世帯に対する支給ということになりますが、こうなりますと、(土音)内にどうぞ、うつと

次第です。

そして最後に、男女賃金格差の縮小といったもののをきちんと政策目標に掲げて推進される男女共同参画政策こそが最善の少子化対策になるといふことを申し上げまして、私の意見を終わらせていただきたいと存じます。

どうもありがとうございました。

○委員長(狩野安君) ありがとうございます。

次に、二宮参考人にお願いいたします。二宮参考人。

参考人(二宮厚美君) 二宮でございます。

私は、児童手当に絞ってお話し申し上げたいと思います。

児童手当の内容につきましては、大体五つの論点が浮かび上がってくるのではないかということを思います。五つの問題といいますのは、あらわしめ項目だけ申し上げておきますと、まず一つは児童手当の趣旨ないし目的にかかる問題、二つ目は支給時の所得制限の問題、第三番目には児童手当の支給対象どとか支給期間について、第四は児童手当の支給額どとか水準にかかる問題、それから第五番目になりますけれども、今回の児童手当の最大の争点でありました児童手当の財源確保の問題、この五つにわたってそれぞれ、以降時間の許す限り意見を述べたいと思います。

まず、第一番目の趣旨だとか目的にかかるところですが、先ほどのお二方の先生の話と大体同じところがありますけれども、私は子供の生年月日を保障につきましては二つの側面から統一して推進していくしかねばいけないというふうに思っております。一つは、子供の生活を生計費の側面から保障する、すなわち所得保障の視点を徹底することです。二つ目は、それとどまらなくて、保育だとか学童保育にかかわって子供の発達に必要な社会サービスの保障、保育所を初めとして学校まで発達保障目的のサービスの保障の充実、この二つの視点の統一が必要だというふうに思います。

児童手当は、その内部を見ますと、私は過去二十年

五年ばかりは児童保育の連絡会の大坂での会長を務めてきたのであります。これにかかわって、児童手当勘定の中に特別保育だとか学童保育のいわゆる児童育成事業が含まれておりますけれども、中心的には児童手当の財源は前者の所得保障を担っている。子供一人一人に対する、親ではなくて彼らに対する所得保障というふうに児童手当をとらえるのであれば、現在の法律の仕組み、前提になつております児童を養育している者に対する児童手当の支給、すなはち簡単に言えば親ないし世帯に対する支給ということになりますが、こういう家計ないし世帯補助的な考え方というものを改めていく必要がありはしないか。

とりわけ、今回の措置は将来の児童手当の改革への第一歩、過渡的な措置だというふうに言われておりますけれども、全体として児童手当を子供一人一人の所得保障としてどう発展させていくのか、この方向が明らかになつてない。この点に私は大変大きな不満を持っております。

とはいいましても、今全国各地で保育だと学童保育が、例えば公立のものが民営化されるとか民間委託になるとか、いわゆる市場化路線が進行しておりますけれども、そのときに所得保障をしておりますけれども、ちゃんとやつておれば、いわゆる現物給付というふうに言われております保育だと学童保育の充実は後回しにしていいというか副次的なものでいい、こういう考え方もあるようでありますけれども、これはまさに少子化であれ子どもの権利条約の精神であれ、児童福祉の視点から見て非常に大きな問題を持っている。つまり、所得保障とサービス保障といふのはあくまでも統一して相互補完的に充実させなければならないというふうに思います。

それから第二番目でありますのが、子供に対する普遍的な生活ないし所得保障という視点からとらえるとすれば、イギリスであるとかスウェーデンであるとかその他ヨーロッパ各国がそうしておりますように、親ないし世帯の所得制限はやはり撤廃する、もしくは当面撤廃という方向をにらみな

がら大幅に引き上げるということが必要で、そういう方向性を打ち出すべきではないかというふうに思います。

ところが、今回の改正では児童手当の本則が付及び特例給付両方にわたって所得制限は据え置かれておりまし、所得制限の中でも、もう既にこの国会でも問題になつておりますけれども、いわゆるサラリーマン世帯と自営業世帯との所得制限の格差といふ従来から問題になつてゐる問題群もなお階級化されている、こういう問題点が第二番目に指摘できると思います。

それから第三番目は、支給対象、支給期間の問題でありますけれども、今回の改正は小学校入学前までの子供に対して支給が延長される、こういうことがありますから、その限りでは支給対象範囲を擴大する。これは言うまでもなく評価できるわけでありますけれども、ただ日本の児童手当の歴史を振り返ってみても、これは一步前進二歩後退というふうに言うべきではないか。つまり、本来であればヨーロッパ諸国に並ぶ形で、児童福祉で言うところの児童といいますのは児童福祉法にありますように十八歳までありますから、十八歳までやはり延ばすべきだし、当面それが無理であるとすれば義務教育終了まで延長すべきではないか。とりわけ、第三子に限つてではありますけれども、日本の児童手当中の中でも七〇年代の半ばから八〇年代の半ばまでおよそ十年間、義務教育終了前まで手当を支給したことがあ

したがつて、こういう歴史の流れから見まして、やはり最低でも義務教育終了までは児童手当の支給期間を延ばすべきではないか。この点の改善が、先ほど言いましたように一步前進ではありますけれども、大きな日本の流れからすれば二歩後退ではないかというふうに考えられます。

それから第四番目であります、児童手当の支給額、水準につきましては、先ほど大沢先生の御指摘にもあったわけでありますけれども、日本は少なくともヨーロッパ先進諸国と比べてみて圧倒的

的に低い水準にある。これは支給額もそうでありますし、児童手当や援助パッケージの総額を対GDPだととか国民所得比で比較した場合もそうでありますし、衆議院の議事録を私は来る前に読ませていただきましたけれども、ここで委員会の議論の中でも、例えばGDP比でいいますと〇・一以下、先進国では少なくとも児童手当は二%なしで三%以上に達成しているというのが当たり前だという指摘がありましたが、こういう問題群、つまり支給額や水準についてやはりもう少し改善すべきではないかというのが第四番目です。それから第五番目、これはいわゆる財源構成の問題でありますけれども、今回の改正の最大のポイントは、児童手当につきまして從来の事業主七割負担、公費三割負担という財源構成を一たん横に置いて、三歳から六歳までの子供向け児童手当については全額公費負担とする、その公費負担の資金を年少扶養控除の引き下げで賄う。これが今回の改正の最大のポイントであったよう思いますけれども、これは政府もお認めでありますが、千九百万人の子供に対する増税から三百万人分の支給対象児童の手当財源を捻出する、そういう格好で、事実上一千六百万人の子供を持つ世帯ないし家族はそのおかげで増税といっしつ返しを食らう、こういうことになつてゐるわけです。

○委員長(狩野安君) ありがとうございます。次に、大塙参考人にお願いいたします。大塙参考人。(大塙まゆみ君) 福井県立大学の大塙でございます。どうぞよろしくお願ひいたします。私は、社会福祉の分野から海外の家族手当と日本の児童手当について研究した立場として見解を述べさせていただきたいと思います。
資料を準備いたしましたので、どうぞご覧ください。
まず、児童手当についてなんですけれども、児童手当は御承知のように一九七一年に最後の社会保障として成立しました。最後の社会保障と言われたのはなぜかと申しますと、第二次世界大戦後に憲法二十五条を実現するために新しい社会保障制度の確立が必要であるとして医療保険とか年金保険などを順次整備したんですねけれども、その計画段階でも児童手当は優先順位が最後で、実際児童手当の成立をもって福祉元年という言葉が一九七三年に使われました。
この社会保障の中でも後回しにされてきた児童や家族の問題に最近ようやく政策的な関心が向かってきたということはいいことだとは思うんですけれども、その動機が不純といいましょうか、本当に児童や家族の福祉が考えられているんだろうかという印象を受けます。児童手当とか児童福祉対策といふものは、その社会がいかに児童や児童を育てる家庭を大切にしているかをあらわすパロメーターだと思ひますけれども、どういう関心を向けるのかと云ふのが大事だと思います。
社会保障や社会福祉の歴史を眺めてみると、それは人権を軽視してきた人の人権を確立する方向に歴史は動いているのだと私は思います。最近は、高齢者とか障害者の福祉対策にも以前に比べると随分社会政策の目が向いてきました。そういうふうに、児童を含めて自分の力で自立できにくい人の人権や生活、人格を守る方向へ社会保障が拡大されてきているとは思うんですけども、まだまだ不十分だと思います。

特に、ナンバー1の国表4に載せておきましたが、児童家庭施設への支出は日本はかなり低いです。それから、前のページのナンバー1にも国表2として社会保障支出に占める家族手当費を上から七段目ぐらいに載せておきましたけれども、これも日本はかなり低いです。

イギリスの社会保障計画をつくったベアリッジは、社会保障を窮屈から自由への道と表現したんですけれども、私は、社会保障を長い歴史のスパンから見て、奴隸から人間への道と表現したいと思います。つまり、人間が人間らしい生活を送れるようになるのが社会保障や社会福祉だと思います。

そうすると、人間らしい生活とは何かということになるんですねけれども、人間の一つの真理は一人では生きられないということだと思います。そして、社会の中で生きるということがもう一つの人間の真理だと思います。特に、児童期は親や養育者がいなければ一人では生きていけませんけれども、人間の子供を育てることは年中無休でまさに家事・育児奴隸になつたような気がするのです、これはちょっと私の個人的経験も入つてゐるんですけれども。そういうことで、最近の少子化というのは女性が人間らしい人生を求めて抵抗している結果ではないかと思います。

ですから、児童手当を少子化対策の目玉とするという人口政策的な発想では女性たちの反発を買うのではないかと思います。もつと女性や子供の人格や人間性を尊重した政策として児童手当を実施してほしいと思います。児童手当を少子化対策と銘打つと、お金日當てに子供を産ませるようなもので、生まれてくる子供のことは二の次になつているようを感じられます。

児童手当は現金給付なんですかねども、受給者は社会から何らかのメッセージが伝わると私は思います。それはなぜかといいますと、以前に児童手当協会というのがあつたんです。これは今、こども未来財團になつてゐるんですけれども、以前

の児童手当協会のときに「児童手当」という機関誌が出ておりました。その機関誌の中に児童手当を受給している人たちの声が出ていたんですけども、それによりますと、児童手当をもらって社会から子育てを応援されているような気がするというようなことを書いている人が何人もいらっしゃいました。

つまり、児童手当は社会からの子育てへのエールとなって子供の健全育成への願いをメッセージとして述べる制度にするべきだと思います。どういうメッセージが伝わるかはその受け取る人によつて違うとは思うんですけども、政治での児童手当の扱い方とかマスメディアの取り上げ方、それから制度自体の実質的な内容がすなわち暗黙のうちに何らかのメッセージを発していると思います。

児童手当が創設された当初、厚生省でその準備に当たった方がいらっしゃるんですけども、その方がどういうふうに考えていらっしゃったかと

いうことをこのレジュメの一一番最初のページの左側の2の2つ目の黒い星印に載せておきました。

これは長いので文は省略しますけれども、要するに児童手当には児童養育家庭への応援団、サッ

カーでいいますとサポートとしての機能を持った方には児童手当の存在意義が

感じられないと思います。

そのためにはどうしたらよいかということなんですねけれども、まずは現在の日本の児童手当の問題

についてはレジュメの3に「現行児童手当の問題点」として載せておきました。

つまり、支給期間が短いこと。それから、所得制限があるので結果として対象児童が少ないということ。それから、日本の児童手当はすべての児童の健全育成と資質向上を目指している制度なんですねけれども、結果として結局一部の児童への選別的な制度になっているということ。そ

の児童手当協会のときに「児童手当」という機関誌が出ておりました。その機関誌の中に児童手当を受給している人たちの声が出ていたんですけども、それによりますと、児童手当をもらって社会から子育てを応援されているような気がするといいうようなことを書いている人が何人もいらっしゃいました。

つまり、児童手当は社会からの子育てへのエールとなって子供の健全育成への願いをメッセージとして述べる制度にするべきだと思います。どう

いうメッセージが伝わるかはその受け取る人に

よつて違うとは思うんですけども、政治での児

童手当の扱い方とかマスメディアの取り上げ方、

それから制度自体の実質的な内容がすなわち暗黙

のうちに何らかのメッセージを発していると思

います。

児童手当が創設された当初、厚生省でその準備

に当たった方がいらっしゃるんですけども、そ

の方がどういうふうに考えていらっしゃったかと

いうことをこのレジュメの一一番最初のページの左

側の2の2つ目の黒い星印に載せておきました。

これは長いので文は省略しますけれども、要するに児童手当には児童養育家庭への応援団、サッ

カーでいいますとサポートとしての機能を持った方には児童手当の存在意義が

感じられないと思います。

そのためにはどうしたらよいかということなん

ですねけれども、まずは現在の日本の児童手当の問題

についてはレジュメの3に「現行児童手当の問題点」として載せておきました。

つまり、支給期間が短いこと。それから、

所得制限があるので結果として対象児童が少

ないということ。それから、日本の児童手当はす

べての児童の健全育成と資質向上を目指している

制度なんですねけれども、結果として結局一部の児

童への選別的な制度になっているということ。そ

れから、支給金額が少ないので、焼け石に水とい

うか、余りありがたみが感じられないような内容になっています。それから、年金とかほかの手当

は自動車保険制度になっていますけれども、

児童手当は物価保険制度も導入していません。

いかに児童手当が軽視されてきたかということが

これで裏づけられていると思います。

それから、支給金額についてなんですか

も、それがどういう根拠ではじき出されているの

かということもわかりませんし、それから過去に

支給年齢が三歳未満になつたり小学校入学前にな

りましたけれども、その理由もはつきりわかりま

せん。ILLOの百二号条約で家族手当、家族給付

の支給額の基準を出しています。これは資料のナ

ンバー3の下の段の5に載せておきましたけれど

も、このILLOの百二号条約に当てはめても日本

の児童手当の支給金額は少な過ぎます。少なくと

も現行金額の三倍以上は必要だと思います。

それから、海外の家族手当についてもナンバー

1の資料の図表2に十四ヵ国ほどの児童手当がど

ういう基準で出されているかとともに一覧表

にして載せておきました。支給年齢なんかも、ご

らんいただきわかるように、ほとんど主要

の国は十六歳以上です。ですから、せめて十六歳以

上、できれば十八歳までは児童手当を支給するベ

きだと思います。

制限時間が十分と大変短いのですので、申し上げ

たいことはあらかじめレジュメと資料にまとめて

おきましたので、またごらんいただきたいと思いま

す。

これまで参考の方々からの意見の聴取は終わり

ました。

これより参考人に対する質疑を行います。

質疑のある方は順次御発言願います。

○入澤謹君 大変参考になるお話を、それぞれの先

生方、ありがとうございました。

共通して言えることは、児童手当につきまして

これから、支給金額が少ないので、焼け石に水とい

うか、余りありがたみが感じられないような内容

になっています。それから、年金とかほかの手当

は自動車保険制度になっていますけれども、

児童手当は物価保険制度も導入していません。

いかに児童手当が軽視されてきたかということが

これで裏づけられていると思う

と思います。

それから、支給金額についてなんですか

も、それがどういう根拠ではじき出されているの

かということもわかりませんし、それから過去に

支給年齢が三歳未満になつたり小学校入学前にな

りましたけれども、その理由もはつきりわかりま

せん。ILLOの百二号条約で家族手当、家族給付

の支給額の基準を出しています。これは資料のナ

ンバー3の下の段の5に載せておきましたけれど

も、このILLOの百二号条約に当てはめても日本

の児童手当の支給金額は少な過ぎます。少なくと

も現行金額の三倍以上は必要だと思います。

それから、海外の家族手当についてもナンバー

1の資料の図表2に十四ヵ国ほどの児童手当がど

ういう基準で出されているかとともに一覧表

にして載せておきました。支給年齢なんかも、ご

らんいただきわかるように、ほとんど主要

の国は十六歳以上です。ですから、せめて十六歳以

上、できれば十八歳までは児童手当を支給するベ

きだと思います。

制限時間が十分と大変短いのですので、申し上げ

たいことはあらかじめレジュメと資料にまとめて

おきましたので、またごらんいただきたいと思いま

す。

これまで参考の方々からの意見の聴取は終わり

ました。

これより参考人に対する質疑を行います。

質疑のある方は順次御発言願います。

○入澤謹君 大変参考になるお話を、それぞれの先

生方、ありがとうございました。

共通して言えることは、児童手当につきまして

ることはできない。

まだ、租税上の扶養控除がありまして、これも

非常に位置づけが低い、あるいはその中身に非常

に問題があるというふうに聞こえたのでございま

すけれども、それについては私は幾つかの理由が

あるんじゃないかなと思います。その理由につき

まして、先生方の御意見をまずお聞きしたいと思

います。

先ほど京極先生が、児童手当というのは小さく

産んで大きく育てることがいい制度だというふう

にお話しさいました。

たくさんの方で支援対策が提唱されているん

ですね。これはもう各団体、厚生省もそうです

し、それから日経連、経団連、同友会、医師会。

その中には児童手当あるいは出生給付、それから

保育施設サービス、地域育児ネットワーク、育児

休業、教育支援、それから勤務形態の弾力化、短

時間労働の活用、あるいは同棲の容認、夫婦別

姓、年功序列賃金体系の廃止、専業主婦優遇見直

し、さらには住宅政策と、いろんなものが提案さ

れております。

こういう中で、児童手当について議論するとき

に、なぜこの児童手当が、今、先生方がおっしゃ

るようにもっと重視されなきゃいけないのか。子

育て支援対策の中で何が最も有効で、優先順位は

どうなのかということにつきましてお考えをお聞

いてください。

○参考人(京極高富君) 私は、優先順位というの

は児童手当が一番とか保育所が二番とか、そういう

ことは言えないと思っております。ただ、所得

保障という側面で考えた場合に、今後期待でき

る、また今後期待しなくてはならない社会的な文

化といふうに思つております。

我が国の社会福祉政策、これを数字で見ます

聞きたいんですねけれども、我が国でCBPが低

い理由、特にギリシャなどと並んで低い理由とし

てどんなことが指摘されるか。

○入澤謹君 今の質問に因應して大沢参考人にお

聞きたいんですねけれども、我が国でCBPが低

い理由、特にギリシャなどと並んで低い理由とし

てどんなことが指摘されるか。

○参考人(大沢眞理君) 最初の意見の中でも申

ましたけれども、一般にCBPが高い国と、

いな形でやられていますけれども、CBPが低い理

由として先生はどんなふうなことを考えておられ

ますか。

○参考人(大沢眞理君) 最初の意見の中でも申

いがために、もしこれを控除すれば、国は子育てを支援しているのではなくてディスカレッジしている、子供を産むなどいうメッセージを日本の政策パッケージは送っているというふうに言えると思います。これが日本のCBPが低い主たる原因でござります。

これ以上出生率が下がると、さらに次の山、三番目の山、四番目の山が来てしまうということです。これではとても日本の経済社会は耐えられないということから少子化対策を考える必要があるとうことなのだと思います。

合的に考えてこないで、年金は年金、医療は医療で考えるというような考え方をしてきた結果、児童手当、子育て支援については後手後手に回ってしまったのではないかと思うておりますけれども、それは今後は改められなければならない一大批

生涯所得の高い県が東京、神奈川、大阪、京都等なんですね。右側にある沖縄等は非常に低い。我が国は生涯賃金というのは大体二億五千万ぐらいで、東京は三億三千万ぐらい、東北各県と南九州は二億一千万前後なんですね。

それと非常に連関しているように見えるんです

○入澤謹君 そうすると、そのCBPについては計算上の問題である。社会福祉政策の中でたくさんの政策体系を我が国政府も用意しております

で、子供は何人欲しいかというアンケートに対し
て、実際産んでいる子供の数というのは一人以上
差がある。つまり、三人欲しいと言つていながら

○入澤謹君 もう一つ、今のお考えを聞きながら
お聞きしたいんですけども、東京商工会議所
以上です。

率が高いというふうに見えるんですが、この高い理由は先生はどんなふうにお考えになっていますか。

○参考人(大沢真理君) まず、なぜ少子化対策を
て児童手当制度は考えられるべきかにつきまして
はいかがでしょうか。

い、産める条件もそこそこある人がしかし産んでいないと。これはやはり問題なのでないだらうか。

産んで育てたいという人がそう思ったときに産めるという社会でなければそれは福祉が保障されている社会とは言えないと。幸せが保障されている社会とは言えないというところでの少子化の問題というのはござりますので、そういうふうに考えていったときに、今の日本の社会福祉の中で、

は児童手当法みたいなことよりも人口減少社会に対する
策基本法、このようなものをきちんと児童手当法
の上に位置づけて、そして内容を改善すべきでは
ないかということを提言しておりますけれども、
今、先生がおっしゃった児童手当も医療や年金を
総合的に考える中で位置づけるべきだというお考
えからしまして、この東京商工会議所の提案につ
きましてはどうお考えですか。

○参考人（大沢真理君） 不勉強で、提案されてい
るへは成らん上うな付帯的なものでござりません

「情報」という機関誌の中の一部の論文から抜き出してきたんですねけれども、同じような図表が平成四年の国民生活白書にも載っていたと思います。きょう載せたこの論文の文章の方を読みますと、いろいろ分析してあるんですねけれども、この合計特殊出生率の低い県というのは、今おしゃったサラリーマンの生涯所得の高い県といふような見方もあるのかかもしれませんけれども、この論文を書いて分析された方によりますと、都市化進むにつれて地域に行けば行くほど出生率は低くなっています。

たくさん産んだのではより困るわけでござります。つまり、少子高齢化して何が困るかというと、一番困る制度は年金制度。ほかにもいろいろございますが、年金制度の財政が破綻すると、

てきてしまつたかということなんですかれども、やはり日本では子供は親の私物、私のものであるというような考え方が強かつたことが一つあるのではないか。

で勝手な意見は抱えさせていただきますがけれども、人口減少というとぎに、他方では景気がやや回復してまいりまして、職種、業種によつては人手不足というようなことも出てきた中で、外国人

というふうに分析されていました。
私は、これを見て思ったのは、やっぱり地価の
高い地域、東京、京都、それから名前は出でていま
せんけれども、この図を見てみるとやっぱり都市

のが一番見えやすいことでございます。これについて言えれば、生まれた子供というのを最低二十五年間ぐらいは税金も社会保険料も納めませんので、今いきなり産んでも年金財政の破綻という問

それから、企業が支給しております賃金が生活給的で、御指摘のように扶養手当ですとか家族手当という中に子供の分も含まれていたことから、社会保障でやる必要がどこまであるのかという議

労働者の導入問題が新たに議論をされているというふうに聞いております。特に、これは介護労働力などを中心として議論もされて いるというふうに聞いておりますので、これはやはり外国人の導入

部の方が出生率が減っているんですね。それから北海道とか過疎地も出生率は低いんですけどね、でも、都市部で出生率が低いということは、やっぱり住宅にかなりお金がかかって、子供を産んでい

題は全く回避できないわけですから、産めばいいということではない。

論もあつたのだと思いますけれども、これも国際比較を客観的にやってみますと、日本で払われております企業の家族手当というのはそんなに実質価値の高いものではないというのがわかつてしまい

入といいますか導入といいますと何か客体化しているみたいなんですねけれども、このような議論ともあわせて検討されないといけない問題ではないかと存じます。

ちょっとと肩に上るというんでしようか、やや高齢化のスピードが落ちまして、その後に次の山が来て、五〇年ぐらいから安定をした人口構成になるというふうに今推計がされておりますけれども、

そういう中で、さらにもう一点言うとすれば総合的に考えてこなかった。つまり、年金、医療といったことの今後の問題を解決する上で、世代間の連帯というような理念を強固にしておく必要がある。

○入澤謹君 大塙先生にちよとお聞きしたいん
ですけれども、いただきました資料で図表5を見
ますと、合計特殊出生率の低い県と高い県が並べ
てありますけれども、平均的なサラリーマンの生

住宅手当が社会保障として実施されていませんので、その辺の負担がかなり重くのしかかってきているということが出生率低下の一因としてあると思います。

以上です。

○入澤泰君 最後に二宮参考人にお聞きしたいんですけれども、五つの視点から児童手当について問題点を指摘されました。私も問題点としては非常によくわかります。

これらを改善するために、先ほど京極参考人が
社会的連帯が必要である、特に企業の役割が重要
であるということを指摘されましたけれども、二
宮参考人としては社会的連帯、それから児童手当
制度における企業の役割につきましてどのように
お考えですか。

会的支援は一面では進歩的だと。といいますのは、一九八〇年代のいわゆる子育てに対する家族責任的な、日本型福祉社会というふうに言われておりますけれども、そういう考え方ではなくなりましたけれども、そういう考え方ではなくなりましたけれども、社会へ

的支援だと連帯だと、これは歴史的に進歩的な、そして肯定できる側面を持っていたと思うんですけれども、児童手当の拡充につなげるためにはいわゆる公的支援ですね、社会的というよりは公的支援という考え方をやっぱり軸にしていかなければいけないんじゃないかなというのが一つ目です。

それから、公的なサポートの際に、先ほど財源構成に対する企業の責任については、どういうふうに根拠づけるかという点は幾つか議論があろうかと思いますけれども、当面は日本の児童手当をめぐる大変大きな変動を待つて、

るので、その限りで企業の貢献といいますか役割
というのは非常に大きいし、もっと今度も明確に
すべきであったのではないかというふうに思いま
す。

私どもは、今回の改正案には反対しております。それは、児童手当の拡充に反対しているのです。ではなくて、実は昨年の通常国会には、所得減税と

あわせて扶養控除を全廃する、そのかわり児童手

当を十八歳ないし二十三歳までに拡充するという案を出したわけなんですが、今回の余りにも不徹底。先ほどのお話をもありましたが、朝令暮改であるし、不徹底であるし、逆に増税になってしまふ人たちもいるという矛盾があるという意味で、抜本的な見直しをすべきであるという意味で反対しているわけです。

それはそれとして、私どもも児童手当の拡充、そしてどちらかというと税制での手当てよりは現金給付というふうには考へているのですが、やはりそこで財源問題と一歩のものは非常に大きなネック

なるんですね。

三、大きめに言えばまあ二対一というか、それが今度逆転したという意味では今度の改革、改正は画期的ななんだ、こういうことを言われたわけですね。先ほど京極参考人は、企業の拠出といふのは非常に大事なんだ。それだけではなく、ちょうど介護保険、保険料を払っていない人から

も育成保険料という形でというお話をあったたと思
うんです。

す。
というのば、今、企業が国際競争で苦しいとい
うこと、いろんなことで社会保障の負担を逃れる
方向に行っているんですね。例えば基礎年金を税
方式にする。私どもも主張しているんですが、
経済戦略会議なんかも事業主負担が免れられると
いう方向よしそうと思うのですが、上昇してい

い目的がなんだと見えて、それが強いてもなんです。果たしてそういうふうに社会保障の財源負担から企業の負担を少なくしていいのか、その辺についてお二人にお尋ねしたい。

○参考人(大沢真理君) 私は、企業の負担七割と

いう現行の負担割合がもう既に大き過ぎるのではないか。特に特例給付については全部事業主負担になつていいるというは、これは子供を持つている労働者を雇う企業に對してむしろ差別をしているというようなことにもなりかねませんから、このことの理念というの是一体どこにあるのかといふのがはつきりしないというふうに思います。

そして、私がこれが理想と考えるような児童手当制度、つまり所得制限がなく、そしてすべての子供に対して地域や物価による調整はあっても一定額を支払うような、こういう児童手当の財源と

いうのは、これはミニマム保障でござりますから、国税でもって、しかもその税源というのは累進的な所得税を中心とする税源でもって充てると、いうのが理想的なあり方ではなかろうかというふうに思つてはいるわけです。

しかし、では企業は全く負担をしなくていいのかといえば、これはやはりコーポレート・シチズン・リponsibilityといいますか、日本の国の中でも根づいて事業活動を開拓していく、そういう自然人とは違うけれども、市民の一員として日本の社会がサステナブルに、持続可能になっていくことの応分の負担

○参考人(二宮富美吉) 現在の児童手当に對する
会保障負担税として考るべきではなかろうかと
いうふうに思つております。
この点に関しては以上でござります。

企業の拠出金は、御承知のとおり厚生年金の保険料に上乗せする形で、つまり社会保険料的性格を持つて徴収されているわけです。社会保険料は、現在の日本の社会保障の仕組みを前提にしますと、ほんどの目的的的性格のものに近くなっていきます。例えば、医療保険にしましても年金の保険料によっても、一段の粗脱とは違つて、ある意味で

目的のための社会保険の保険料なし抛出金でありますから、目的的的性格のものに近いというふうに思っております。

これは一般の租税負担と、それから今述べまし

た目的税というものの比較の問題がそこから出でてきて、私は概して目的税をよやすということそのものに対しては反対なんですね。つまり、租税的一般性であるとか普遍性であるとか明瞭性であるとか、そういう点から見ますと、やたら目的税的なものをあやすということに対しては反対なんですね。

ただし、現在の社会保障に対する企業の拠出金や保険料は、しばしば問題にされておりますよろしく、要するに赤字法人であれば法人税は払わなくていい、それによって法人税がどんどん空洞化

してしまって、実際の企業がその営業活動を通じて問われる社会的責任を法人税だけでは果たせないという側面がある。そういう意味で、例えば東京で問題になっている外形標準課税なんというのもその一種だと思いますが、そういう性格のものも

として明確にすべきだ。
だから、今の児童手当に対する企業の責任とい
うのは、私は専門の責任として明示すべきではな
いかというふうに思います。

○今井澄君 この問題について、大塩参考人はど
ういうふうにお考えになりますか。

○参考人(大塙まゆみ君) 企業の負担についてなんですが、私はフランスとかイギリスの家族手当の歴史を調べた観点からお答えさせていたいと思います。

次の賃金の家族手当を社会保障化するきっかけをつくった人はエミール・ロマネという人なんですが、けれども、その人は企業の経営者で、経営者の団体で家族手当の分をプールして、家族手当全額と、いうものをつくるて子供のいる労働者に家族手当を出すという方式を考案した人なんです。その人が言つたことは、子供と、うちのは親だけ

が育てるんじやなくて親と企業と国が育てる責任がある、だから企業も子育て費用の三分の一を負担する責任があるということを言ったわけです。

そのエミール・ロマネという人は家族手当の父と言われているんですけれども、そういう思想のもとに家族手当がフランスでは広がっていったという経過があります。

ですから、現在の日本でも、子育ての第一義的責任は確かに親にありますけれども、子供を育てた後、成人した子供というものは企業の労働力になるわけです。企業は優秀な労働力を求めていると思いますが、その労働者を育てるのは家庭です。それで、それに対する企業はそれなりの責任を果たすべきではないかと思います。ですから、企業の社会的貢献という意味でも企業は出費してもいいと思います。

○今井灘君 今お聞きしたのは、こういう児童手当は社会的に支援するという意味ではやっぱり税でやるべきだというのが一般論として出てくる傾向にあるようになりますから、企業のことについてちょっとお尋ねしたんです。ところで、財源をそういう形でいろいろ調達するにしてもなかなか厳しい状況の中、所得制限を撤廃すべきだ、これは理念としてわかるんですけど、理念としてわかるんですけど、なかなかこの辺は一人一人に十分な手当を、しかも所得制限を撤廃するとなると非常に大きな問題になってしまいます。そこで理念が大事になると思うんです。

そうすると、児童手当は一体だれに何のために払うのかという議論を踏まえないと、所得制限を撤廃すべきかどうか、こういう厳しい中で財源を確保してもやるべきかどうかというところをはっきりさせなければならない。これは一種の神学論争みたいなものになってしまって、それで子供に出す手当なのか、それとも子供を育てている親に出す手当として考へるべきなのか。

その辺のところを簡潔に、まず京極参考人に、所得制限は撤廃すべきかということを含めてお尋ねしたいと思います。

○参考人(京極高宣君) 大変的確な御質問だと思います。

いますが、私は、現在の児童手当の制度ができたときの当初のねらいのようだ、やはり子供を育てる家庭に対する支援ということでありまして、直接子供に支給するものではないというふうに考えております。

したがって、もし子供に直接支給するのだったら、今まで平等に所得制限なしにその子供に与えるべきですけれども、やはり子育てをしている家庭に与えるということを考えれば一定の所得制限は必要だという考え方を持つております。

○今井灘君 同じ問題を大沢参考人にお尋ねしましたが、確かに現実にはそうなのかも知れませんが、御著書を読ませていただきますとむしろ所得制限は撤廃すべきだと思いますけれども、今の制度の中ではやはり所得制限は設けるべきだと。ただ、その額について時代に合わせて引き上げいくことは必要かというふうに考えております。

○今井灘君 同じ問題を大沢参考人にお尋ねしましたが、確かに現実にはそうなのかも知れませんが、御著書を読ませていただきますとむしろ所得制限は撤廃すべきだと思います。そうすると、その場合に現金給付というものの性格がどうなってくるかということもあると思うのですが、今の問題をお答えいただきたいと思います。

○参考人(大沢真理君) 御指摘のように、私は著書の中で、所得制限なしにしてすべての子供に少なくとも義務教育期間中、それから義務教育を超えても全日制の教育を受けている期間は児童手当が支払われるべきだというふうに書いております。これは今、京極参考人からも御指摘がありましたように、児童手当の対象というのは親ではなくて子供であろうというふうに考えるからでございま

わけですが、一定の部分を保障するという

ことは、やはりこれは社会全体が次世代の育成、次世代が生まれ育つて次の時代の社会を支える担い手になるということに対しても、今の大人の世代が全体として関心を持っているということの表現

として、その子供が育つこと自体に対してミニマムの所得保障があるべきではないかというふうに思われるからでございます。そのような考え方によれば、今ばらまきが立って実際に運営している国も多いわけです。

したがって、ついに私たち対案を断念せざるを得なかつたという経過があるんです。

そこで、今ばらまき批判といふこともありましたが、これはマスコミが挙げてばらまき批判をしていました。

このように申しますと、それはばらまきであるという批判を直ちに受けるわけですが、しかし

翻つて考えてみると、所得税の減免を通じて所得

育て支援というの、これもある指摘がありま

す。たとえば、中途半端な案をこんな

立派な段階で、あるいはどんどん普及していく段階で、そこにはリンクしていると思いますので、これが

将来的に何か、社会的に子どもの権利条約ができる

度の中ではやはり所得制限は設けるべきだと。た

だ、その額について時代に合わせて引き上げてい

くということは必要かというふうに考えておりま

す。

○今井灘君 先ほども申し上げましたように、実はこれは考え方の違いであります。神学論争をやつてもしようがないとは思うんですけども、しかし実は結構大事なことだと思うんです。きょうの参考人、皆さんおっしゃいますように額が低過ぎる、上げると、また、過半数の参考人が言わるよう所得制限をなくせとなると、これはかなりの財源をどこから調達してこなければならぬわけですね。

私どもも実は今度の改正案に対して対案を出そ

もより前進した児童手当というのは、どうしてもそういう制度ができなくて、所得制限をどうして

もどこかでかけざるを得ない。八百万あたりになっちゃうんですね。そうすると、では年収九百万、一千万の層の子育て支援はしなくていいのか

という話になつて、ついに私たち対案を断念せざるを得なかつたという経過があるんです。

そこで、今ばらまき批判といふこともありましたが、これはマスコミが挙げてばらまき批判をしていました。

このように申しますと、中途半端な案をこんな立派な段階で、そこにはリンクしている

選挙目当てと申しますか、中途半端な案をこんなところでこういうふうに出すよりもっと抜本改

革すべきなので、おかしいと思うんですが、それでも現金給付イコールばらまきという批判は結構簡単にされてしまうんですね。

そこで、先ほど入澤先生の御質問にもありましたが、順位をつけているのは確かに難しい、両方ともすべきであるというあれだと思うんですけども、子育て支援のためのいろんな環境整備と

が親の所得で決まってくるような趣すらあるわけ

でして、これは子育てをめぐるさまざまな困難が非常に問題になつていて、日本の育児に対する所得

育児、それから社会の支援のない育児という

ことを打破していく、乗り越えていくためにも、世帯に対する支援ではなく、子供個人に対するそ

のような支援が適切ではなかろうかと考える次第です。

○今井灘君 先ほども申し上げましたように、実はこれは考え方の違いであります。神学論争をやつてもしようがないとは思うんですけども、しかし実は結構大事なことだと思うんです。きょうの参考人、皆さんおっしゃいますように額が低過ぎる、上げると、また、過半数の参考人が言わ

るよう所得制限をなくせとなると、これはかなりの財源をどこから調達してこなければならぬわけですね。

私どもも実は今度の改正案に対して対案を出そ

うと思ったんですよ、こんな中途半端なものじゃなくてきちっとした。ところが、年少扶養控除を全額廃止しても、そこから出でてくる財源で今より

子供に対するミニマムの生活費の一一定的部分を、サブスタンシャルな部分であればもつとい

りますけれども、一定の範囲で子供のためにお金を使つていて国民的な合意がどの程

度あるか。例えば、高齢者の介護に関しては相当使つても余り選挙民は文句は言わない。しかし、子供がない世代も含めて、子供にそんなにかけているのか、家族がやるべきじゃないかというような意見がまだまだ強いわけでありまして、その辺のやはりコンセンサスが十分まだ得られていないところにマスコミ等の批判もあるんじゃないかなというふうに思つております。

○参考人(大沢真理君) これは先ほどの税を通じる支援の裏返しにもなるんすけれども、一定額の児童手当を普遍的に支給するということは、低所得層にとっては世帯収入に占める児童手当の比率が高くなるという意味で重点化できるわけですが、私はタックスエクスペンド・チャージ、税の減免を通じる支援に比べて定額の現金給付の方がよほど重点化しているというふうに考えます。

○今井澄君 確かに、私どももそういう観点から

扶養控除を廃止して児童手当を増額しろという案を昨年出したわけなんすけれども、そのことは

そうなんですが、何かしつこいようで申しわけないんですけども、一定額の現金給付というのには

ある一定程度以上の高額所得者にとって余り意味がないこともあるんじやないかと思うので、所得制限は本当に青天井でいいのか、それとも何かある程度のところにかけるのも合理性があるのかと、いうことです。その点について大沢参考人、あくまで所得制限はなしでいくべきだということが、現実の問題としてちょっと御意見をお聞か

きしたい。

もう一つついでお尋ねしたいんですが、子供に対する、本人に対する手当という考え方でいくならば、子供の銀行口座をつくらせてそこに振り込むと、そして、子供が成人したときにそれを自分の宝として、宝と感じてくれなければしようがないですが、持つていてもらおうという、そういう社会の連帯をつくるという方策の提案もあるんですけれども、いかがでしようか。二つお聞き

たいと思います。

○参考人(大沢真理君) 絶対に所得制限は必要なのかというとなんすけれども、これは私、

行政費用の問題というのを考えていまして、八百

万とか一千万とか所得制限が相当高くても、所得

調査つきの給付である限りはミーンズテスト、所

得調査というものをしなければならず、そのための行政費用がかかりますから、それはなしでいつた方がよいのではないかということが第一点。

第二点目は、所得制限をいたしますとどうして

も国民を所得によって二分する。今、デジタル

デバイドとすることが問題になつていますけれ

ども、そうやって国民を児童手当がもらえる貧

困人とそれの要らない豊かな人というふうに分け

るということの意味は、これは社会保障に対する

信頼性、国民が全体で支えていくという観点から

望ましいのかどうかというと、そうではないだろ

うというふうに私が考えていることによると思いま

す。

恐れ入りますが、第二点は何でございました

か。

○今井澄君 子供の貯金、口座を開かせて……

○参考人(大沢真理君) わかりました。私はそぞ

うふうに考えております。

ただ、そちはいっても、五歳、六歳といった、

あるいは小学生ぐらいの子供がそのようなお金を

貯め使うことができるのかどうかということです

けれども、児童の権利条約にもありますように、

これは親が子供の利益の最善を配慮する最も近い

大人という形で親が後見をするというようなこと

ではないかと思うんですけれども、この

ところ児童虐待ということがさまざま問題になつて

おりまして、児童の虐待が起こるケースというの

は決して低所得者あるいは一人親といった世帯に

は決して高所得で親がそろつてい

るわけではなく、高所得で親がそろつてい

るわけもなく、高所得で親がそろつてい

護といいますか正当化論だと思いますが、つまり非課税世帯に対する改革、それだけ取り出すのであれば年少扶養控除と児童手当の、だれかがス

ワップというふうに言っておりましたけれども、そのことだけではなくて、非課税世帯に対する児童手当の趣旨を生かすのであれば別途考え得るところです。つまり、幾つか別に代替案を考えられるのであって、別に税制と児童手当を比較するということに限らない、これが一つあるだろうと思います。

それからもう一つは、一番大きな問題であつた、つまり千六百万人の児童を持つ家庭に対する増税によって三百万人の子供を持つ家庭に対する支援というのが今度の措置を正当化するときの最も有力な根拠であったと思いませんけれども、問題を裏返して言いますと、これは、つまりは私が先ほど述べた点に即して言いますと、従来の児童手当の財源構成はある意味では全く違うものであります。これはもう既に明らかになっています。一歳から三歳までの児童手当の財源は、現在の児童手当に対する拠出金、つまり企業負担七割の拠出金によつて賄われている。これに対して、今度のものは全然別の財源を持ってきているわけですから、これは接ぎ木というふうに言われても仕方がないし、児童手当そのものの財源構成に対する理念といいますか、その趣旨に即して言いますと大きく従来からずれているということがあるだううと思います。

ですから、例えば児童手当は福祉の措置でありますから、先ほどからお話しになつていますように、一人一人の子供に対して児童手当を支給するといふ点からすると、多少とも福祉の視点からすれば、その財源を確保する際に所得の水平的再分配ではなくて垂直的な再分配の視点を入れなければいけないと思うんですけれども、今回のものはまさに児童を持つ一般の家庭から税金を巻き上げてそれより少ない家庭のところへ渡すということありますから、およそいわゆる福祉国家の理念であった垂直的な所得再分配という趣旨からも反

するのではないか、そういうような問題点を感じます。

○井上美代君 ありがとうございました。

次に、大沢参考人にお聞きしたいんですが、先ほど民主党の方からも質問がありましたけれども、児童手当については二つの所得制限といふのがあって、自営業などの非被用者の場合には四百三十二万円というのが所得制限になっているわけですが、厚生年金に加入のサラリーマン被用者は事業主の拠出金から十割給付で年収で六百七十万円というふうになつております。

しかし、今回、拡充部分についてはこの特例給付分もすべて公費で支給されるとしているわけなんですけれども、このよう二つの所得制限があるということ、これは児童手当だけであるということが質問の中でも明らかになつてゐるわけなんです。それ自身問題であるわけなんですが、ささらに審議の中で出てまいりましたのは、厚生年金に未加入の中小零細企業で働いている労働者、これは低い所得、いわゆる非被用者と同じになるということが言われたわけなんです。そして、結局所得制限が低く抑えられるわけなんです。

そしてもう一つ問題は、例えば就学援助などに

ついてはそのときの収入で評価されるというの

ですが、児童手当の場合には前年の所得で判断され

るということがあるわけです。そのために、失業や倒産をしたとか、不況下で今大変ですけれども

も、所得が不安定な自営業にとっては仕事がなく

なったとかいうことがありますので、前年度の収入があればもらえない、現実は非常に苦しくてど

うにもならないというふうになつていてるんですけども、そのときに受けられないという今の不況下での問題があるわけですね。

大臣は、何しろ低い所得制限を超える人は高額ヨーロッパ、アメリカの企業に比べて決して高くない、むしろ低い方であるということは、これは現実があるわけなんです。そこを考えまして、児童手当の所得制限というのはやはりなくしていいからも反

なきやいけないというふうに思つてゐるんですけども、今日の社会状況を見ましてどのようにこの所得制限というものの方を考えていくかといふ問題と、そしてもう一つは、先ほどから言つてもくださつてあるわけですから、そもそも二つの所得制限があるということをどのように考へられるのか。二つの制限は今あるわけですか

ら。その両方をぜひ聞かせていただきたいんです。○参考人(大沢真理君) 先ほどから御質問いただいていますので、繰り返しにならないようにお答えしたいと思いますけれども、そもそも私は、理想的には所得制限なしに児童手当を支給すべきだと思います。それについてはそのとお考えでございますので、これについてはそのとお答えでございます。したがつて、二つの所得制限があるということの合理的な理由はないというふうに考えます。

先ほど、事業主が、近年、社会保険倒産というようなことも言われまして、特に厚生年金の保険料が払えないがため資産を差し押さえられたりとか倒産してしまうとかといったことがあります。それで、これを避けるために厚生年金に加入しなければいけないはずなのに加入をしない事業体がふえてるということが新聞等で報道されております。これは、社会保険の空洞化といふことを考えると、まさに大変ゆるしい問題かと思ひます。

翻つて、日本の企業の税金や社会保険料の負担というのは諸外国と比べて重いのか軽いのかといふことを申しますと、これは法人税の税率だけを見ると高いのかのように言われることがありますけれども、引当金ですかなんですか、利益を圧縮して見せるようなさまざまなる税制上の措置が事細かにございまして、その結果、社会保険料負担を合わせた日本の企業の公租公課負担というのは非常に大きい所得制限を超える人は高額ヨーロッパ、アメリカの企業に比べて決して高くない、むしろ低い方であるということは、これは現実があるわけなんです。そこを考えまして、児童手当の所得制限といふのはやはりなくしていいからも反

います。

私は、日本の児童手当が創設されてからの変遷について、なんですか、支給年齢はむしろ義務教育終了前というのが創設のときについたと思いますし、その途中のところでも十六歳未満まで支給というのがあったと思うんです。就学前まで支給されていた時期の方が言つてみれば長かったかなと思ふんですけれども、それがどんどん切り下がられてきたのではないかと思っているわけなんです。

○参考人(大塙まゆみ君) 先生が評価されるのかということをお聞きしたいんです。

私は埼玉の女性からお電話をいただきまして、この四月に孫が生まれたばかりだ、ところが息子の勤める運輸会社が経営難になつて厚生年金の加入を勝手に外されてしまつた、所得制限が低くなつたということで市へ問い合わせると児童手当の支給対象にならないことがわかつたというよう

なお話がありまして、これで増税になつて、児童手当を拡充したと言えるのかという質問があつたわけです。

児童手当は、一九七二年の導入以降、支給対象それから支給額が再三変わつてゐるわけなんですね。今回、小学校入学までと支給年齢が引き上げられましたけれども、一口で言つてみれば一九九年以前の水準に戻したにすぎないではないか、これまで前進したと言えるのかということで、埼玉の女性からの電話を受けながら、拡充したと言えます。それから先生の御評価をお聞きしたいと思いま

す。

○参考人(大塙まゆみ君) 児童手当が前進したかどうかということですけれども、端的に言いますと前進していないと思ひます。

先ほども京極先生がおつしやつたように、児童手当というのは創設時に小さく産んで大きく育て

ると言わっていたんですねけれども、ちっとも大きく育っていないんですね。児童手当というのは、研究者の中でもまま子扱いされていると言う人もいるぐらい、それぐらい軽視されてきたと思います。何とか歐米に追いつけ追い越せで、社会保障の形をつくるために名目的に制度だけはつくったものの、中身が実質的に価値のあるものにならない。その問題点は先ほどから出ていますので省略しますけれども、一定の財源の中でのやりくりしかやっていないということなんですね。

過去からの支給額などを見ますと、多少の変動があるものの、この参議院の国民福祉委員会の調査室の資料の中にも載っているんですねけれども、昭和五十年度から平成十年度まではほとんど支給額の増加がないんですね。変化がなくて大きくなっている。これに比べて、児童扶養手当という主として離別母子家庭に支給される手当があるんですけれども、あれなんかは支給当初に比べると一百何倍かになって、えと驚くほど金額が上がっているんですね。

児童扶養手当はここで議論の対象にはなっていませんけれども、スウェーデンとかアメリカなん

かは別れた夫から養育費を徴収して国が立たれるだけということをしているんです。日本は養育する責任のある別れた配偶者からも徴収していないという問題点があつて、あちらは全額国庫負担でしているということなんですねけれども、児童手当については、児童手当の中の国庫負担の金額、その国庫負担についてこの資料の中にも載っています。国庫負担が出ている統計を見ましても、昭和五十四年の八百十三億円をピークにその後ずっと減っています。平成十一年では二百七十八億円になっているというふうに、国庫負担がどんどん減っているんですね。

ですから、変遷を評価するということなんです

が、ちゃんと評価できない、そういうことにならうかと思います。

○井上美代君 このたび三歳未満を六歳未満といふことで就学前までやっているということですけ

れども、長い歴史から見れば決して前進したといふふうに対象範囲からしても言えないのではない

かと思いますが、その点はいかがでしょうか。

○参考人(大塩まゆみ君) そのとおりだと思います。

児童手当法の最初の方に児童とは十八歳未満と

いうように定義してながら、三歳未満にしか支

給しないとか小学校入学前までしか支給しないと

いうのは矛盾があると思います。

実際に子育てにかかる費用というのは、そんな三歳未満とか小学

校入学前よりもむしろその後の方がたくさんかか

るわけですから、そちらの方に支援しないことに

は子供の健全育成が達成できず、子育て負担も輕

減されないと思います。

○井上美代君 ありがとうございました。

そうしたら、時間はまだありますけれども最後になるかと思うんですが、私は今、大塩参考人が言われました国庫負担の問題というのは非常にやはり重要な中身ではないかというふうに思つて、児童手当の理念を再構成するということがあります。

第一。

それからもう一つは、学童保育などの実際の発達保障の社会サービス、この拡充が不可欠で、井上議員がお話しになつたこの二つが、一九八〇年代、とりわけ半ば以降国庫負担が削減してきたのはやはりこの二つ、つまり子供の所得と発達保

障という二側面に対する公的な責任、あるいは公

的的なサポートという考え方が八〇年代に弱まっ

た。むしろ、歴史から見ると逆行するような家族

責任論といいますか、親のかい性でやるべきだ、

そういう考え方が非常に強くなつて、これが一た

ん破綻をして、先ほどお話がありました社会的支

援という考え方が九〇年代に出てきたと思うんで

なかったわけなんです。そして、国際的にも非常に

なつたわけなんですね。

そこで、私は、最も質問いたしましたけれども、大臣は国

は批准していないというおくれた国なんですか

が、その点について、最低基準の考え方を

できませんでしたが、日本は母性給付と家族給付

は批准していないというおくれた

ようになつたかといふと、現在でもそうですけれども、子供の権利とか生活とか人格、人権が尊重されない現実があるから、あえてそうやって宣言なり条約を出さなければそれが実行できないという背景があると思うんです。ですから、それは覚悟を決めて、子供の最善の利益のために最高の考慮が払えるような制度をつくるということを根本理念にして制度設計をするべきだと思います。

それから、ILOの基準についてです。

ILOの基準については資料のナンバー3、ナンバー4に載せておきました。それから、その前ページのナンバー2に図表3としてILO百二号条約の批准状況を載せておいたんだけれども、参考として見ていただけたのにふさわしいものは資料のナンバー4の最後のページの上方の段の左側に書いておきました。上から読んでいただいたらわかるんですけれども、第二段落目ぐらいに書いておいたんですけど、ILO百二号条約の批准国は一九九二年の段階では三十四カ国であつたということなんですねけれども、日本は家族給付部門については保留しているということです。

ILO百二号条約というのは、医療、疾病、失業、老齢、業務災害、家族、母性、障害、遺族の九部門の給付に関する最低基準を規定しているんですけども、その中の五種の給付、失業、老齢、業務災害、障害、遺族のうちの三種類の給付基準を国内法で実施できることになつてます。そうすると、女性に関する家族、母性給付についてはILOの基準に達していなくとも百二号条約は批准できるということになつてます。一番下に合計数も出ていますので、どの国がどの程度それぞれの基準をクリアしているかと

いうことも、右側にも計が出てますのでわかると思います。

ILOも言っているんですけれども、このページにもその後に載せておきましたけれども、社会保障は男性が男性のためにつくった制度であるので、女性の人生途上の社会保障を要するリスクに対する思慮が欠けているということをILO自身が言っています。ILO百二号条約といつてももう古いですから、確かにこれは最低基準でクリアすべきですけれども、今また子供の存在意義といいますか、子供自体それから家族も変わってきていますので、今の新しい時代に対しての基準を日本独自に考えてもいいんじゃないかと思います。

それから次は現金給付と現物給付をめぐってなんですかね、これも先ほどからいろいろお話を出しています。現物給付と現金給付とどちらがいいかということは全然言えない問題だと思います。たとえ保育サービスとかいろんな社会福祉サービスが出たとしても、子育てをする上ではそれ以外にいろんな費用がかかります。また、保育所なんかを利用しますと、その利用料も親の負担になつてしまりますので、現金給付と現物給付を二者択一するというのはどうだい無理な話だと思います。

それから、レジュメの一番最初のページの右の方にも書いておいたんですけども、実はちょっと前に私は京都市で一人親家庭の実態調査をしたんですけども、その中でやけにいわゆるジエンダーの視点で、後の方には三番目に男女共同参画と出生率で出ていますけれども出生率だけじゃなくて、そういう意味でやはりブレッドウイナー・モデルと児童手当あるいは社会保障との関係、弊害といいますか、そういうところについてお考えになつていることをお話ししただいたいと思います。

○参考人(大沢真理君) まず、児童支援パッケージの全体の中で児童手当の占める比重についてかかるということです。これはレジュメにも書いておきましたけれども、C.B.P.が高い国といふのは所得制限のない児童手当が全体のC.B.P.のどのくらいの比率を占めるのかということを申しますと、充実している国ではもう六割、七割、これは低所得層により厚く

そこでは、大沢参考人にお尋ねします。

児童支援パッケージについて特に日本の問題点があるんですけども、これは特に総合的な少子化対策ということでおっしゃっているんですけど、その中でパッケージの中での児童手当のウエート、どういうふうな位置づけを考えていらっしゃるかということが一点。

それから、日本の労働者家計という場合、ここにちゃんと問題を出していらっしゃるんですが、最初の方の世帯主の勤め先収入の比率で考えられるということは、結局その家族全体を養うのは男性である、父親である、世帯主であるというわざやるブレッドウイナー・モデルといいますか、そういう発想からずっと日本の社会保障全体が出発していると思うんです。

その点で、二番目の世帯主の会社への依存というのは、いわゆる企業福祉でこれまで補われてきた家族といふのもこれは大体大手企業に勤めていた人ですね。そういう意味で、非常にこのところの問題点は今後の児童手当についても、特に日本は変則的なシステムになつておりますけれども、そういう中でやはり特にいわゆるジエンダーの視点で、後の方には三番目に男女共同参画と出生率で出ていますけれども出生率だけじゃなくて、そういう意味でやはりブレッドウイナー・モデルと児童手当あるいは社会保障との関係、弊害といいますか、そういうところについてお考えになつていることをお話ししただいたいと思います。

○参考人(大沢真理君) まず、児童支援パッケージの全体の中で児童手当の占める比重についてかかるということです。これはレジュメにも書いておきましたけれども、C.B.P.が高い国といふのは所得制限のない児童手当が全体のC.B.P.のどのくらいの比率を占めるのかということを申しますと、充実している国ではもう六割、七割、これは低所得層により厚くなっております。しかしながら、比較的高所得

この場合には、男性平均賃金の一・五倍のケースで見ましても、C.B.P.の充実している国では五〇%ぐらいが普遍的な児童手当でもって構成をされていくということが社会連帯、世代間連帯の重要な接着剤といいますか紐帶といいますか、そういうものになつていてはいかと考へる次第です。

それから二点目の、日本では福祉といつても福祉国家よりは福祉企業あるいは福祉家族への依存度が高過ぎたのではないか、そういう中で社会保障システムもブレッドウイナー・モデルで来たのではなくかといふ御指摘でござりますけれども、まさにそのとおりであろうかと思ひます。それが現時点に来ましていろんな意味ではころびを示しているのみならず、悪循環に陥つてゐるというのではありませんか。ブレッドウイナー・モデルで来た社会保障システムそれから労働政策等が今の雇用不安それから老後不安が強い中ではセーフティーネットの役割を果たさず、むしろ不安をよりかき立てる方向に、これも将来を見通した整合的な改革案というものがきちんと提示をされないがために、ようやく将来への不安をかき立てていてるという悪循環に陥つてゐると考へます。現時点は、改革にとつての最後のチャンスではないかというぐらに考える次第です。

ところで、このレジュメの三番目については男女共同参画と出生率のことを強調いたしましたけれども、これは、ともすれば日本では出生率が下がるのは女性が働き出たがるからというような誤解がござりますので、女性が社会で活躍をしており、その社会的地位の高い国ほど女性は安心して、あるいはパートナーたる男性も安心して子供を産み育てているのだということを強調したかったがためござります。

○清水達子君 ありがとうございました。

りよくわからないところがありますけれども、たゞ、この場合でも、キャリアの女性の方の視点と一般の女性の視点と言つてはおかしいんですけれども、若干違うところもございますので、全体としてどういうふうに考えたらいいのかと。特に、母子家庭などで非常に生活が厳しい場合があるわけで、子育てという点で不利にならないように、父子家庭の御指摘もありましたけれども、両親がそろつている家族と一人親家庭の間で子供に不利がないような手厚い対応というのが必要だと思つております。

人権問題については私も十分にお答えできましたが、社会保障全体の方としては、従来の社会保障の体系から二十一世紀型の男女共同参画社会の社会保障へといふうに構想をしていただきたいと思っておりますので、決意だけを申し上げて申しあげられませんけれども、私のお答えとさせていただきます。

○参考人(大沢真理君) 私が税制を通じる児童支援バッケージは低所得者にとっては有効性が小さいというふうに政策的インプリケーションを導き出したことに関連して、ではどうしたらいいのかという御質問だったと思うんですけれども、一般に財政学者の人の言葉遣いで対策を財政支出で打つのか税で打つのかという言い方がございます。日本の政策というのは、ともすれば税で打つといふのが大きくて、それがために税制が非常に複雑になつてきているのか、それが便益を、ベネフィットを受けているのかというのが国民にとてもわかりにくい仕組みになっている。これは、税で打つと、財政支出で打つよりも税源、財源のことをとりあえず考えなくて済むというふうに考えてそのような傾向が強いのかと思うんです。これは、今、京橋参考人のお話をございましたように、所得階層によって差がある社会の中で税で打つというのを主体でやつていきますと、ど

うしても中高所得者に対する優遇になりがちである。限られた財源の中でも低所得者に本当の意味で重点的な給付をしていくためには、税で打つのではないかということが私の考え方でございます。あわせて、その税の取り方というのも、今は間接税の方に流れがちではございますけれども、日本との所得税の税率というのはまだ諸外国に比べて高くなっているのでございまして、ここからは取れる余地がある。クロヨン対策を考えた上で、きちんと累進的な所得税を取ることをもう一度考えるべきではないかと考えております。

○堂本暁子君 ちょっとだけ感想を言わせてください。

私は、おっしゃるように、税制が余り複雑になつていてることが諸悪の根源と言つてもいいぐらいに年金その他すべてをわからなくしてしまつてゐるよう思います。

きょう、大沢参考人の発言でとてもすてきだつたと思っているのは、児童虐待を受ける子供が自己資金が必要だというのをおっしゃるとおりで、児童虐待防止法という呼び声もあるようなときに、やはり私は、階層とことよりは子供自体への給付の方が正しいんじゃないかなというふうに個人的には考えています。

京橋参考人が女性でもいろいろといふうに大きな大きくて、それがために税制が非常に複雑になつてきているのか、それが便益を、ベネフィットを受けているのかというのが国民にとてもわかりにくい仕組みになっている。これは、いた方がいい。女性を分断しないでいただきたい。それから、階層によつても分断しないでいたい。それから、京橋参考人が女性でもいろいろといふうに大きな大きくて、それがために税制が非常に複雑になつてきているのか、それが便益を、ベネフィットを受けているのかというのが国民にとてもわかりにくい仕組みになつていて、それは、

まず、「両者を縮小させる。」といふうに書いたんですけど、これはどういうことかと申しますと、児童手当に最初は福祉施設事業といふことで一九七八年に現物サービス給付が導入されました。それから、平成六年に児童育成事業としてそれが変わりまして、サービス給付部門が拡大しました。

○参考人(大塙まゆみ君) レジュームの4の③についてですね、御質問は、

まず、「両者を縮小させる。」といふうに書いたんですけど、これはどういうことかと申しますと、児童手当に最初は福祉施設事業といふことで一九七八年に現物サービス給付が導入されました。それから、平成六年に児童育成事業としてそれが変わりまして、サービス給付部門が拡大しました。

認可保育所というのは児童福祉施設の最低基準をクリアしていますので、子供何人に対して保育士が何人とか、それから建築に対しても防火建築においてといふ規定があったんですけど、実際、児童手当の中身が全然拡大していないです。結果、児童手当の内訳が縮小してしまつて、実質的に子育て支援、子供のある家庭に有効な補助ができるないということは縮小しているというふうに言えると思うんです。それから、福祉施設を導入した後に所得制限を強化しているんですね。

そういうことを見ましても、この児童手当の経過、国会審議とか審議会の提案なんかをずっと眺めてみても、両議院での社会労働委員会の附帯決議だとか、それから社会保障制度審議会ですかね、中央児童福祉審議会とかでも児童手当はもつと拡大すべきだというふうに言わってきたんですけども、ちつとも拡大していないということが一つあります。

それから次に、この児童育成事業での保育サービスについてですけれども、「児童福祉施設最

基準を満たさないサービスを増やすし」と書いてあります。キャリアというふうには分けない方がいいと思う。それから、所得のあり方も低所得と中高所得でないかということが私の考え方でございます。あわせて、その税の取り方というのも、今は間接税の方に流れがちではございますけれども、日本との所得税の税率というのはまだ諸外国に比べて高くなっているのでございまして、ここからは取れる余地がある。クロヨン対策を考えた上で、きちんと累進的な所得税を取ることをもう一度考えるべきではないかと考えております。

○参考人(大塙まゆみ君) レジュームの4の③についてですね、御質問は、

まず、「両者を縮小させる。」といふうに書いたんですけど、これはどういうことかと申しますと、児童手当に最初は福祉施設事業といふことで一九七八年に現物サービス給付が導入されました。それから、平成六年に児童育成事業としてそれが変わりまして、サービス給付部門が拡大しました。

認可保育所というのは児童福祉施設の最低基準をクリアしていますので、子供何人に対して保育士が何人とか、それから建築に対しても防火建築においてといふ規定があったんですけど、実際、児童手当の中身が全然拡大していないです。結果、児童手当の内訳が縮小してしまつて、実質的に子育て支援、子供のある家庭に有効な補助ができるないということは縮小しているというふうに言えると思うんです。それから、福祉施設を導入した後に所得制限を強化しているんですね。

そういうことを見ましても、この児童手当の経過、国会審議とか審議会の提案なんかをずっと眺めてみても、両議院での社会労働委員会の附帯決議だとか、それから社会保障制度審議会ですかね、中央児童福祉審議会とかでも児童手当はもつと拡大すべきだというふうに言わてきたんですけども、ちつとも拡大していないということが一つあります。

それから次に、この児童育成事業での保育サービスについてですけれども、「児童福祉施設最

いうことも思つております。

○西川きよし君

本日は御苦労さまでございま

す。よろしくお願ひ申し上げます。

これまでいろいろ少子化対策についての審議を

当委員会でも何度も何度となく行ってまいりましたけれども、そんな中で私がきょう先生方にお伺いしたのは、例えばこれから産み育てる方、そしてまた子育てが終わった方々、全国の方々がどういうふうに少子化対策について、この必要性についてお伺いをさせていただきたいなというふうに思つてます。

これまでの審議の中でも、この国会でも、そしてまた行政におきましても、それはどの認識の違いというのを僕自身も感じてはこなかったんですけど、そういう中で、国民の意識というところで、きょうは政府が出してあります「モニターレポート」というのがあります。この二月号ですけれども、少し読ませていただきたいと思います。子育てを終えられた兵庫県の五十八歳の主婦の方です。

少子化対策への疑問

子供の出生率が相変わらず低く、政府はその対策を検討中といいます。児童手当の増額、保育所の増設、保育時間の延長、病児保育等々。そのどれも必要なことであるけれど、しかし、これらが完全に実施されたとしても少子化が改善されるとは思えない。どこか問題の核心がずれている気がする。

私は専業主婦で三人の子供を育てた。夫は薬の研究開発で忙がしく、私は親戚、友人が遠く離れていたのでいつも一人で子育てをしていました。その間、私が最も悩みつらかったことは、次の三つのことだった。

- ①社会から切り離されている孤立感と閉塞感。
- ②子育ては女がするもの、という社会観念と夫の観念の重圧。
- ③それによる仕事第一の夫の家庭、子育てへの

関りの低さ。夫の生きがいと関心は仕事、な

らば私と子供達は夫にとって何なのだろうと

いう思い。

悩み苦しみながら、一方ではそんな自分をい

い母親、いい主婦ではないといつも責めてい

た。そして後年、こんな思いに悩んでいたのは

私だけではない。

というお話をいろいろお伺いしました。

その間いろいろあるんですけども、この奥様

は、

児童手当増額に税金を使うよりは、この体制

づくりに使う方がどんなにか子育てが助かるだ

らうか。

とがございます。

それから三番目の問題ですけれども、これは

ちょっと価値観と関係してくるんですけれども、やはり子供を育てるあるいは子供が育っていくことに対する喜びとか、そういうものが少し最近減ってきてるんではないか。何か個人主義的な

とか、わかりませんけれども、もう少し家庭

というものを大事にするということが重要なと

思つております。

いずれにしても、少子化全体の流れは私は急速に低下することはない、改善されることはない。

いかに少子化を抑えるという役目はしていくべきだと思いますが、少子化が一気に改善されて昔に戻るなんということはもうこれはあり得ないことがあります。これは文明史的な大きな視点から見ますとかなり重要なことなんですねけれども、ただ、

今この国的に見てもちょっと異常な日本の少子化について、やはりきちっとした総合的な対応でやつていくということではないかと思っております。

私が思つてます。

お答えいただきたいと思つます。

○参考人(京極高宣君) 貴重な御意見だと思いま

す。

私は、少子化に関する有識者会議で提言されて

いるように、やはり総合的な対応というのが必要だと、どうようとおもっておりまして、そのときに三つの側面から考えてみたいと。

一つは、やはり子育てコストの問題で、これをどうするかということで、社会的にいかに負担をするかということがあると思うんです。この問題

はやはり、その一つがきょう議論されています児童手当の問題だと思つます。ただ、それだけではなくて、女性の役割と男性の役割分担。私は、個人的な反省もござりますけれども、子供を母親に任せたということが本当にいいかどうか。

それから、女がもっと働ける仕事が、子育て期

の構造になつていて、会社人間化もあるし、子育ては妻の責任、母親の責任というような規範もより強まり、そういう中で社会からの孤

立や隔離というのも強まつたのかなというふうに思つます。

○参考人(大塚真理君) 大変興味深い貴重な意見

というのをお聞かせいただきましてありがとうございます。

○参考人(大澤真理君) 大変興味深い貴重な意見

というのをお聞かせいただきましてありがとうございます。

私は聞いておりまして、我が意を得たりと感じ

るところが多かつたわけでございます。ただし、

この方があれかこれかという二択一あるいはゼ

ロサムというんでしようか、こちらをあやせばあ

ちらを減らすしかないという発想になつていると

ころはちょっと残念かなと。もう少しやっぱりパ

イをあやす中で考えていただきたいというふうに

も思つます。

いすれにしても重要なことは、余りにも家計の

構造がシングルインカム、夫であり父親である男

のそれも会社からの収入にばかり依存する家計

の構造になつていて、会社人間化もある

し、子育ては妻の責任、母親の責任というよう

な規範もより強まり、そういう中で社会からの孤

立や隔離というのも強まつたのかなというふうに思つます。

○参考人(大塩まゆみ君) もちろんそのとおりだ

繰り返しにはりますが、やはり女性の職場進

出、この場合にも低賃金で使い捨てのパートタイ

ム労働者でいいというような位置づけではなく、きちんと男女賃金格差が縮小していくような意味

での機会均等と、それから職業と家庭生活の両立

支援、こういうすべてのパッケージが重要なと

いうふうに改めて感じた次第です。

○参考人(二宮厚美君) 簡単に少子化対策という

視点から子供の問題をとらえるというのは不十分

じゃないかという趣旨を酌み取りますと、それは

全く私は賛成です。

それからもう一つ、これは大澤さんと同じです

けれども、性別役割分担を子育ての中に残して

おつたら、結局子育ての困難だとか、先ほど出さ

れた悩みだとかは解決できない、これも御指摘の

とおりだというふうに思います。

もう一つは、今の大澤さんと同じですけれども、それと保育政策だとかコミュニティ政策だ

とかといったものは代替関係ではなくて補完関係

なので、児童手当も子育て環境の整備も両方あわせて考えるという点では、代替というよりは相互

補完というふうに考えた方がいいんじゃないかな

ということです。

○参考人(大塩まゆみ君) まさにそのとおりと非

常に共感しました。多くの女性がそれを感じてい

ることだらうと思います。私も子育てをしました

ので、そういう経験はございます。やっぱり専業

主婦で子育てをしていますと、社会から切り離さ

れることだらうと思います。私も子育てをしていました

ので、そういう経験はございます。やっぱり専業

主婦で子育てをしていましたと、社会から切り離さ

れることだらうと思います。私も子育てをしていました

そこで、少子化対策でござりますけれども、これは当然、政府・与党が一体でござりますので与党で御議論を賜るわけでございますが、私どももして、もし仮に抜本的な見直しを行つて法案を出すときには私どもの責任で出すことになると思ひますものですから、当然のことながら私どもの考え方ということを申し上げなければならない、こう考えていくような次第でござります。

その中で、どういう点が問題点かとしうることとして先ほど委員に申し上げたわけでござりますけれども、いずれにいたしましても国民的な皆さんの方の合意をもう一つ得られなければならぬんじやないか、こう思つておるような次第でござりますし、ここにまいりまして、前回の委員会におきましても御指摘を受けたわけでございますが、さまたまな経緯、紆余曲折がございまして、ようやくここに来ていわゆる児童手当が少子化対策の中の重要な柱の一つとして位置づけられてきたわけでございますので、まずそのことを大切にする

ことが何よりも重要なことではないか。
そういう中で、先ほど申し上げましたような対象年齢をどうするのかとか、それから額の問題等であるとか、それからサラリーマンと自営業者との、わゆる所得制限の問題。こういったような問題

について議論を交わして、そしていづれにいたしましても国民の皆さんから十分に理解と合意が得られるようなものにしなければならない。こう考へておる。今井盈君 やはり、そういう点は相当しつかりした決意を持って進めていただきたいと思います。どうもこの間ふらふらして政府全体としての

意見一致もできていないし、去年は年少扶養控除を削って回してみたり、ことしほれを朝令暮改ならぬ朝令屋改である、しかもふやしたり減らしたり増税になる人もいて朝三暮四みたいなものだということで、これは全く国民を惑わすものだと思います。

きたいと思いますし、そういう意味では私どもは今回のようなこそくな臨時措置には反対ではあります。もとこれはじっくり腰を落ちつけて抜本改革すべきだということ反対ではあります。しかし扶養控除をなくしてそれを手当にしていくということは私どもの方針でもあるわけですか、それもしっかりとやつて、ござきたいのです。

くしくもこの基礎年金の問題について、この委員会でもさんざん基礎年金の国庫負担二分の一を即座にやれということを苦つてきたのを厚生省は逃げに逃げておきながら、去る十四日、厚生大臣は三重において、来年からでも二分の一に上げたいと。それで、その財源が一兆四千億だけれども、その中では例えば扶養控除、恐らく今度は老人扶養控除を見直したり、いろんなところから財源を集めてやりたいという決意を表明されたんです。

私どもは、この前の審議を踏まえてみれば審切られたような気持ちがするんですよ。本当に舌の根も乾かぬうちに今度はやるというは、私は裏切られたような気もしますが、反面やっぱりそれだけの決意を持って、これは政府全体としてそういう控除制度の見直しと絡めてやっていくことは

私はいいことだと思っているんです。
けさの参考人質疑でも、ほとんどの参考人の皆
さんが税制で手当てをするというのは余りいい方

法じゃないと。それはなぜかというと、だれにどうのぐらいその恩恵が行っているのかが見えにくいということとか、税制が複雑になるとか、あるいは何か税を軽くしてあげることが恩恵のようなそういう間違った政策につながるということで、むしろ税控除はなくしてはっきり目に見える、しかも中低所得者に目に見えて厚い効果のある現金支給の方がいい、こういう御意見があつたんですね。

そういう意味で、私は、基礎年金も厚生大臣が十四日に三重で言われたという方向で本当に来年からでも何とかやっていただきたいという、裏切られたという気持ちの反面、応援したい気持ちがあるわけです。

大臣のそのお考え、御決意、それから一兆四千億というものは一応計算上それを何で幾ら、何で幾らべつ、はお考えになつたんやないかと思うし

ですが、その辺も含めてちょっと御決意を伺いたいんです。

○国務大臣(丹羽雄哉君) 先般来、この委員会で年金の審議につきまして大変御熱心な御議論を賜つたつたござります。その中で、今後委員会で

らも、また各党の委員からも、いわゆる空洞化といふものを防ぐためには基礎年金の国庫負担を三

分の「から直ちに二分の一にすべきだ」、こういうような御意見を承りまして、いわば委員会における総意のよな形であったわけでござります。そういうことを踏まえまして、また年金に対する空洞化というものが大変大きな問題になつてきていることは紛れもない事実でございますし、私もといたしましては年金に対する国民の皆さん

方に対しきちんとした確実なものを示さなければならぬ、こういうような考え方方に立ちまし

て、私いたしましては、来年、平成十三年の四月から引き上げる方向で検討に入つていただきたい、こういうことを申し上げたわけでございま
す。

当然のことながら、これは与党三党的政策責任者の方々あるいは財政当局とも御相談を申し上げなければならないわけでござります。そういう中

で、財源として私が挙げましたことは、現実問題として今景気を最優先しようというときに消費税を引き上げるということは難しいことでございまして、いわゆる扶養控除のあり方が盛んに議論なされておるわけでございますが、税制改革であるとか、それから歳出の見直しを含めました財行政改革によります財源の捻出、それから景気の回復の自然増、マイナス経済成長から前年度は二年ぶ

こうしたことなどでございますが、それがもしできりにプラスになるようございまして、来年さらにプラスの経済成長といふものが確保されるとのことによりまして、自然増収を安定とした財源の確保を図る。

なければ、二分の一ができないということになり、ますと、私はまず初めに年金担当の大臣として、二分の一を上手に國民の皆さんの方の御理解と

二分の「利権引揚」と「自民の皆さんの力の微弱化を防ぐ」が得ることが大切だ、こういうことで、暫定的に国庫負担の一部の繰り延べを行い、その間に限って

年金積立金で、百四十兆あるわけでござりますが、立てかえを行うことも検討すべきだ、こういうことを申し上げこつねござります。

○今井證君 時間が足りなくなつてしましましたが、せつかく大蔵政務次官に来ていただきていま

すので、先ほども申し上げたとおりのことなんですが、今税制改正の議論も行なわれていると思うんですけれども、やっぱり見えにくい廃除ができるだけ見えやすいものに振りかえていくという意味で、この基礎年金の問題も児童手当の問題も大蔵省として前向きに取り組んでいただきたいいんであります。結果としては課税最低限が下がるかもしれない

いけれども、その方がはつきりしていると思うんです。
ですが、どうですか。

○政務次官(林芳正君)個人所得課税におきます
控除というお話を今ずっと委員と大臣に御議論いただいておつたわけでございますが、世帯の構成ですね、先ほどから学生のときに御結婚をされた

りお子様を育てられたりといふお話を聞いておりまして、私も自分の留学時代を思い出しております。しかし、こういう世帯構成に応じて人的控除とい

うのはあると。ですから、全くお子さんがいらっしゃらない場合とそれからお子さんがいらっしゃる場合ということを、やはり税の負担能力ということを調整すべきだという一定の機能があるわけだと思います。

そこで、課税最低限、今、委員もお触れになりましたけれども、ずっと人的控除の引き上げをやつてきた結果、今国際的に見て大変高い水準で

あるといふのはもう御論議がかなり漫遊しておるわけですが、広く社会の構成員でそれぞれの経済力に応じて公正に負担し合う基礎税でござりますから、こういう性格に照らして一体どれくらいの水準が適当かといふことは今から議論を

いただかなきやいけないというふうに考えております。

また、今御指摘がありましたように複雑になつております。そこで、いろいろと果次にやつておるものでから、こういう複雑になり過ぎているものをもう少し趣旨や目的、そもそも何でつくったのかということを考えながら見直しについて今後とも幅広くやっていくべきだらうということをございます。現在、今、委員が御指摘になりましたよう、政府税調におきましてこの抜本的な見直しに向けて検討しておるという状況でございます。

○小池晃君 私は、今最後に話題になりました基礎年金の国庫負担の二分の一への引き上げの問題について、児童手当の問題の前に一言お聞きしたいと思います。

今、大臣が言わされたように、二〇〇一年、来年四月には現在の三分の一から二分の一に引き上げ玉衆議院議員が直ちに引き上げるべきだと要求していきます。この問題では、我が党も、昨年十一月十九日の衆議院厚生委員会で児童手当の問題をめぐらしくありました。この問題では、我が党も、やはりやるのであれば徹底的な歳出構造の見直しで新たな国民負担を求めることが必要やるべきだ、財源を確保すべきだというふうに考えています。

きょう午前中には、大臣も政治主導でやるんだと記者会見で述べられているようですが、これは万難を排してやるべきだというふうに考へるんですが、大臣の御決意をお伺いしたいと思ひます。

○国務大臣(丹羽雄哉君) この年金に対する審議の中でおかれた御指摘を受けました。特に、若年世代における年金に対する不信感、不満というものが大変強まっている、そういう中において年金の空洞化というのが目立つてきているのではないか

いか、それに対する有効な手立てというものをしつかりしろと。それから、最近では厚生年金適用の事業者でありながらそこから脱退する、こう

いうような問題が出てきておるわけでございます。

この委員会における御議論、こういうものを踏まえまして、私いたしましては、とにかくこの国庫負担を三分の一から二分の一に引き上げる方向で検討しなければならない、こういうような思いであるような発言をさせていただいたような次第でございます。

確かに、巨額の財源が恒常的に必要なことは言うまでもありませんけれども、この年金制度が今後国民の皆さん方の信頼をかち得ていくために私は、私どもこの国会の場において申し上げましたけれども、これこれをやるというふうなことを断言できない、それはわかるんです。それは仕事がないにしても、少なくともどこを目指すのか。児童手当の支給対象年齢の拡大を目指すのか、あるいは支給額の増額を目指すのか、所得制限の緩和を目指すのか、その方向だけでも出さなければ、どこへ行くかわからないのにこれは経過措置ですよと言つても国民は納得できないと思うんです。ですから、その方向だけでも示すべきじゃないか。

先ほど、大臣はいろんなテーマを挙げられて、こういう議論をされてきたのでそれを踏まえて検討したいといふことなんですねけれども、どういう方向で、児童手当を拡大する方向でやるのかどうか、このことを国民に向かつて示すことが、経過措置と言われるのであればやはり必要なものではないかと思うんですけど、いかがでしょうか。

○国務大臣(丹羽雄哉君) 今回の法案の提出に至りました経緯につきましては再三答弁をさせていただいたわけですが、いかがでしょうか。

○小池晃君 これはぜひ、来年必ず実現をしていただきたいということを申し上げさせていただきたい、このような思いで申し上げさせていただいたよろな次第でございます。

○小池晃君 これはぜひ、来年必ず実現をしていていただきたいということを申し上げさせていただきたい、このような思いで申し上げさせていただいたよろな次第でございます。

○小池晃君 これはぜひ、来年必ず実現をしていていただきたいということを申し上げさせていただきたい、このような思いで申し上げさせていただきたいよろな次第でございます。

世界的に見ても貧困な児童手当の支給年齢の拡大、これ自体は必要なことだ、これは各党各会考えておりまして、やはりやるのであれば徹底的な歳出構造の見直しで新たな国民負担を求めることが必要やるべきだ、財源を確保すべきだというふうに考へています。

きょう午前中には、大臣も政治主導でやるんだと記者会見で述べられているようですが、これは万難を排してやるべきだというふうに考へるんですが、大臣の御決意をお伺いしたいと思ひます。

○国務大臣(丹羽雄哉君) この年金に対する審議の中でおかれた御指摘を受けました。特に、若年世代における年金に対する不信感、不満というものが大変強まっている、そういう中において年金の空洞化というのが目立つてきているのではないか

しかし、説明としては、今回は経過的な措置であるということを繰り返し言わせてきました。しかし、経過措置と言うからは、これはある目標があつて、そこに行き着くまでにいろんな障害があつて行き着かないで経過措置と言うわけであつて、経過措置と言うからには行き着く目標があります。

それは一体何なのか。これもいろいろ質問されましましたけれども、これこれをやるというふうなことを断言できない、それはわかるんです。それは仕事がないにしても、少なくともどこを目指すのか。児童手当の支給対象年齢の拡大を目指すのか、あるいは支給額の増額を目指すのか、所得制限の緩和を目指すのか、その方向だけでも出さなければ、どこへ行くかわからないのにこれは経過措置ですよと言つても国民は納得できないと思うんです。ですから、その方向だけでも示すべきじゃないか。

先ほど、大臣はマスコミがばらまきと言つたけれども、児童手当の拡大自体をばらまきだという批判があることも紛れもない事実でございまが、皆さん方に喜んでいただけるような児童手当の一部の中にはばらまきであるとかいう大変厳しい批判があることも紛れもない事実でございまが、皆さん方に喜んでいただけるような児童手当のものをつくり上げていかなければならぬ、こう考へているような次第でございます。

○小池晃君 ばらまきという問題ですけれども、大臣はマスコミがばらまきと言つたとおっしゃるけれども、児童手当の拡大自体をばらまきだという議論は国会の中では出でていないです。これは増税対象が拡大された被害のばらまきという側面はあつても、児童手当を拡大することについてそれを否定するような議論というのはこの間の審議を通じてもなかつたはずなんです。

ですから、経過的な措置で十分時間がなかつたからここまでだつたけれども、本当はもつと拡大したいのかどうか、そういう方向に進むつもりがあるのかどうか。だから、具体的にどうやるかは示さなくていいです。例えば、支給年齢を拡大するか、あるいは所得制限を撤廃するか、支給額をふやすか、そういうことはともかくとして、ともかく児童手当というものを拡大する方向で今後進んでいくんだと、その方向でも示してもらわないと、これは経過措置だからこういうことで我々慢してくれと言われても国民は納得できないだろうと思うんです。

だから、私は、児童手当を拡大する方向なのかどうか、それだけでも示すべきじゃないかと申し上げているんですけれども、いかがでしょうか。

○国務大臣(丹羽雄哉君) 先ほどから申し上げてございまして、議論をせずに、とにかくいわゆる少子化対策の一つの柱として児童手当というものを拡充しようじゃないかというような、初め

に拡充ありきと、こういちごころでなされた嫌いがなきにしもあらずであったわけでござります。今後は十分に抜本的にこの問題等を含めまして問題であるとか扶養控除との関係であるとか、この辺のところを率直に申し上げて余り十分に、年末でございまして、議論をせずに、とにかくいわゆる少子化対策の一つの柱として児童手当というものは、どういう形になるかわかりませんけれども、いすれにいたしましても中身を充実させて

○小池晃君 児童手当の中身を充実させていくる
だということでありますので、これはこれとして
私たちは今後の行く末というものをきちっと目
守っていきたい。申し上げるべきことは申し上げ
ていきたいというふうに思っております。
しかし、そういう方向だと、もう二つあります。

も、では今回の措置の内容はどうかといふと、今回の措置の内容というのは一言で言つてしまふと、余りにひどいんぢやないかというふうに思う面が多い。大変あるわけです。経過措置だと言うからには、いろいろあっても多くの国民にとって一步前進だ、一歩でも二歩でも前進だと言えるような中身が、あって初めて経過措置と言えると思うんです。ところが、冒頭述べたように、これは財源としては年少扶養控除、こっちの方が児童手当の拡充対象よりも対象年齢が広いために差し引き増税となる方が圧倒的に多い。これは何度も言われているのですが、子供の数でいうと、児童手当の大が三百九万人、年少扶養控除の廃止による増税が千九百万人で、差し引き千六百万人増税だと。これだけの人が逆に増税の被害をこうむる措置になつてゐる。

ですから、私は、たとえ経過措置だということを言つても、これだけ被害が生まれる経過措置といふのはあつていいのかと。経過措置にしても、これは余りに問題があるんじゃないかというふうに思うんですが、大臣、そうは思われませんか。

○国務大臣(丹羽雄哉君) 扶養控除と児童手当といふのは、これはもともと制度の位置づけといふのを異にいたしておることは委員も十分に御承知のことだと思います。ただ、子育ての経済的負担の軽減という観点から見れば、私はこの扶養控除と児童手当といふのは同じ機能を有しているのではないか、こう思つておるような次第であります。

扶養控除は、今さら申し上げるまでもなく、高所得者に対しより大きな効果があるわけでござります。非課税世帯には効果がないことは言うま

でもありません。一方で、児童手当は、定額でござりますが、低所得者にも必ず給付される、こという違いがあるわけでござります。

収三百万の世帯もあるんです。年収四百万、五百萬円、こういう世帯が高額所得者か、これは決してそんなことはないわけです。大変苦しい中で子育てしているわけです。

うな时限的なものとして始めたものじゃないといふうに思うんですが、これはいかがですか。

○政府参考人(福田進君) 今御説明申し上げました経済社会の変化等に対応して早急に講すべき所得税及び法人税の負担軽減措置に関する法律第一條が趣旨規定でございますが、

この法律は、近年における我が国の経済社会の構造的な変化、国際化の進展等に対応すると

ともに現下の著しく停滞した経済活動の回復に資する個人及び法人の所得課税の制度を構築す

ることが国民生活及び国民経済の安定及び向上を図る上で繫要な課題であることにかんがみ、

その一環として、これらの事態に対応して早急に実施すべき所得税及び法人税の負担軽減措置

を講ずるため、個人及び法人の所得課税の在り方について、税負担の公平の確保、税制の経済

に対する中立性の保持及び税制の簡素化の必要性等を踏まえ、この法律が施行された後の我が

国経済の状況等を見極めつつ抜本的な見直しを行ふまでの間、所得税法及び法人税法の特例を

定めるものとする。
というふうに趣旨規定がございまして、一年につ

きりの法律かどうかという御指摘に対しても、一年こつきりの法律の規定ではないというふうにお

○小池晃君 答え申し上げたいと存じます。

す。
三月十一日の公明新聞で、公明党の坂口政審会

長がこう述べておられる。「一九九九年の一年間に限り十万円増やした年少扶養控除を引き下げて

元の状態に戻し、「それから別の場所では「昨年一年間限り」ということで減税になっていた」、こ

う書いてあるんです。

限りといふことであつたことじゃないということははつきりしていると思うんです。ですから、こ

ういう構造変化に対応してやるんだというふうに言つて始めていながら、一年たつたらばつとやめ

てしまう、まさに朝令暮改、朝令昼改という中身

じゃないだろうか。

大臣に改めてお伺いしたいんですが、先ほど私
が申し上げたように、被害者の方がが多いような措
置であります。一年前に始めたこの制度を朝令暮
改という形で、これは宮澤大蔵大臣もなかなか説
明困難だとおっしゃっている。そうして今までやら
れた経過措置、たとえ経過措置にしてもこれは問
題があると、先ほど大臣は胸を張っておっしゃい
ましたけれども、胸を張ってこれはいい制度だと

いふふうに国民に説明できるような中身でしょ
うか。もう一度お伺いしたい。

上げさせていただいておりますけれども、今回の与党間の協議におきましては、とにかく赤字国債を発行しない、こういう前提のもとにいわゆる年少扶養控除の減額というものが決定されたわけでござります。そして、その中におきましていわゆる少子化対策における児童手当というものを一つの柱として位置づける必要があるんじゃないかな、こういうような御議論の結果、これまでの三歳児未満から就学前まで延長させていただいた、こういうような経緯でござります。

そういふ中で決まったことでござりますし、

これは当然のことながら、まず年少扶養控除を講ずることに伴いますさまざまな問題でござりますが、私どもはやはり所得の低い方にも限定的に給付をすることの方が望ましい、こういうような観点からこのような児童手当につきまして拡充を図った、こういうような引き立つがあるわけでござります。

○小池晃君 所得の低い人たちに限定、重点的に配分するということは、それは先ほどからそのことは否定していいんです。中低所得者にも増税の被害が及ぶ、このことを問題だとお考えにならないのかというふうにお聞きしているんですけども、どうでしょうか。

○国務大臣(丹羽雄哉君) ですから、先ほどから申し上げておりますように、さまざまな問題がございまして、前年に比べれば確かに委員が御指摘

のような負担増になる階層もござりますけれど

も、この児童手当の措置だけではなくて、奨学金の制度であるとか子育て支援基金制度、こういったようなもののを総合的に勘案する中においていわゆる負担が重くなる層について手厚い支援策を行う。いずれにいたしましても、私どもは健全な児童の育成というものを目指しておるんだということをぜひとも御理解賜りたい、こういうことでござります。

○小池晃君 総合的に見れば、手を打っているといふことは、この部分だけを見ればこれは問題があるといふ二つの裏面はないのです。

大臣、この間の議論を通じてこの御説明をするときだ、これは赤字国債を出さない、限られた財源の中でということをしきりにおっしゃるんですね。しかし、これは財源の問題を勝手に限られた財源などと言わないでいただきたいというふうに思うんです。皆さん、あなた方は、一つの柱としてこれは確立する必要があるんだ、少子化対策の象徴だとまでおっしゃった。今までして児童手当支給を拡大する必要があるといふうにするならば、私は彼らでも財源はあるというふうに思うんです。

例えば公共事業、熊本の川辺川ダムは総事業費二千六百五十億円、国費二千二十一億円、諫早湾の干拓は総事業費一千四百九十九億円、国費千七百六十億円、関西国際空港二期工事は総事業費一兆五千六百五億円、国費五千二十二億円、公共事業予備費は二〇〇〇年度予算では五千億円。この一部でも削れば、こういう無理無体なやり方をせず、十分児童手当の拡大はできるじゃないですか。

先日の質疑で我が党の井上議員の質問に対し、大臣は、日本の子育て支援給付はこれは国際的に見てもおくれているんだというふうにおっしゃった。それであれば、やはりこういうむだこそ削るべきじゃないか。同じ子育て財源の中から、右のポケットから左のポケットに移すようなやり方をするからこういう矛盾が生まれるのであって、こういう歳出構造の徹底的な見直しに足

を踏み出すべきじゃないですか。いかがですか。

○國務大臣(丹羽雄蔵君) 個々の公共事業の問題についてとやかく私が申し上げることは差し控えさせていただきたいと思いますけれども、いずれにいたしましても子育てというものは大変重要なございます。そういう中において、当然のことながら、今後、扶養控除の減額の問題であるとか、支出の資源の再配分であるとか、こういったよな問題が全体的な問題として当然議論があつてしまふ

るべきだとこのように考へてゐるような次第であります。

（小林）それもまた、お前に見て貰おうと思つたのです。しかし、かかるべきだということであれば、やはりこういう同じパイの中を食い合うようなやり方は矛盾を拡大するだけだ、本当に抜本的にその道に私は足を踏み出すべきだというふうに思います。

宮澤大臣も、この問題で私も予算委員で質問して、あと財政・金融委員会でも議論があつて、どうも一貫した、ちゃんとした御説明をすることは非常に苦しいです、一種の妥協でございますから、ちゃんと整合的に説明することはなかなか難しい、ここまでおっしゃっているんですね。よほどのことだと私は思ふんです。

こういう大蔵大臣すら説明不能だというようなやり方をすべきではないし、本当に大臣がおっしゃったように、歳出構造の見直し、公共事業のむだ遣いであるとか、あるいは銀行に対する税金投入、こういったものに一切手をつけずに子育てのための財源の中で無理やりやりくりするようなやり方、こういうことをするからこういう矛盾が生まれるんだというふうに思うわけです。今回の措置については到底きょうの議論を通じても納得できるものではない、そのことを申し上げて、私の質問を終わりたいと思います。

○清水澄子君 きょうの午前中の参考人からの意見陳述を伺って、むしろ厚生省とやりとりしてい るよりよっぽどすつきりしたわけです。というのは、やはり児童手当といふのは一体どう考えるべきか、何なのか?という基本的な考え方について、

私も今まで何回も大臣にもお尋ねしましたけれど

も、日本の場合は全くこれまで児童そのものの主体について余り考えていないからです。では家族の経済支援かといえば、そうでもない中身ですし、きょうの参考人のほとんどの方は、すべての子供、十八歳までの子供に、これは親ではなくて子供に生活支援をするものであると。そしてもう一方は、ただそれは現金給付でやるべきで、児童手当だけでは子供は発達できない、だから一方

で子供の発達に必要な社会サービスをればもう一方で必要なのだというような、いわゆる現金給付と現物給付といいますかナービスという、二つ

いう考え方でもっと根本的な改革をしてほしいと
いうことを述べられました。

一人だけは、これは厚生省の社会保障制度審議
会の責任者でもありますから現状のところでは話を
されておりましたけれども、やはり将来的にはそ
うあるべきだらうと。そして、子どもの権利条約
の視点というの非常に重要であるというふうな
お考えが述べられていました。

ですから、私どもは、抜本改正を十三年にする
というのであれば基本的な方向性は明確でないと
だめだらうと思ひます。具体的には、それらを設

階級にどうするかとか優先順位をどうするかというのはあるでしょう。だけれども、方向性がつとも伺っていてもはつきりしないと、いうのは、私はこれは非常に怠慢だと思います。

これだけ初めてこういう児童手当のものでこうして議論できるのはとてもいい機会だったと思しますし、それからその中の大沢参考人なんかは、今回ここで本当に基本的な整理をするというのは最後のチャンスかもしれない今まで言われました。ですから、私もそうだと思いますし、非常にこれはさまざまな矛盾と、これまで軽視してきたというのか放置してきたために非常に多くの問題があつて整理していくことがいっぱいありますけれども、それだけにこれをきっかけとして二十一世紀に向けてきちんとすべきだと思うんです。

そういう中で、日本は結局、今の制度は事業主

事業主の拠出金が七割という負担で出てきた制度ですしおれを今度大臣は逆転させたといふことが大きな評価であるというのを褒めてくださいと言つていらつしやるんですが、それはそれで本來のあるべき姿を求めなきやならないと思います。

しかし、ここで私は事業主も社会的な連携など、いう中で今後役割は大きいと思うんですねけれども、その前に、日経連はこれは少子化問題といふ視点で企業主が主に児童手当の部分を引き受けているけれどもこれは反対だと、こうことと言つておる

りりますし、それからこういう経済的なインセンティブによって出生率が改善するのかどうかと、それからやはり児童手当制度というものは全額国庫負担でやるべきだというような考え方を述べております。しかし、同じ経済団体でも東京商工

会議所は現在の児童手当の支給額を二倍に引き上げるべきだ、そして所得制限をもつと緩和して拡大すべきだ、そういうふうな考え方を発表しているわけです。こういう経済界の考え方について、大臣はどうのようにお考えになつておられるでしょうか。

○國務大臣(丹羽雄哉君)　まず、日経連でございま
すが、児童手当の拡充についての日経連の考え方
方というものがござります。事業主負担を主な財

齋とする現行の児童手当制度の枠組みを前提とした拡充には反対だ、少子化問題は国民的課題であるという観点から歐州の各国と同様に児童手当の財源は本来全額税で賄うべきだ、こういうことでございます。それから、東京商工会議所もこの児童手当の拡充の問題についてお触りになつておるわけでございますが、これについて財源をどうするかということについてはお触れになつておらないこと、こういうことでございまして、さまざま御意見が各団体によつてあるわけでございます。

いずれにいたしましても、今回の児童手当の拡充について、新エンゼルプランの策定などとあわせて幅広い総合的な少子化対策の中の一つの柱と

○率直に申し上げて、事業主の皆さん方の御理解、御協力をいたしかなければ児童手当の今後のさらなる拡充というのはなかなか難しいのではないか、こう考えております。

○清水豊子君 だから、日本の場合は今後も事業主の負担は求めていくという、そういう基本的な考え方をお持ちですか。

○国務大臣(丹羽雄哉君) 求めていくというより、求めていくことに御協力をお願い申し上げたい、こういうことでござります。

○青木豊子君 次に、厚生省の厚生長官特別会

健全育成のための事業を行うということで制度化されたものでございます。

この趣旨を踏まえまして、保育サービスにつきましては、その中心を占めます保育所の一般的な運営費や多くの保育所に普及してきた事業、これにつきましては一般会計で対応いたしますが、特別会計としては保護者の勤務時間などに応じた長時間の延長保育など、そういう分野については特別会計で対応するという整理をしてまいりまし

本会計と特別会計との関係を明確化するため、長年保有しておらず、年次決算と一般会計との役割分担を十二年度も見直したというところでございますが、今後ともそれぞれの事業の趣旨、目的に応じまして一般会計と特別会計の役割分担を勘案いたしまして、それぞれふさわしい負担にするという方向で検討したいというふうに

○清水選子君 午前中の参考人が指摘されたことはまさにその問題でありました。このやり方はおかしい。これは事業者の後押しをしているものであって、保育サービスといつても、こちらで使う保育サービスは児童福祉施設の最低基準以下のサービスをここで提供している、これでは本当に子供の発達とか安全には資することができない。だから、こういうやり方だと児童手当の方も縮小

されるし、それから児童福祉サービスを代行しないがら最低基準を満たさないサービスをふやしていいじゃないか。だから、この予算の使い方は非常問題であるという指摘がなされました。

こういうことについて全く問題意識が今ないのを聞きましたから、それはもう私は絶対容認できないと思います。ここで新たに今度の機会にそれを検討し直すということが必要であって、このままやりますというお簽えでしたから、それはまたいずれ、私はきょうは時間がありませんから、この次にまた指摘をしていきたいと思います。

次に、よく日本の女性はこのごろ働くようになつたから子供の出生率が低いとか言われるわけ

はどの国もみんなそうです、今日。これは当たり前です。そして、出生率が低下している傾向というのも、これは各國に見られるのも共通であります。しかし、その率が特別低いというのは日本だけなんです。

特に、私は、注目すべきことは、一九八〇年代にはEU諸国は共通して子育て期に当たる二十五歳から三十四歳の層は、働く女性が非常にふえていっているわけです。しかし、余り下がっていませんで、出生率は、だから、就労パターンが男女に同じように、子育て期に当たる年齢によつて

性と同じように子育て、出産其の年齢にならぬままでずっと働いているという、そういうところを見ますと、決してこれは女性がただ働くから減ったという、そんな単純な問題じゃない。そこにはつきり何が問題かというのは出ていると思うんです。

例えば、アメリカ等でも、三歳以下の子供を持つ母親の就労率は五二・五%あるんです、ところが出生率は二・〇三。そして、フランスでも、三歳以下の子供を持つ母親は六〇%働いているが、出生率は一・七二。スウェーデンもそうです、八五・八%働いている、三歳以下の子供を持つ母親です、そして一・六一生まれている。

先ほど大臣は、日本の場合は今一・三八、それが一・六になればと言つておられましたが、日本は三歳以下の子供を持つ母親は二八・二%しか働いていない。にもかかわらず、一・三八しか出生率がないというのは、それは日本の女性の就労といふんですか、その条件が非常に子供を産みながら働くという当たり前のことがしにくいというところを私はあらわしているんだと思います。

先日、ノルウェーの国会議長のコッレ・グロンダールさんが見えて、そのときに聞きましたけれども、女性が働きやすい国ほど出生率は上がります、非常に単純なことですとおしゃったわけですね。女性が子供を産んで自分の仕事や活動ができる社会というのは、また長期的に将来性のある社会です。今、少子化少子化というのが何かた

だ声高に叫ばれるだけで、本来すべきことがほとんどなされていない。

そういう意味で、何が大きな原因かというのは、きょうの参考人の皆さんたちも、女性の基本的な働き方の問題をどう改善するか。ジェンダー視点で、今の社会保障のあり方も夫、父親がすべて家族を養うという制度から発達してきているので、そういう点も改善すべきであって、女性も男性も働きながら子育てもできる、そしてお互に……

○委員長(狩野安君) そろそろまとめてください。

○清水達子君 自分ひとりで生きられないときにみんなが支え合って社会連帯で生きていく、そういう政策にすべきであるというお話をありました。

ですから、ここはもう問題がはっきりしていますから、ぜひ大臣、その方向性の中で、やはりジェンダー視点という視点で一度分析をして、問題をきちんととらえていただきたいと思います。

○国務大臣(丹羽雄哉君) 再三この審議の中でも議論を呼んでおるところでございますが、これまで男性は仕事、女性は家庭と、こういったような固定的な観念ではなくて、新しい少子化対策のあり方というものをつくり上げていかなければならぬ。そういう観点から、先生の御意見は貴重な御意見と承らせていただきたいと思います。

○堂本暁子君 けさの参考人の御意見は、ほかの先生方もおっしゃったように、大変本質に迫るもののがございました。

例え、児童手当の理念そのものなんですがけれども、果たして対象が児童本人なのか、あるいは実際に養育に当たっている家族なのかというあたりで事の本質が変わってくるということ也非常に浮き彫りになりました。所得制限は、もし児童が対象なのであれば必要ないであろう、そして養育者が対象であれば所得制限があつてもいいのではないかというふうに御意見が分かれたわけです。

衆議院で、対象は児童なのかそれとも家族なのかという質問に対し、大野政務次官が、実質的には親が受け取るんだから親であろう、管理も使用者もということで御答弁になつてゐるんですが、

その対象が親に対してのものというふうに厚生省はお考えのかどうか、もう一度確認の意味で、これは大臣に伺わせていただきたいというふうに思っております。

○国務大臣(丹羽雄哉君) 児童手当制度でございま

すが、児童を養育する家庭の生活の安定と、さらに児童の健全育成という二つの目的を掲げているところでございます。

○堂本暁子君 今のお尋ねの問題からいたしまして、理念といたしましては、児童手当は家庭ないし保護者を対象として支給されるものであつて、その結果、児童のためになると、このような理解をいたしておりますような次第であります。

○堂本暁子君 今のお尋ねの問題の継続なんですか

も、けさ展開されました参考人との質疑の中で、

あるとすれば、所得制限を設けるということは

国際標準を二分するものであるというふうにおっしゃったわけです。このことについての御見解はいかがでしょうか。

○国務大臣(丹羽雄哉君) 先ほどお話をお聞きし

ておりまして、子供を対象とするならば所得制限は設けるべきでない、子供を対象としないならば

手当を二分するべきでござります。このことによつて、これで解決すべきだというふうに言わわれたんです

が、この参考人の御意見に対してもいかがお考

えを解決すべきだというふうに思つてます。

○國務大臣(丹羽雄哉君) 先ほどお話を聞いてお

るところではござりますが、これまで

議論を呼んでおるところでござりますが、これま

で男性は仕事、女性は家庭と、こういったような

固定的な観念ではなくて、新しい少子化対策のあり方というものをつくり上げていかなければならぬ。そういう観点から、先生の御意見は貴重な御意見と承らせていただきたいと思います。

○堂本暁子君 けさの参考人の御意見は、ほかの

先生方もおっしゃったように、大変本質に迫るもののがございました。

例え、児童手当の理念そのものなんですがけれども、果たして対象が児童本人なのか、あるいは実際に養育に当たっている家族なのかというあたりで事の本質が変わってくるということ也非常に浮き彫りになりました。所得制限は、もし児童が対象なのであれば必要ないであろう、そして養育者が対象であれば所得制限があつてもいいのではないかというふうに御意見が分かれたわけです。

午前中の質疑の中で、所得制限を行なうことは児

童手当をもらえる低所得層ともらえない中高所得層というように国民階層を二分するもので、みんなで支え合うという社会保障に対する国民全体の信頼感を損ねるという発言がありました。

同じように、午前中の質疑の中で、この社会保障制度が社会のセーフティーネットの機能を果たす対象が親に対してのものというふうに厚生省はお考えのかどうか、もう一度確認の意味で、これは大臣に伺わせていただきたいというふうに思つております。

○国務大臣(丹羽雄哉君) 児童手当制度でございま

すが、児童を養育する家庭の生活の安定と、さらに児童の健全育成という二つの目的を掲げているところでございます。

○堂本暁子君 今のお尋ねの問題の継続なんですか

も、けさ展開されました参考人との質疑の中で、

あるとすれば、所得制限を設けるということは

国際標準を二分するものであるというふうにおっしゃったけれども、やっぱりジェンダー

の不安をかき立てるような悪循環に陥っている

という御意見もあったんです。

それは、今申し上げた国民階層を二分するとい

うこと。これも実に複雑で、どこからどう二分さ

れているのかすらわからない。そういう中で、社

会保障制度、例えば保育とか年金とか、今までで

おっしゃいましたけれども、やっぱりジェンダー

の視点が欠けているからこういうことになるんだ

というふうに私は思つています。

こういった悪循環に陥っている、一刻も早くこ

れを解決すべきだというふうに言わわれたんです

が、この参考人の御意見に対してもいかがお考

えを解決すべきだというふうに思つてます。

○國務大臣(丹羽雄哉君) 先ほどお話を聞いてお

るところではござりますが、これまで

御存じないと思いますけれども、「日本の社会保障」と「ジェンダー」男女平等の経済基盤」という本には、おとついでしようか、届いたんです。塩田咲子さんという方が書いた本なんです。これはもう日本戦前からの社会保障制度から戦後にかけてあらゆる社会保障制度をずっと網羅的に、大変な勉強をされたと思いますが、まとめていらっしゃるんです。

その児童手当のところの周辺を見ますと、例え

ば今指摘した悪循環というようなことの一つ、例えこの間から私が問題にさせていただいている保育の問題ですけれども、保育はもう既に九六年で年収五百万円以上の第六所得階層以上が六七・四%に達している。だから、保育所を利用するお母さんたちはいわゆる低所得階層ではないわけですね。

この方がおっしゃっているのに、この方は育児手当という言葉を使っていらっしゃいますが、この育児手当をどう使用するかは育児担当者、両親ですね、の自由な選択とし、就業とは無関係に公的な保育をだれもが料金を払つて利用できるようになります。

母さんたちはいわゆる低所得階層ではないわけですね。

この方がおっしゃっているのに、この方は育児

手当という言葉を使つていらっしゃいますが、この育児手当をどう使用するかは育児担当者、両親ですね、の自由な選択とし、就業とは無関係に公的な保育をだれもが料金を払つて利用できるようになります。

母さんたちはいわゆる低所得階層ではないわけですね。

まさにそういうことだらうと思うんです。一方で保育を利用という形に切りかえ、そして救貧的な措置から利用に切りかえておきながら、児童手当の方は所得制限を設けていたりと、その場合は所得制限を設けていたりと、その場合は所得制限を設けていたりと、そこには整性がないというふうに思つてます。もしこういうふうに保育の制度を利用というたたかいで、いたしましても今回の児童手当法というのは、若い男女の皆さん方の健全な子供の育成に少しでもお役に立ちたい、立たせていただきたい、こういうような目的で法案を提出させていただいているような次第でございます。

○堂本暁子君 やはり、そのジェンダーの視点と

このことでは当然のことながらお母さんたちは保育料を払うわけですから、高額の所得者でも子供

に対し児童手当が支給されてしまうべきではないかというふうに思つてます。

もう一つそれに関連して質問させていただきましたのは、大澤真理さんのレジュメなん

いのですが、これは大澤真理さんのレジュメなんですが、非常に大きな日本の行政の誤解がある

どいうふうに彼女は指摘しています。

どういう誤解かといえば、高学歴そして就業が

二六

少子化を招いていると、そうではないというふうに彼女は言っているわけです。二十五歳から三十四歳女性の労働率が高い国での出生率も高い。

それから女性の社会的地位 ジーンタリ開発指

高い。それから、ある程度開発が進んだ国では男女の賃金格差が小さいほど出生率が高い。男女の賃金格差が小さい国では夫の家事協力度が高い。というふうに、日本の厚生行政が分析していらっしゃることとすべて逆なんですね。

そういうことからいいますと、私はやはり何んど、女性が単に働くということだけではなくて、社会参画するということの中での出生率も結果として上がってくる。今、少子化対策としてとられてることは、むしろその悪循環の輪を断ち切るといふよりはそれを加速しているような気すらしないわけでもないわけです。

その辺で、やはりこの女性の社会参画あるいはジェンダーの視点からの社会保障制度と言つたらいいでしょうか、年金や保育や育児休業制度、それから今度の児童手当、すべてを含めてそこにやはりそもそもその立脚点の転換が必要だというふうに感じますが、いかがでしょうか。

主婦になつていいから出生率が下がるのではなく
いということなんです。逆なんですね。もっと社会参画しやすいような政策、そういう政策をとる
ところの方が各国では出生率が上がっているとい
うことなんです。だから、できるだけ社会参画で
きるような制度をつくるべきなのではないかとい
うことです。

○國務大臣（丹羽雄蔵君） 確かに、委員が御指摘のようだに、いわゆる労働力と出生率の関係から見ますと、高学歴の女性の皆さん方の進出によって出生率が下がっているというよりはむしろ上がつておる。こういうような傾向があるということにおいておいては同じ認識に立つものでございます。

も、それは逆に言えば、日本の社会保障制度がそういう視点に立っていないということなんですね。

ですから、例えば児童手当にしてもそうですし、年金なんか持てそうですね。

○國務大臣(丹羽雄哉君) 私どもがさまざまな社会保障を進めるに当たって、いわゆる高学歴者を重視するとか低学歴の女性の方々を何か軽視するとか、こういうことはあってはならないものだと、こう考えております。

先日来、大臣の御答弁ですけれども、結婚や出産を望む人がその希望を実現できるような環境整備をするために総合的な少子化対策があつて、その一環として児童手当の拡充があるというような御答弁をいただいておりますけれども、短い時間ですので統いて質問の方に入らせていただきたいと思います。そして、いろいろとお聞きいただきたいことがたくさんございます。

まず、内閣総理大臣官房広報室が毎月「モニター月報」というのを発行いたしておりますが、こちらの二月号、少子化についての御意見が紹介されております。

本日も、参考人の皆さん方、そして諸先生方がいろいろな角度で御質問をされているわけですがれども、まずいろいろな方々がいらっしゃるな、本当にこの少子化対策の必要性、行政はもとより国会もそうですねけれども、それほど認識の違いといふものがいいのかなというふうに私自身思うわけです。そしてまた、国民の意識の中で、

本当にこの少子化というもの、実は余り日々の生活の中で周りの人には我々余り聞かないんですけども。

そこで、自分がひとつお尋ねしてみたいなど、これひとつ読ませていただきます。これは「モニタ一月報」の方でございますが、こちらは兵庫県の五十八歳の主婦の方でございます。

少子化対策への疑問 子供の出生率が相変わらず低く、政府はその対策を検討中という。児童手当の増額、保育所の増設、保育時間の延長、病児保育等々。そのどれも必要なことであるけれど、しかし、これらが完全に実施されただとしても少子化が改善されるとは思えない。どこか問題の核心がずれている気がする。

私は専業主婦で三人の子供を育てた。夫は薬

の研究開発で忙がしく、私は親戚、友人が遠く離れていたのでいつも一人で子育てをしていました。その間、私が最も悩みつらかったことは、

次の二つのことだつた。

①社会から切り離れていたる独立感と閉塞感
②子育ては女がするもの、という社会観念と夫

③それによる仕事第一の夫の家庭、子育てへの の観念の重圧。

関りの低さ。夫の生きがいと関心は仕事、ならば私と子供達は夫にとつて何なのだろうと

いう思ひ。

情が苦しむながら、一方では自分が自分をいい母親、いい主婦ではないといつも責めていい

た。そして後年、こんな思いに悩んでいたのは
私だけではない、多勢いたんだと知るようにな
った。だから私は政府の考へている対策は問
題の周辺対策にすぎないと感じて いる。

一番大切なことは①子育ては女も男もするのが当り前の社会になること。そのため企業や男の意識が変わること。②男も女も子育て可能な働き方ができる社会体制を。労働時間の短縮、例えば子供が六才までなら朝九時半一四時半までとする。病気の時は即、休めるようになる。そうなれば時間的にも精神的にもゆとりをもって子育てができる。児童手当増額に税金を使うよりは、この体制づくりに使う方がどんなにか子育てが助かるだろうか。

子供は未来の社会をつくる大切な存在、とい
いながら女にだけ子育てを押しつけてきた結果
が少子化になってきたのだ。男も女も家事、育
児ができる社会にならなければ、女は負担が重

こういた御意見がこの「モニター月報」、内閣総理大臣官房広報室から毎月出しているのですけれども、今お聞きいただきまして、この児童手当の増額に税金を使うよりは体制づくりが必要なんだとということですけれども、大臣、いかがでよいか。

第二項中「第六十九条」を「第七十三条」と改め、

第八章中同条を「第七十二条」とする。

第八十二条中「第六十九条」を「第七十三条」と改め、同条を「第七十二条」とする。

第八十一条を「第七十二条」とする。

第八十条中「第二十八条の二第一項」を「第三十条第一項」に、「第五十四条第四項」を「第五十六条第四項」に、「第七十三条各号」を「第七十二条各号」に改め、同条を「第七十九条」とする。

第七十九条中「配分した額」の下に「並びに第百六条第一項の規定により新たに積み立てられた準備金の額及び準備金の総額」を加え、同条に次の二項を加える。

2 共同募金会は、第百六条第二項の規定により準備金を提出した場合には、速やかに、同項の提出の趣旨、提出先の共同募金会及び提出した額を公告しなければならない。

3 共同募金会は、第百六条第三項の規定により配分を行つた場合には、配分を終了した後三月以内に、提出を受けた総額及び提出された金額の配分を受けた者の氏名又は名称を公表するとともに、当該提出を行つた共同募金会に対し、提出された金額の配分を受けた者の氏名又は名称を通知しなければならない。

第七十九条を「第七十条」とする。

第七十八条中「都道府県協議会」を「都道府県社会福協議会」に改め、「略き」の下に「及び配分委員会の承認を得て」を加え、同条を「第七十七条」とする。

第七十七条第二項を次のように改める。

2 共同募金会は、寄附金の配分を行うに当たつては、配分委員会の承認を得なければならぬ。

第七十七条中第三項を「第四項」とし、第二項の次に次の二項を加える。

3 共同募金会は、第百十条に規定する期間が満了した日の属する会計年度の翌年度の末日までに、その寄附金を配分しなければならぬ

い。

第七十七条を「第七十五条」とし、同条の次に次を加える。

(準備金)

第一百六条 共同募金会は、前条第三項の規定にかかるわらず、災害救助法(昭和二十二年法律第百十八号)第二条に規定する災害の発生

その他厚生省令で定める特別の事情がある場合に備えるため、共同募金の寄附金の額に厚生省令で定める割合を乗じて得た額を限度と

して、準備金を積み立てることができる。

共同募金会は、前項の災害の発生その他特

別の事情があつた場合には、第百十条の規定にかかるわらず、当該共同募金会が行う共同募

金の区域以外の区域において社会福祉を目的

とする事業を経営する者に配分することを目

的として、提出の趣旨を定め、同項の準備金

の全部又は一部を他の共同募金会に提出する

ことができる。

第七十二条を「第七十一条」とする。

第七十二条中「であつて」の下に「、その区域

内における地域福祉の推進を図るため」を「除く」の下に「以下この節において同じ」を加え、同条を「第七十二条」とし、第八章中同条の前に次の二節及び節名を加える。

第一節 社会福祉協議会

(市町村社会福祉協議会及び地区社会福祉協議会)

第一百七条 市町村社会福祉協議会は、一又は同一都道府県内の二以上の市町村の区域内にお

いて次に掲げる事業を行うことにより地域福

祉の推進を図ることを目的とする団体であつ

る事業を経営する者及び社会福祉に関する活

動を行う者が参加し、かつ、指定都市にあつ

てはその区域内における地区社会福祉協議会

の過半数及び社会福祉事業又は更生保護事業

を経営する者の過半数が、指定都市以外の市

及び町村にあつてはその区域内における社会

福祉事業又は更生保護事業を経営する者の過

半数が参加するものとする。

第七十六条を「第七十五条」とする。

第七十四条及び第七十五条を削る。

第七十三条中「第二十八条の二第一項」を「第三十条第一項」に、「第三十条を「第三十二条」に、「次の各号に」を「次に」に改め、同条第一号

中「都道府県の区域を単位とする社会福祉協議会(以下「都道府県協議会」という。)」を「都道府

県社会福協議会」に改め、同条第二号及び第四号中「又は評議員」を「評議員又は配分委員

会の委員」に改め、同条を「第七十二条」とし、同

条の次に次の二条を加える。

(配分委員会)

第一百三十三条 寄附金の公正な配分に資するため、共同募金会に配分委員会を置く。

2 第三十六条第四項各号のいずれかに該当する者は、配分委員会の委員となることができない。

3 共同募金会の役員は、配分委員会の委員となることができる。ただし、委員の総数の三分の一を超えてはならない。

4 この節に規定するもののはか、配分委員会に関し必要な事項は、政令で定める。

第七十二条を「第七十一条」とする。

第七十二条中「であつて」の下に「、その区域

内における地域福祉の推進を図るため」を「除く」の下に「以下この節において同じ」を加え、同条を「第七十二条」とし、第八章中同条の前に次の二節及び節名を加える。

四 前三号に掲げる事業のほか、社会福祉を目的とする事業の健全な発達を図るために必要な事業

(地方自治法第二百五十二条の二十に規定する区をいう。)の区域内において前項各号に掲げる事業を行うことにより地域福祉の推進を図ることを目的とする団体であつて、その区域内における社会福祉を目的とする事業を經營する者及び社会福祉に関する活動を行う者が参加し、かつ、その区域内において社会福祉事業又は更生保護事業を經營する者の過半数が参加するものとする。

2 地区社会福祉協議会は、一又は二以上の区

域内における社会福祉を目的とする事業を經營する者及び社会福祉に関する活動を行う者

が参加し、かつ、その区域内において社会福

祉事業又は更生保護事業を經營する者の過半数が参加するものとする。

3 市町村社会福祉協議会のうち、指定都市の区域を単位とするものは、第一項各号に掲げられる事業のほか、その区域内における地区社会

福祉協議会の相互の連絡及び事業の調整の事業を行うものとする。

4 市町村社会福祉協議会及び地区社会福祉協議会は、広域的に事業を実施することにより効果的な運営が見込まれる場合には、その区域を越えて第一項各号に掲げる事業を実施することができる。

5 関係行政庁の職員は、市町村社会福祉協議会及び地区社会福祉協議会の役員となることができる。ただし、役員の総数の五分の一を超えてはならない。

6 市町村社会福祉協議会及び地区社会福祉協議会は、社会福祉を目的とする事業を經營する者又は社会福祉に関する活動を行う者から参加の申出があつたときは、正当な理由がなければ、これを拒んではならない。

(都道府県社会福祉協議会)

第一百八条 都道府県社会福祉協議会は、都道府県の区域内において次に掲げる事業を目的とする団体であつて、その区域内における市町村社会福祉協議会の過半数及び社会福祉事業

条—第百三十三条」を「第百三十一条—第百三十一條」に改める。

第二条第三項第五号中「身体障害者就業支援事業」の下に「身体障害者生活訓練等事業」を、「補装具製作施設」の下に「盲導犬訓練施設」を加える。

第十八条第三項中、「母子及び寡婦福祉法及
び知的障害者福祉法」を「及び母子及び寡婦福祉
法」に、「育成又は更生」を「育成」に改め、
同条第五項中「及び身体障害者福祉法」を「身
体障害者福祉法及び知的障害者福祉法」に改め

第三十一条第一項第一号中「第一百七条第二項」を
「第一百九条第二項」に改める。

第八十一条及び第八十八条规定中「第一百八条第一項各号」を「第一百十条第一項各号」に改める。

第百三十三条中「第一百一条第四項」を「第一百十三条第四項」に改め、同条を第一百三十五条と

する。

九条から第百三十一条までを二条ずつ繰り下げ
る。

第十一章中第百二十八条を第百三十条とし、
第百二十三条から第百二十七条までを二条ずつ
繰り下げる。

第十章第二節中第百二十二条を第百二十四条
とし、第百二十二条を第百二十三条とし、第百

経営する者その他社会福祉に関する活動を行う者の意見を反映させるために必要な措置を講ずるとともに、その内容を公表するものとする。

一 地域における福祉サービスの適切な利用の推進に関する事項

二 地域における社会福祉を目的とする事業の健全な発達に関する事項

促進に関する事項

第百八条 都道府県は、市町村地域福祉計画の達成に資するために、各市町村を通ずる広域

的な見地から、市町村の地域福祉の支援に関する事項として次に掲げる事項を一體的に定める計画（以下「都道府県地域福祉支援計画」）

（吉田）一義式用典地圖書文部省圖
という。）を策定し、又は変更しようとする
ときは、あらかじめ、公聽会の開催等住民その

他の者の意見を反映させるために必要な措置を講ずるとともに、その内容を公表するもの

とする。

二　社会福祉を目的とする事業に従事する者の基本的方針に関する事項

三 福祉サービスの適切な利用の推進及び社 の確保又は資質の向上に関する事項

会福祉を目的とする事業の健全な発達のための基盤整備に関する事項

別表中「(第百二十五条関係)」を「(第百二十七
条関係)」に改め、同表都道府県の項及び指定都
市及び中核市の項中「(第百二十二条)
第百十九条

身体障害者福祉法の一部改正
を「第一百四十四条、第一百二十一条」に改める。

二条 身体障害者福祉法(昭和二十四年法律第百八十三号)の一部を次のように改正する。

第三条第一項中「具現される」を「実現される」と改める。

第四条の二に次の二項を加える。

事業」とは、地域の身体障害者の福祉に関する各般の問題につき、主として居宅において日常生活を営む身体障害者又はその介護を行う者からの相談に応じ、必要な情報の提供及び助言を行うとともに、第九条第四項の規定による相談及び指導を行い、併せてこれらの者と市町村、身体障害者居宅生活支援事業を行なう者、身体障害者更生支援施設、医療機関等との連絡及び調整その他の厚生省令で定める援助を総合的に行なう事業をいう。

6 この法律において、「手話通訳事業」とは、聴覚、言語機能又は音声機能の障害のため、音声言語により意思疎通を図ることに支障がある身体障害者(以下この項において「聴覚障害者等」という。)につき、手話通訳等(手話その他厚生省令で定める方法により聴覚障害者等とその他の者の意思疎通を仲介することをいう。第三十三条において同じ。)に関する便宜を供与する事業をいう。

第九条中第六項を第七項とし、第五項を第六項とし、同条第四項中「社会福祉事業法」を「社会福祉法」に、「前項第二号」を「第三項第二号」に改め、同項を同条第五項とし、同条第三項の次に次の二項を加える。

4 市町村は、前項第二号の規定による相談及び指導のうち主として居宅において日常生活を営む身体障害者及びその介護を行う者に係るものについては、これを身体障害者相談支援事業を行なう当該市町村以外の者に委託することができる。

第九条の二第一項中「同条第四項及び第五項」を「同条第五項及び第六項」に改める。

第十二条第一号中「社会福祉事業法」を「社会福祉法」に改める。

第十五条第二項中「社会福祉事業法第六条第二項」を「社会福祉法第七条第二項」に改める。

第二十一条の二の二の次に次の二条を加える。

(社会参加を促進する事業の実施)

事業」とは、地域の身体障害者の福祉に関する各般の問題につき、主として居宅において日常生活を営む身体障害者又はその介護を行う者からの相談に応じ、必要な情報の提供及び助言を行うとともに、第九条第四項の規定による相談及び指導を行い、併せてこれらの人と市町村、身体障害者居宅生活支援事業を行ふ者、身体障害者更生援助施設、医療機関等との連絡及び調整その他の厚生省令で定める援助を総合的に行う事業をいう。

この法律において、「手話通訳事業」とは、聴覚、言語機能又は音声機能の障害のため、音声言語により意思疎通を図ることに支障がある身体障害者(以下この項において「聴覚障害者等」という。)につき、手話通訳等(手話その他厚生省令で定める方法により聴覚障害者等とその他の者の意思疎通を仲介することをいう。第三十三条において同じ。)に関する便宜を供与する事業をいう。

4 市町村は、前項第二号の規定による相談及び指導のうち主として居宅において日常生活を営む身体障害者及びその介護を行う者に係るものについては、これを身体障害者相談支援事業を行ふ当該市町村以外の者に委託することができる。

第九条の二第一項中「同条第四項及び第五項」を「同条第五項及び第六項」に改める。

「福祉法」に改める。
第十五条第一項中「社会福祉事業法第六条第一項」を「社会福祉法第七条第二項」に改める。
第二十一条の二の次に次の二条を加える。

(社会参加を促進する事業の実施)
第二十一条の三 地方公共団体は、視覚障害の

る居宅支給決定身体障害者が、同条第三項の規定により定められた同項第一号の期間(以下「居宅支給決定期間」という。)内において、都道府県知事が指定する者(以下「指定居宅支援事業者」という。)に身体障害者居宅支援の利用の申込みを行い、当該指定居宅支援事業者から当該指定に係る身体障害者居宅支援(以下「指定居宅支援」という。)を受けたときは、当該居宅支給決定身体障害者に対し、当該指定居宅支援(同項の規定により定められた同項第二号に規定する量の範囲内のものに限る。以下この条及び次条において同じ。)に要した費用(身体障害者サービスに要した費用における日常生活又は創作的活動に要する費用のうち厚生労働省令で定める費用及び身体障害者短期入所に要した費用における日常生活に要する費用のうち厚生労働省令で定める費用(以下「特定費用」という。)を除く。)について、居宅生活支援費を支給する。

2 居宅生活支援費の額は、第一号に掲げる額から第二号に掲げる額を控除して得た額とする。

一 身体障害者居宅支援の種類ごとに指定居宅支援に通常要する費用(特定費用を除く。)につき、厚生労働大臣が定める基準を下回らない範囲内において市町村長が定める基準により算定した額(その額が現に当該指定居宅支援に要した費用(特定費用を除く。)の額を超えるときは、当該現に指定居宅支援に要した費用の額)

二 身体障害者又はその扶養義務者(民法(明治二十九年法律第八十九号)に定める扶養義務者をいう。以下同じ。)の負担能力に応じ、厚生労働大臣が定める基準を超えない範囲内において市町村長が定める基準により算定した額

(居宅生活支援費の受給の手続)

第十七条の五 身体障害者は、前条第一項の規定により居宅生活支援費の支給を受けようとする。ただし、緊急の場合その他やむを得ない事由のある場合については、この限りで

するときは、身体障害者居宅支援の種類ごとに、厚生労働省令の定めるところにより、市町村に申請しなければならない。

2 市町村は、前項の申請が行われたときは、当該申請を行った身体障害者の障害の種類及び程度、当該身体障害者の介護を行う者の状況、当該身体障害者の居宅生活支援費の受給の状況その他の厚生労働省令で定める事項を勘案して、居宅生活支援費の支給の要否を決定するものとする。

3 前項の規定による支給の決定(以下「居宅支給決定」という。)を行う場合には、次に掲げる事項を定めなければならない。

一 居宅生活支援費を支給する期間

二 身体障害者居宅支援の種類ごとに月を単位として厚生労働省令で定める期間において居宅生活支援費(次条第一項に規定する特例居宅生活支援費を含む。)を支給する指定居宅支援(同項に規定する基準該当居宅支援を含む。)の量(次条第一項及び第十七条の七において「支給量」という。)

4 前項第一号の期間は、身体障害者居宅支援の種類ごとに厚生労働省令で定める期間を超えることができないものとする。

5 市町村は、居宅支給決定を受けた身体障害者(以下「居宅支給決定を受けた身体障害者」という。)に対し、厚生労働省令の定めるところにより、第三項各号に掲げる事項を記載した受給者証(以下「居宅受給者証」という。)を交付しなければならない。

6 前項に定めるものはか、居宅受給者証に開示必要な事項は、政令で定める。

7 指定居宅支援を受けようとする居宅支給決定身体障害者は、厚生労働省令の定めるところにより、指定居宅支援事業者に居宅受給者証を提示して当該指定居宅支援を受けるものと/orにより、居宅生活支援費の支給を受けようとする。ただし、緊急の場合その他やむを得ない事由のある場合については、この限りで

ない。

8 居宅支給決定身体障害者が指定居宅支援事業者から指定居宅支援を受けたとき(当該居宅支給決定身体障害者が当該指定居宅支援事業者に居宅受給者証を提示したときに限る。)は、市町村は、当該居宅支給決定身体障害者が当該指定居宅支援事業者に支払うべき当該居宅支給決定に要した費用(特定費用を除く。)について、特例居宅生活支援費を定めるものとする。

9 前項の規定による支払があつたときは、居宅支給決定身体障害者に対する支給額の限度において、当該居宅支給決定身体障害者に代わり、当該指定居宅支援事業者に支払うことができる。

10 市町村は、指定居宅支援事業者から居宅生活支援費の請求があつたときは、前条第二項各号の市町村長が定める基準及び第十七条の十九第二項に規定する指定居宅支援の事業の設備及び運営に関する基準(指定居宅支援の取扱いに関する部分に限る。)に照らして審査の上、支払うものとする。

11 市町村は、前項の規定による支払に関する事務を社会福祉法第百十条に規定する都道府県社会福祉協議会その他營利を目的としない法人であつて厚生労働省令で定めるものに委託することができる。

12 市町村は、前項の規定による支払に関する事務を社会福祉法第百十条に規定する都道府県社会福祉協議会その他營利を目的としない法人であつて厚生労働省令で定めるものに委託することができる。

(特例居宅生活支援費の支給)

第十七条の六 市町村は、居宅支給決定身体障害者が、居宅支給決定期間内において、指定居宅支援以外の身体障害者居宅支援(指定居宅支援の事業に係る第十七条の十九第一項に規定する厚生労働省令で定める基準及び同条第二項に規定する指定居宅支援の事業の設備及び運営に関する基準に定める事項のうち厚生労働省令で定めるものを満たすと認められる事業を行う事業所により行われるものに限り行つた市町村は、厚生労働省令の定めるところにより、当該取消しに係る居宅支給決定身

といふ。)を受けた場合において、必要があると認めるときは、厚生労働省令の定めるところにより、当該基準該当居宅支援(支給量の範囲内のものに限る。)に要した費用(特定費用を除く。)について、特例居宅生活支援費を支給することができる。

2 第十七条の四第二項の規定は、特例居宅生活支援費について準用する。
(支給量の変更)

第十七条の七 居宅支給決定身体障害者は、支給量を変更する必要があると認めるときは、厚生労働省令の定めるところにより、市町村に對し、当該支給量の変更の申請をすることができる。

2 市町村は、前項の申請又は職権により、第十七条の五第二項の厚生労働省令で定める事項を勘案し、居宅支給決定身体障害者につき、必要があると認めるときは、支給量の変更の決定をすることができる。この場合において、市町村は、当該決定に係る居宅支給決定身体障害者に対し居宅受給者証の提出を求めるものとする。

3 市町村は、前項の決定を行つた場合には、居宅受給者証に当該決定に係る支給量を記載し、これを返還するものとする。
(居宅支給決定の取消し)

第十七条の八 居宅支給決定を行つた市町村は、次に掲げる場合には、当該居宅支給決定を取り消さなければならない。

一 居宅支給決定身体障害者が、指定居宅支援を受ける必要がなくなつたと認めるとき。

2 前項の規定により居宅支給決定の取消しを行つた市町村は、厚生労働省令の定めるところにより、当該取消しに係る居宅支給決定身

体障害者に対し居宅受給者証の返還を求めるものとする。

3 前二項に定めるもののほか、居宅支給決定の取消しに關し必要な事項は、政令で定める。

(介護保険法による給付との調整)

第十七条の九 居宅生活支援費及び特別居宅生活支援費の支給は、当該身体上の障害の状態につき、介護保険法(平成九年法律第百二十号)の規定によりこれらの給付に相当する給付を受けることができるときは、その限度において、行わないものとする。

(施設訓練等支援費の支給)

第十七条の十 市町村は、次条第五項に規定する施設支給決定身体障害者が、同条第三項の規定により定められた同項第一号の期間(以下「施設支給決定期間」という。)内において、都道府県知事が指定する身体障害者更生施設、身体障害者療養施設又は特定身体障害者授産施設(以下「指定身体障害者更生施設等」という。)に入所の申込みを行い、当該指定施設、身体障害者更生施設等から身体障害者施設支援(以下「指定施設支援」という。)を受けたときは、当該施設支給決定身体障害者に対する費用(日常生活に要する費用のうち厚生労働省令で定める費用(以下「特定日常生活費」という。)を除く。)について、施設訓練等支援費を支給する。

2 施設訓練等支援費の額は、第一号に掲げる額から第二号に掲げる額を控除して得た額とする。

一 身体障害者施設支援の種類ごとに指定施設支援に通常要する費用(特定日常生活費を除く。)に、厚生労働大臣が定める基準を下回らない範囲内において市町村長が定める基準により算定した額(その額が現に当該指定施設支援に要した費用(特定日常生活費を除く。)の額を超えるときは、当該現に指定施設支援に要した費用の額)

二 身体障害者又はその扶養義務者の負担能

力に応じ、厚生労働大臣が定める基準を超えない範囲内において市町村長が定める基準により算定した額

3 厚生労働大臣は、前項第一号の厚生労働大臣が定める基準を定めるに当たっては、身体障害者の障害の程度に応じて厚生労働省令で定める区分(次条及び第十七条の十二において「身体障害程度区分」という。)を考慮するものとする。

(施設訓練等支援費の受給の手続)

第十七条の十一 身体障害者は、前条第一項の規定により施設訓練等支援費の支給を受けようとするときは、身体障害者施設支援の種類及び程度、当該申請を行つた身体障害者の障害の種類及び程度、当該身体障害者の介護を行う者の状況、当該身体障害者の施設訓練等支援費の受給の状況その他の厚生労働省令で定める事項を勘案して、施設訓練等支援費の支給の要否を決定するものとする。

2 市町村は、前項の申請が行われたときは、

当該申請を行つた身体障害者の障害の種類及び程度、当該身体障害者の介護を行う者の状況、当該身体障害者の施設訓練等支援費の受

給の状況その他の厚生労働省令で定める事項を勘案して、施設訓練等支援費の支給の要否を決定するものとする。

3 前項の規定による支給の決定(以下「施設支給決定」という。)を行う場合には、次に掲げる事項を定めなければならない。

一 施設訓練等支援費を支給する期間

二 当該身体障害者の身体障害程度区分

4 前項第一号の期間は、身体障害者施設支援の種類ごとに厚生労働省令で定める期間を超えることができないものとする。

5 市町村は、施設支給決定をしたときは、当該施設支給決定を受けた身体障害者(以下「施設受給者証」という。)を交付しなければならない。

6 前項に定めるもののほか、施設受給者証に

関し必要な事項は、政令で定める。

7 指定施設支援を受けようとする施設支給決定身体障害者は、厚生労働省令で定めるところにより、指定身体障害者更生施設等に施設受給者証を提示して当該指定施設支援を受けるものとする。ただし、緊急の場合その他やむを得ない事由のある場合については、この限りでない。

8 施設支給決定身体障害者が指定身体障害者更生施設等から指定施設支援を受けたとき(当該施設支給決定身体障害者が当該指定身体障害者更生施設等に施設受給者証を提示したときを除く。)は、市町村は、当該施設支給決定身体障害者が当該指定身体障害者更生施設等に支払うべき当該指定施設支援に要した費用(特定日常生活費を除く。)について、施設訓練等支援費として当該施設支給決定身体障害者に支給すべき額の限度において、当該施設支給決定身体障害者に代わり、当該指定施設訓練等支援費として当該施設支給決定身体障害者更生施設等に支払うことができる。

9 前項の規定による支払があつたときは、施設支給決定身体障害者に対する施設訓練等支援費の支給があつたものとみなす。

10 市町村は、指定身体障害者更生施設等から施設訓練等支援費の請求があつたときは、前条第二項各号の市町村長が定める基準及び第十七条の二十六に規定する指定身体障害者更生施設等の設備及び運営に関する基準(指定施設支援の取扱いに関する部分に限る。)に照らして審査の上、支払うものとする。

11 第十七条の五第一項の規定は、前項の規定による支払に関する事務について準用する。

(身体障害程度区分の変更)

第十七条の五第一項の規定は、前項の規定による支払に関する事務について準用する。

12 市町村は、施設支給決定をしたときには、当該施設支給決定を受けた身体障害者(以下「施設受給者証」という。)に対し、厚生労働省令の定めるところにより、第三項各号に掲げる事項を記載した受給者証(以下「施設受給者証」という。)を交付しなければならない。

13 前項に定めるもののほか、施設支給決定の取消しに係る施設支給決定身体障害者に対する施設受給者証の返還を求めるものとする。

14 前項に定めるもののほか、施設支給決定の取消しに係る施設支給決定身体障害者に対する施設受給者証の返還を求めるものとする。

15 市町村は、施設支給決定をしたときには、当該施設支給決定を受けた身体障害者(以下「施設受給者証」という。)に対し、厚生労働省令の定めるところにより、第三項各号に掲げる事項を記載した受給者証(以下「施設受給者証」という。)を交付しなければならない。

16 前項に定めるもののほか、施設支給決定の取消しに係る施設支給決定身体障害者に対する施設受給者証の返還を求めるものとする。

17 前項に定めるもののほか、施設支給決定の取消しに係る施設支給決定身体障害者に対する施設受給者証の返還を求めるものとする。

18 前項に定めるもののほか、施設支給決定の取消しに係る施設支給決定身体障害者に対する施設受給者証の返還を求めるものとする。

19 前項に定めるもののほか、施設支給決定の取消しに係る施設支給決定身体障害者に対する施設受給者証の返還を求めるものとする。

20 前項に定めるもののほか、施設支給決定の取消しに係る施設支給決定身体障害者に対する施設受給者証の返還を求めるものとする。

21 前項に定めるもののほか、施設支給決定の取消しに係る施設支給決定身体障害者に対する施設受給者証の返還を求めるものとする。

22 前項に定めるもののほか、施設支給決定の取消しに係る施設支給決定身体障害者に対する施設受給者証の返還を求めるものとする。

23 前項に定めるもののほか、施設支給決定の取消しに係る施設支給決定身体障害者に対する施設受給者証の返還を求めるものとする。

区分の変更の申請をすることができる。

2 市町村は、前項の申請又は職権により、前条第二項の厚生労働省令で定める事項を勘案し、施設支給決定身体障害者につき、必要があると認めるときは、その身体障害程度区分の変更の決定をすることができる。この場合において、市町村は、当該決定に係る施設支給決定身体障害者に対する施設受給者証の提出を求めるものとする。

3 市町村は、前項の決定を行つた場合には、施設受給者証に当該決定に係る身体障害程度区分を記載し、これを返還するものとする。

(施設支給決定の取消し)

第十七条の十三 施設支給決定を行つた市町村は、次に掲げる場合には、当該施設支給決定を取り消さなければならない。

一 施設支給決定身体障害者が、指定施設支給決定を受ける必要がなくなつたと認めるとき。

二 施設支給決定身体障害者が、施設支給決定期間内に、当該市町村以外の市町村の区域内に居住地を有するに至つたと認めるとき。

三 施設支給決定身体障害者に対する施設受給者証の返還を求めるものとする。

4 前項の規定により施設支給決定の取消しを行つた市町村は、厚生労働省令の定めるところにより、当該取消しに係る施設支給決定身体障害者に対する施設受給者証の返還を求めるものとする。

5 前項に定めるもののほか、施設支給決定の取消しに係る施設支給決定身体障害者に対する施設受給者証の返還を求めるものとする。

6 前項に定めるもののほか、施設支給決定の取消しに係る施設支給決定身体障害者に対する施設受給者証の返還を求めるものとする。

7 前項に定めるもののほか、施設支給決定の取消しに係る施設支給決定身体障害者に対する施設受給者証の返還を求めるものとする。

8 前項に定めるもののほか、施設支給決定の取消しに係る施設支給決定身体障害者に対する施設受給者証の返還を求めるものとする。

9 前項に定めるもののほか、施設支給決定の取消しに係る施設支給決定身体障害者に対する施設受給者証の返還を求めるものとする。

10 前項に定めるもののほか、施設支給決定の取消しに係る施設支給決定身体障害者に対する施設受給者証の返還を求めるものとする。

11 前項に定めるもののほか、施設支給決定の取消しに係る施設支給決定身体障害者に対する施設受給者証の返還を求めるものとする。

12 前項に定めるもののほか、施設支給決定の取消しに係る施設支給決定身体障害者に対する施設受給者証の返還を求めるものとする。

13 前項に定めるもののほか、施設支給決定の取消しに係る施設支給決定身体障害者に対する施設受給者証の返還を求めるものとする。

14 前項に定めるもののほか、施設支給決定の取消しに係る施設支給決定身体障害者に対する施設受給者証の返還を求めるものとする。

15 前項に定めるもののほか、施設支給決定の取消しに係る施設支給決定身体障害者に対する施設受給者証の返還を求めるものとする。

16 前項に定めるもののほか、施設支給決定の取消しに係る施設支給決定身体障害者に対する施設受給者証の返還を求めるものとする。

17 前項に定めるもののほか、施設支給決定の取消しに係る施設支給決定身体障害者に対する施設受給者証の返還を求めるものとする。

18 前項に定めるもののほか、施設支給決定の取消しに係る施設支給決定身体障害者に対する施設受給者証の返還を求めるものとする。

19 前項に定めるもののほか、施設支給決定の取消しに係る施設支給決定身体障害者に対する施設受給者証の返還を求めるものとする。

第十七条の十五 市町村は、居宅生活支援費若しくは特例居宅生活支援費又は施設訓練等支援費の支給に關して必要があると認めるときは、居宅支給決定身体障害者若しくは施設支給決定身体障害者又は身体障害者居宅支援若しくは身体障害者施設支援を担当する者に対し、文書その他の物件の提出若しくは提示を求める、又は当該職員に質問若しくは照会をさせることができる。

(厚生労働省令への委任)

第十七条の十六 この款に定めるものほか、

居宅生活支援費若しくは特例居宅生活支援費又は施設訓練等支援費の支給に關して必要な事項は、厚生労働省令で定める。

第二款 指定居宅支援事業者及び指定身体障害者更生施設等

(指定居宅支援事業者の指定)

第十七条の十七 第十七条の四第一項の指定は、厚生労働省令の定めるところにより、身体障害者居宅生活支援事業を行なう者の申請に

より、身体障害者居宅支援の種類及び身体障害者居宅生活支援事業を行う事業所(以下この款において「事業所」という。)ごとに行う。

2 都道府県知事は、前項の申請があつた場合において、次の各号のいずれかに該当するときは、指定居宅支援事業者の指定をしてはならない。申請者が法人でないとき。

二 当該申請に係る事業所の従業者の知識及び技能並びに員数が、第十七条の十九第一項に規定する指定居宅支援の事業の設備及び運営に満たしていないとき。

三 申請者が、第十七条の十九第二項に規定する指定居宅支援の事業の設備及び運営に関する基準に従つて適正な身体障害者居宅生活支援事業の運営をすることができない認められるとき。

(指定居宅支援事業者の責務)

第十七条の十八 指定居宅支援事業者は、身体

障害者の心身の状況等に応じて適切な指定居宅支援を提供するとともに、自らその提供する指定居宅支援の質の評価を行うことその他

の措置を講ずることにより常に指定居宅支援を受ける者の立場に立つてこれを提供するよう努めなければならない。

(指定居宅支援の事業の基準)

第十七条の十九 指定居宅支援事業者は、当該

指定に係る事業所ごとに、厚生労働省令で定める基準に従い、当該指定居宅支援に従事する従業者を有しなければならない。

2 指定居宅支援事業者は、厚生労働省令で定める指定居宅支援の事業の設備及び運営に関する基準に従い、指定居宅支援を提供しなければならない。

(変更の届出等)

第十七条の二十 指定居宅支援事業者は、当該

指定に係る事業所の名称及び所在地その他厚生労働省令で定める事項に変更があつたとき、又は当該指定居宅支援の事業を廃止し、休止し、若しくは再開したときは、厚生労働省令の定めるところにより、十日以内に、その旨を都道府県知事に届け出なければならない。

(報告等)

第十七条の二十一 都道府県知事は、居宅生活支援費の支給に關して必要があると認めるときは、指定居宅支援事業者若しくは指定居宅支援事業者であつた者若しくは当該指定に係る事業所の従業者であつた者(以下この項において「事業所の従業者」という。)に対し、報告若しくは帳簿書類の提出を求め、又は当該職員に、関係者に対し質問させ、若しくは当該指定に係る事業所の従業者若しくは当該指定に係る事業所の従業者であつた者等(以下この項において「指定居宅支援事業者であつた者等」という。)に対し、報告若しくは帳簿書類の提出を求め、又は当該職員に、関係者に対し質

問させ、若しくは当該指定に係る事業所について設備若しくは帳簿書類その他の物件を検査させることができるものと認めたとき。

2 前項の規定による質問又は検査を行なう場合においては、当該職員は、その身分を示す証明書を携帯し、かつ、関係者の請求があるときは、これを提示しなければならない。

3 第一項の規定による権限は、犯罪捜査のために認められたものと解釈してはならない。

(指定の取消し)

第十七条の二十二 都道府県知事は、次の各号のいずれかに該当する場合においては、当該指定居宅支援事業者に係る第十七条の四第一項の指定を取り消すことができる。

一 指定居宅支援事業者が、当該指定に係る事業所の従業者の知識若しくは技能又は員数について、第十七条の十九第一項に規定する厚生労働省令で定める基準を満たすことができなくなつたとき。

二 指定居宅支援事業者が、第十七条の十九第二項に規定する指定居宅支援の事業の設備及び運営に関する基準に従つて適正な指定居宅支援の事業の運営をすることができるなくなつたとき。

三 居宅生活支援費の請求に關し不正があつたとき。

四 指定居宅支援事業者が、前条第一項の規定により報告又は帳簿書類の提出若しくは提示を命ぜられてこれに従わず、又は虚偽の報告をしたとき。

五 指定居宅支援事業者又は当該指定に係る事業所の従業者が、前条第一項の規定により出頭を拒み、妨げ、若しくは忌避したとき(当該指定に係る事業所の従業者がその行為をした場合において、その行為を防止するため、当該指定居宅支援事業者が相当の注意及び監督を尽くしたときを除く。)。

六 指定居宅支援事業者が、不正の手段によ

り指定居宅支援事業者の指定を受けたとき。

2 市町村は、居宅生活支援費の支給に係る指定居宅支援を行つた指定居宅支援事業者について、前項第二号又は第三号に該当すると認めると、その旨を当該指定に係る事業所の所在地の都道府県知事に通知することができる。

(公示)

第十七条の二十三 都道府県知事は、次に掲げる場合には、その旨を公示しなければならない。

一 指定居宅支援事業者の指定をしたとき。

二 第十七条の二十の規定による届出(同条の厚生労働省令で定める事項の変更並びに同一の旨を都道府県知事に届け出なければならぬもの)があつたとき。

三 前条第一項の規定により指定居宅支援事業者の指定を取り消したとき。

四 指定居宅支援事業者の指定をしたとき。

五 指定居宅支援事業者又は当該指定に係る事業所の従業者が、前条第一項の規定により出頭を拒み、妨げ、若しくは忌避したとき(当該指定に係る事業所の従業者がその行為をした場合において、その行為を防止するため、当該指定居宅支援事業者が相当の注意及び監督を尽くしたときを除く。)。

(指定身体障害者更生施設等の指定)

第十七条の二十四 第十七条の十第一項の規定は、厚生労働省令の定めるところにより、身体障害者更生施設、身体障害者療護施設又は特定身体障害者授産施設(以下「身体障害者更生施設等」という。)であつて、その設置者の申請があつたものについて行う。

2 都道府県知事は、前項の申請があつた場合において、次の各号のいずれかに該当するときは、指定身体障害者更生施設等の指定をしてはならない。

一 申請者が地方公共団体又は社会福祉法人でないとき。

二 申請者が、第十七条の二十六に規定する指定身体障害者更生施設等の設備及び運営に関する基準に従つて適正な身体障害者更生施設等の運営をすることができないと認められるとき。

(指定身体障害者更生施設等の設置者の責務)

第十七条の二十五 指定身体障害者更生施設等

の設置者は、入所者の心身の状況等に応じて適切な身体障害者施設支援を提供するとともに、自らその提供する指定施設支援の質の評価を行うことその他の措置を講することにより常に指定施設支援を受ける者の立場に立つてこれを提供するよう努めなければならない。

(指定身体障害者更生施設等の基準)

第十七条の二十六 指定身体障害者更生施設等の設置者は、厚生労働省令で定める指定身体障害者更生施設等の設備及び運営に関する基準に従い、指定施設支援を提供しなければならない。

(変更の届出)

第十七条の二十七 指定身体障害者更生施設等の設置者は、厚生労働省令で定める指定身体障害者更生施設等の設備及び運営に関する基準に従い、指定施設支援を提供しなければならない。

(報告等)

第十七条の二十八 都道府県知事は、施設訓練等の設置者は、設置者の住所その他の厚生労働省令で定める事項に変更があったときは、厚生労働省令の定めるところにより、十日以内に、その旨を都道府県知事に届け出なければならぬ。

(報告等)

第十七条の二十九 指定身体障害者更生施設等の支授費の支給に関して必要があると認めるときには、指定身体障害者更生施設等の設置者若しくはその長その他の従業者(以下この項目の提出若しくは提示を命じ、指定施設設置及び第十七条の三十において「指定施設設置者等」という)である者若しくは指定施設設置者等である者若しくは指定施設設置者等であつた者に対し、報告若しくは帳簿等の提出若しくは提示を命じ、指定施設設置者等であつた者若しくは指定施設設置者等であつた者に対し出頭を求め、又は当該職員に、関係者に対する質問させ、若しくは指定身体障害者更生施設等について設備若しくは帳簿書類その他の物件を検査させることができるものとする。

2 第十七条の二十一第二項の規定は前項の規定による質問又は検査について、同条第三項の規定は前項の規定による権限について、それぞれ準用する。

(指定の辞退)

第十七条の二十九 指定身体障害者更生施設等は、三月以上の予告期間を設けて、その指定を辞退することができる。

(指定の取消し)

第十七条の三十 都道府県知事は、次の各号のいずれかに該当する場合においては、当該指定身体障害者更生施設等に係る第十七条の十

通知することができる。

(公示)

第十七条の三十一 都道府県知事は、次に掲げた場合には、その旨を公示しなければならない。

一 指定身体障害者更生施設等の指定をしたとき。

二 第十七条の二十九の規定による指定身体障害者更生施設等の指定の辞退があつたとき。

三 前条第一項の規定により指定身体障害者更生施設等の指定を取り消したとき。

四 第三節 国立施設への入所

第十七条の三十二 身体障害者であつて厚生労働大臣の定める基準に該当するものは、厚生労働省令の定めるところにより、次項に規定する意見書添付して、國の設置する身体障害者更生施設等(以下「国立施設」という。)に入所の申込みを行うことができる。

2 前項の入所の申込みを行おうとする身体障害者は、厚生労働省令の定めるところにより、國立施設への入所の要否に係る意見書の交付を市町村長に申請しなければならない。

3 前項の意見書の交付は、市町村が、厚生労働省令の定めるところにより、第一項に規定する厚生労働大臣の定める基準を勘案し、第十七条の十一第二項及び第三項の規定の例により、行うものとする。

4 第一項の規定により國立施設に入所の申込みを行つた身体障害者に対し、当該國立施設の長が厚生労働省令の定めるところにより、第一項に規定する厚生労働大臣の定める基準を勘案し、第一項の規定により國立施設に入所の申込みを行つた身体障害者に対する承諾を行つたときは、当該國立施設の長が相当の注意及び監督を尽くしたときを除く。)

五 指定身体障害者更生施設等の設置者が、不正の手段により指定身体障害者更生施設の指定を受けたとき。

6 前項の利用料の額は、第十七条の十第二項第二号の厚生労働大臣が定める基準により算定した額とする。

7 国立施設の長は、第一項の規定により當該施設に入所した身体障害者に対して、当該

該国立施設における訓練を効果的に受けることができるようするため必要と認めるときは、更生訓練費を支給し、又は特別な事情がある場合にはこれに代えて物品を支給することができる。

第四節 居宅介護、施設入所等の措置

第十八条の見出しを「居宅介護、施設入所等の措置」に改め、同条第一項を次のように改める。

市町村は、身体障害者居宅支援を必要とする者が、やむを得ない事由により第十七条の措置又は特例居宅生活支援費の支給を受ける者が著しく困難であると認めるときは、その者につき、政令で定める基準に従い、身体障害者居宅支援を提供し、又は当該市町村以外の者に身体障害者居宅支援の提供を委託することができる。

第十八条第二項中「前項各号の措置を探るほか」を削り、「定めるもの」の下に「(第三十八条第四項において「日常生活用具」という。)を加え、「委託する措置を探る」を「委託する」に改め、同条第三項を次のよう改める。

3 市町村は、身体障害者更生施設等の入所を必要とする者が、やむを得ない事由により第十七条の十の規定により施設訓練等支援費の支給を受けること又は第十七条の三十二の規定により國立施設に入所することが著しく困難であると認めるときは、その者を当該市町村の設置する身体障害者更生施設等に入所させ、又は国、都道府県若しくは他の市町村若しくは社会福祉法人の設置する身体障害者更生施設等にその者の入所を委託しなければならない。

第十八条第四項から第七項までを削る。

第十八条の二第一項を次のように改める。

第十七条の十四の規定は、前条第三項の規定により身体障害者更生施設等に入所させ、又は入所を委託した身体障害者について準用

2

3 指定施設設置を行つた指定身体障害者更生施設等について、前項第一号又は第二号に該当するときには、その旨を当該指定身体障害者更生施設等の所在地の都道府県知事に公示しなければならない。

4 指定施設設置を行つた指定身体障害者更生施設等について、前項第一号又は第二号に該当するときには、その旨を当該指定身体障害者更生施設等の所在地の都道府県知事に公示しなければならない。

5 前項の利用料の額は、第十七条の十第二項

第二号の厚生労働大臣が定める基準により算定した額とする。

6 国立施設の長は、第一項の規定により當該

施設に入所した身体障害者に対して、当該

する。

第十八条の二第二項中「國の設置する身体障

害者更生援護施設」を「國立施設」に、「當該施

設」を「當該國立施設」に改める。

第十八条の三及び第十八条の四中「第十八条

第一項、第二項若しくは第四項第三号若しくは

第四号又は第四十九条の二第一項」を「第十七条

の二第一項第三号、第十八条又は第四十九条の

二」に改める。

第十八条の四の次に次の節名を付する。

第五節 更生医療、補装具等

第十九条の七ただし書中「但し」を「ただし」に

改め、「(民法(明治二十九年法律第八十九号)に

定める扶養義務者をいう。以下同じ。)」を削る。

第二十一条の三の次に次の節名を付する。

第六節 社会参加の促進等

第二十八条の二中「第十八条第一項各号又は

第四項第三号」を「第十八条第一項又は第三項」に改める。

第三十五条第二号中「第十四条」の下に「、第

十七条の二」を加え、「市町村長」を「市町村」に、

「國の設置する身体障害者更生援護施設」を「國

立施設」に、「第十八条第四項第三号」を「第十八

三条第三項」に改め、同条第三号の二中「第十八条

の二第一項」を「第十七条の十四(第十八条の二

第一項において準用する場合を含む。)」に改め、

同号を同条第二号の三とし、同条第二号の次に

次の二号を加える。

二の二 第十七条の四若しくは第十七条の六

又は第十七条の十の規定により市町村が行

う居宅生活支援費若しくは特例居宅生活支

援費又は施設訓練等支援費(第四十三条の

四及び第四十五条において「居宅生活支援

費等」という。)の支給に要する費用

第三十六条第三号中「から第十五条まで」を、

第十四条、第十五条」に改める。

第三十六条の二を次のように改める。

(国への支弁)

第三十六条の二 国は、第十七条の三十二又は

第三十七条の四又は第十七条の六の規定によ

り居住地不明身体障害者について市町村

所した身体障害者の入所後に要する費用を支

弁する。

第三十七条第一項第一号中「第十八条第四項

から第六項まで」を「第十七条の二、第十八条第

三項に、「市町村長」を「市町村」に改め、「除

く。」の下に「及び第三十五条第二号の二の費用

〔第十七条の十の規定により市町村が行う施設

訓練等支援費の支給に要する費用に限り、次号

に掲げる費用を除く。」を加え、「同項第二号中

「費用」の下に「第九条第一項に規定する」を加

え、「第九条に規定する身体障害者」を「身体障

害者(以下この条において「居住地不明身体障害

者」という。)に、「第十八条第四項から第六項

まで」を「第十七条の二、第十八条第三項」に、

「市町村長」を「市町村」に改め、「限る。」の下に

「及び第三十五条第二号の二の費用(第十七条の

十の規定により居住地不明身体障害者について

市町村が行う施設訓練等支援費の支給に要する

費用に限り。」を加え、「同条第一項を次のように

改める。

2 都道府県は、政令の定めるところにより、

第三十五条の規定により市町村が支弁する費

用のうち、次に掲げるものについて補助する

ことができる。

一 第三十五条第二号の費用(第十八条第一

項の規定により市町村が行う行政措置に要

する費用に限り、次号に掲げる費用を除く。)

及び第三十五条第二号の二の費用(第

十七条の四又は第十七条の六の規定により

市町村が行う居宅生活支援費又は特例居宅

いて市町村が行う行政措置に要する費用に

限る。)及び第三十五条第二号の二の費用

(第十七条の四又は第十七条の六の規定によ

り居住地不明身体障害者について市町村

が行う居宅生活支援費又は特例居宅生活支

援費の支給に要する費用に限り。)について

は、その十分の五以内

第三十七条の二第一項第三号中「市町村長」を「

市町村」に、「及び第三十六条第三号」を「、

三十五条第二号の二の費用(第十七条の十の規

定により市町村が行う施設訓練等支援費の支給

に要する費用に限り。)及び第三十六条第三号

に改め、「同条第二項中「市町村長」を「市町村」に

改め、「限る。」の下に「及び第三十五条第二号

の二の費用(第十七条の四又は第十七条の六の規

定による費用に限り。)及び第三十六条第三号

に改め、同条第二項中「市町村長」を「市町村」に

改め、「限る。」の下に「受給権等の保護」に

改め、同条中「この」を「前項に規定するもの

ほか、この」に、「差し押さえ」を「差し押さえ

に改め、同条を同条第二項とし、同条に第

三十八条第四項中「身体障害者更生援護施

設への入所若しくは」を「第十八条第一項の規定

により身体障害者居宅支援の提供若しくは提供

の委託が行わされた場合、同条第二項の規定によ

り日常生活用具の給付若しくは貸与若しくはそ

の委託が行わたった場合、同条第三項の規定に基

づき身体障害者更生施設等への入所若しくは

に、「國の設置する身体障害者更生援護施設」を

「國立施設」に改め、同条第五項中「國の設置す

る身体障害者更生援護施設」を「國立施設」に改

める。

第三十八条の二中「第二条第二項第一号」を

「第一条第二項第三号」に改める。

第四十三条の四を第四十三条の五とし、第四

2 市町村は、指定居宅支援事業者及び指定身

体障害者更生施設等(以下この項において「指

定居宅支援事業者等」という。)が、偽りその

他不正の行為により居宅生活支援費又は施設

訓練等支援費の支払を受けたときは、当該指

定居宅支援事業者等に対し、その支払った額

を返還させるほか、その返還させる額に百分

の四十を乗じて得た額を支払わせることがで

きる。

3 前二項の規定による徴収金は、地方自治法

第二百三十一條の三第三項に規定する法律で

定める歳入とする。

第四十五条の見出しを「(受給権等の保護)」に

改め、同条中「この」を「前項に規定するもの

ほか、この」に、「差し押さえ」を「差し押さえ

に改め、同条を同条第二項とし、同条に第一

項として次の一項を加える。

居宅生活支援費等を受ける権利は、譲り渡

し、担保に供し、又は差し押さえることができる

一項として次の一項を加える。

本則中第四十八条の次に次の二条を加える。

第四十八条の二 市町村は、条例で、第十七条

の七第二項後段若しくは第十七条の八第二項

の規定による居宅受給者証の提出若しくは返

還又は第十七条の十二第二項後段若しくは第

十七号の十三第二項の規定による施設受給者

証の提出若しくは返還を求められてこれに応

じない者に対し十万円以下の過料を科する規

定を設けることができる。

第四十九条の二を次のように改める。

(不正利得の徴収)

第四十三条の四 市町村は、偽りその他不正の

手段により居宅生活支援費等の支給を受けた

者があるときは、その者から、その支給を受けた額に相当する金額の全部又は一部を徴収

することができる。

第四十条 第三十五条第二号の費用(第十八条第一

項の規定により居住地不明身体障害者につ

令で定める施設に改め、同第二項中「第二十二条又は第二十三条の規定により市町村又は都道府県が支弁した費用について、次に掲げる費用の」を「第二十二条第一号の二の規定により市町村が支弁した費用又は第二十三条第二号の二の規定により都道府県が支弁した費用について、その」に改め、各号を削る。

第三十三条の二第一項中「社会福祉事業法第六十五条から第六十七条まで」を「社会福祉法第七十条から第七十二条まで」に改め、「同条第一項」の下に「及び第二項」を加える。
附則第一項(見出しを含む)中「社会福祉事業法」を「社会福祉法」に改める。
第七条 知的障害者福祉法の一部を次のように改正する。

者デイサービスを提供する」に改め、同項を同条第八項とし、同条第二項中「第十五条の三第一項」を「知的障害者居宅介護に係る第十五条の五第一項の居宅生活支援費の支給若しくは第十五条の七第一項の特例居宅生活支援費の支給に係る者又は第十五条の三十二第一項」に、「その者の居宅において同項の厚生労働省令で定める便宜を供与する」を「知的障害者居宅介護を提供する」に改め、同項を同条第七項とし、同条第一項を同条第六項とし、同項の前に次の五項を加える。

3 に支障のない知的障害者につき、これらの者が共同生活を営むべき住居において食事の提供、相談その他の日常生活上の援助を行うことをいう。

4 第五条に次の四項を加える。

5 この法律において、「知的障害者施設支援」とは、知的障害者更生施設支援、知的障害者授産施設支援及び知的障害者通勤寮支援並びに心身障害者福祉協会法（昭和四十五年法律第四十四号）第十七条第一項の規定により心身障害者福音協会が設置する福音施設において提供される支援をいう。

6 この法律において、「知的障害者更生施設

3 この法律において、「知的障害者更生施設支援」とは、知的障害者更生施設に入所する知的障害者に対して行われる保護並びにその

4 この法律において、「知的障害者授産施設更生に必要な指導及び訓練をいう。

「支援」とは、特定知的障害者授産施設(知的障害者授産施設のうち政令で定めるものを)

う。以下同じ。)に入所する知的障害者に対して行われる必要な訓練及び職業の提供をハ

「行本林に必要とされる絵及び取扱の技術をう。

この法律において、一矢的障害者通勤寮支援とは、知的障害者通勤寮に入所する知的

障害者に対して行われる居室その他の設備の利用の提供並びに独立及び自活に必要な助言

及び指導をいう。

第三章 実施機関及び更生援護

第一節 実施機関等

(更生援護の実施者)
第九条 二つ法律で定める和的障害者又はその

第六条 この法律は定める外的障害者に対する
介護を行う者に対する市町村による更生援護
法、同法律等者が居住地二百十の二以上、一

は、知的障害者が居住地を有するときは、その知的障害者の居住地の市町村が、知的障害者

者が居住地を有しないとき、又はその居住地が明らかでないときは、その知的障害者の現

第七部 国民福祉委員会會議録第二十号

国民福祉委員会会議録第二十号 平成十二年五月十六日【参議院】

者デイサービスを提供する」に改め、同項を同条第八項とし、同条第二項中「第十五項の第三項」を「知的障害者居宅介護に係る第十五条の第一項」に改め、同項を同条第七項とし、同条第一項の居宅生活支援費の支給若しくは第五条の七第一項の特例居宅生活支援費の支給に係る者又は第十五条の三十二第一項」に、「その者の居宅において同項の厚生労働省令で定める便宜を供与する」を、「知的障害者居宅介護に供する」に改め、同項を同条第六項とし、同項の前に次の五項を加える。

この法律において、「知的障害者居宅介護」とは、知的障害者居宅介護、知的障害者デイサービス、知的障害者短期入所及び知的障害者地域生活援助をいう。

この法律において、「知的障害者デイサービス」とは、十八歳以上の知的障害者であつて日常生活を営むのに支障があるものにつき、居宅において行われる入浴、排せつ、食事等の介護その他の日常生活を営むのに必要な便宜であつて厚生労働省令で定めるものをいう。

この法律において、「知的障害者デイサービス」とは、十八歳以上の知的障害者又はその介護を行う者につき、知的障害者デイサービスセンターその他厚生労働省令で定める施設を通わせ、手芸、工作その他の創作的活動、社会生活への適応のために必要な訓練、介護方法の指導その他の厚生労働省令で定める便宜を供与することをいう。

この法律において、「知的障害者短期入所」とは、介護を行う者の疾病その他の理由により居宅において介護を受けることが一時的に困難となつた十八歳以上の知的障害者につき、知的障害者更生施設、知的障害者授産施設その他の厚生労働省令で定める施設に短期間の入所をさせ、必要な保護を行うことをいう。

この法律において、「知的障害者地域生活援助」とは、地域において共同生活を営むの

に支障のない知的障害者につき、これらの者が共同生活を営むべき住居において食事の提供、相談その他の日常生活上の援助を行うことをいう。

第五条に次の四項を加える。

2 この法律において、「知的障害者施設支援」とは、知的障害者更生施設支援、知的障害者授産施設支援及び知的障害者通勤寮支援並びに心身障害者福祉協会法(昭和四十五年法律第四十四号)第十七条第一項の規定により心身障害者福祉協会が設置する福祉施設において提供される支援をいう。

3 この法律において、「知的障害者更生施設支援」とは、知的障害者更生施設に入所する知的障害者に対して行われる保護並びにその更生に必要な指導及び訓練をいう。

4 この法律において「知的障害者授産施設支援」とは、特定知的障害者授産施設(知的障害者授産施設のうち政令で定めるものをいう。以下同じ。)に入所する知的障害者に対して行われる居室その他の設備の利用の提供並びに独立及び自活に必要な助言及び指導をいう。

第三章の章名を次のように改める。

第三章 実施機関及び更生援護

第三章中第九条の前に次の節名を付する。

第一節 実施機関等

第九条を次のように改める。

(更生援護の実施者)

生労働省令で定めるものを満たすと認められる事業を行う事業所により行われるものに限る。以下この条において「基準該当居宅支援」という。を受けた場合において、必要があると認めるときは、厚生労働省令の定めるところにより、当該基準該当居宅支援(支給量の範囲内のものに限る。)に要した費用(特定費用及び知的障害者地域生活援助に要した費用における日常生活に要する費用として厚生労働省令で定める費用を除く。)について、特例居宅生活支援費を支給することができる。

2 第十五条の五第二項及び第三項の規定は、特例居宅生活支援費について準用する。

2 第十五条の八 居宅支給決定知的障害者は、支給量を変更する必要があると認めるときは、厚生労働省令の定めるところにより、市町村に對し、当該支給量の変更の申請をすることができる。

2 市町村は、前項の申請又は職権により、第十五条の六第二項の厚生労働省令で定める事項を勘案し、居宅支給決定知的障害者につき、必要があると認めるときは、支給量の変更の決定をすることができる。この場合において、市町村は、当該決定に係る居宅支給決定知的障害者に対し居宅受給者証の提出を求めるものとする。

3 市町村は、前項の決定を行つた場合には、居宅受給者証に当該決定に係る支給量を記載し、これを返還するものとする。

(居宅支給決定の取消し)

第十五条の九 居宅支給決定を行つた市町村は、次に掲げる場合には、当該居宅支給決定を取り消さなければならない。

一 居宅支給決定知的障害者が、指定居宅支援を受ける必要がなくなつたと認めるとき。

二 居宅支給決定知的障害者が、居宅支給決定期間内に、当該市町村以外の市町村の区

域内に居住地を有するに至つたと認めるとき。

2 前項の規定により居宅支給決定の取消しを行つた市町村は、厚生労働省令の定めるところにより、当該取消しに係る居宅支給決定知的障害者に対し居宅受給者証の返還を求めるものとする。

3 前二項に定めるもののほか、居宅支給決定の取消しに關し必要な事項は、政令で定める。

(介護保険法による給付との調整)

第十五条の十 居宅生活支援費及び特例居宅生活支援費の支給は、当該知的障害の状態につき、介護保険法(平成九年法律第二百二十三号)の規定によりこれらの給付に相当する給付を受けることができるときは、その限度において、行わないものとする。

(施設訓練等支援費の支給)

第十五条の十一 市町村は、次条第五項に規定する施設支給決定知的障害者が、同条第三項の規定により定められた同項第一号の期間内において、都道府県知事が指定する知的障害者更生施設、特定知的障害者授産施設若しくは知的障害者通勤寮又は心身障害者福祉協会の設置する福祉施設(以下「指定知的障害者更生施設等」という。)に入所の申込みを行い、当該指定知的障害者更生施設等から知的障害者施設支援(以下「指定施設支援」という。)を受けたときは、当該施設支給決定知的障害者に対する支給量を記載し、これを返還するものとする。

(施設訓練等支援費の受給の手続)

第十五条の十二 十八歳以上の知的障害者は、前条第一項の規定により施設訓練等支援費の支給を受けようとするときは、知的障害者施設支援の種類ごとに、厚生労働省令の定める区分(次条及び第十五条の十三において「知的障害程度区分」という。)を考慮するものとする。

2 市町村は、前項の申請が行われたときは、当該申請を行つた知的障害者の障害の程度、当該知的障害者の介護を行う者の状況、当該知的障害者の施設訓練等支援費の受給の状況その他厚生労働省令で定める事項を勘案して、施設訓練等支援費に要した費用(知的障害者通勤寮支援に要する費用における日常生活に要する費用のうち厚生労働省令で定める費用(以下「通勤寮支援日常生活費」とい

う。)を除く。)について、施設訓練等支援費を支給する。

2 施設訓練等支援費の額は、第一号に掲げる額から第二号に掲げる額を控除して得た額とする。

3 前項の規定による支給の決定(以下「施設支給決定」という。)を行う場合には、次に掲げる事項を定めなければならない。

一 施設訓練等支援費を支給する期間

二 当該知的障害者の知的障害程度区分

三 前項第一号の期間は、知的障害者施設支援の種類ごとに厚生労働省令で定める期間を超えることができないものとする。

設支援に通常要する費用(通勤寮支援日常生活費を除く。)につき、厚生労働大臣が定める基準を下回らない範囲内において市町長が定める基準により算定した額(その額が現に当該指定施設支援に要した費用(通勤寮支援日常生活費を除く。)の額を超えるときは、当該現に指定施設支援に要した費用の額)

4 前項に定めるもののほか、施設受給者証に力に応じ、厚生労働大臣が定める基準を超えない範囲内において市町村長が定める基準により算定した額

3 厚生労働大臣は、前項第一号の厚生労働大臣が定める基準を定めるに当たつては、知的障害者の障害の程度に応じて厚生労働省令で定める区分(次条及び第十五条の十三において「知的障害程度区分」という。)を考慮するものとする。

5 市町村は、施設支給決定をしたときは、当該施設支給決定を受けた十八歳以上の知的障害者(以下「施設支給決定知的障害者」という。)に対し、厚生労働省令の定めるところにより、第三項各号に掲げる事項を記載した受給者証(以下「施設受給者証」という。)を交付しなければならない。

6 前項に定めるもののほか、施設受給者証に關し必要な事項は、政令で定める。

7 指定施設支援を受けようとする施設支給決定知的障害者は、厚生労働省令の定めるところにより、指定知的障害者更生施設等に施設受給者証を提示して当該指定施設支援を受けるものとする。ただし、緊急の場合その他やむを得ない事由のある場合は、この限りでない。

8 施設支給決定知的障害者が指定知的障害者更生施設等から指定施設支援を受けたとき

(当該施設支給決定知的障害者が当該指定知的障害者更生施設等に施設受給者証を提示したときの)

9 前項の規定による支払があつたときは、施設支給決定知的障害者更生施設等から

施設訓練等支援費の請求があつたときは、前

10 市町村は、指定知的障害者更生施設等から施設訓練等支援費の請求があつたときは、前条第二項各号の市町村長が定める基準及び第十五条の二十六に規定する指定知的障害者更生施設等の設備及び運営に関する基準(指定施設支援の取扱いに関する部分に限る。)に照

らして審査の上、支払うものとする。

11 第十五条の六第一項の規定は、前項の規定による支払に関する事務について準用する。

(知的障害程度区分の変更)

第十五条の十三 施設支給決定知的障害者は、その知的障害程度区分を変更する必要があると認めるときは、厚生労働省令の定めるところにより、市町村に対し、当該知的障害程度区分の変更の申請をすることができる。

2 市町村は、前項の申請又は職権により、前

条第二項の厚生労働省令で定める事項を勘案し、施設支給決定知的障害者につき、必要があると認めるときは、その知的障害程度区分の変更の決定をすることができる。この場合において、市町村は、当該決定に係る施設支給決定知的障害者に対し施設受給者証の提出を求めるものとする。

3 市町村は、前項の決定を行つた場合には、施設受給者証に当該決定に係る知的障害程度区分を記載し、これを返還するものとする。

(施設支給決定の取消し)

第十五条の十四 施設支給決定を行つた市町村は、次に掲げる場合には、当該施設支給決定を取り消さなければならない。

一 施設支給決定知的障害者が、指定施設支授を受ける必要がなくなつたと認めるとき。

二 施設支給決定知的障害者が、施設支給決定期間内に、当該市町村以外の市町村の区域内に居住地を有するに至つたと認めるとき。

3 前項の規定により施設支給決定の取消しがなればならない。

る。

(文書の提出等)

第十五条の十五 市町村は、居宅生活支援費若しくは特例居宅生活支援費又は施設訓練等支援費の支給に関して必要があると認めるとき

は、居宅支給決定知的障害者若しくは施設支給決定知的障害者又は知的障害者居宅支援若しくは知的障害者施設支援を担当する者に対する文書その他の物件の提出若しくは提示をし、文書その他の物件の提出若しくは提示をされ、又は当該職員に質問若しくは照会をさせることができる。

(厚生労働省令への委任)

第十五条の十六 この款に定めるものほか、又は施設訓練等支援費の支給に関し必要な事項は、厚生労働省令で定める。

第二款 指定居宅支援事業者及び指定知的障害者更生施設等

(指定居宅支援事業者の指定)

第十五条の十七 第十五条の五第一項の指定は、厚生労働省令の定めるところにより、知的障害者居宅支援を行う事業(以下この条において「知的障害者居宅支援事業」という。)を行わる者の申請により、知的障害者居宅支援の種類及び知的障害者居宅支援事業を行う事業所(以下この款において「事業所」という。)ごとに、厚生労働省令で定める基準に従い、指定居宅支援を提供しなければならない。

(変更の届出等)

第十五条の二十 指定居宅支援事業者は、当該

指定に係る事業所の名称及び所在地その他厚生労働省令で定める事項に変更があつたとき、又は当該指定居宅支援の事業を廃止し、休止し、若しくは再開したときは、厚生労働省令の定めるところにより、十日以内に、そ

の旨を都道府県知事に届け出なければならない。

(報告等)

第十五条の二十一 都道府県知事は、居宅生活支援費の支給に関して必要があると認めるときは、指定居宅支援事業者の指定をしてはならない。

一 申請者が法人でないとき。

二 当該申請に係る事業所の従業者の知識及び技能並びに員数が、第十五条の十九第一項に規定する厚生労働省令で定める基準を満たしていないとき。

三 申請者が、第十五条の十九第二項に規定する指定居宅支援の事業の設備及び運営に関する基準に従つて適正な知的障害者居宅支援事業者であつた者等に対し出

支援事業の運営をすることができないと認められるとき。

(指定居宅支援事業者の責務)

第十五条の十八 指定居宅支援事業者は、知的障害者の心身の状況等に応じて適切な指定居宅支援を提供するとともに、自らその提供する指定居宅支援の質の評価を行うことその他の措置を講ずることにより常に指定居宅支援を受ける者の立場に立つてこれを提供するよう努めなければならない。

(指定居宅支援の事業の基準)

第十五条の十九 指定居宅支援事業者は、当該指定に係る事業所ごとに、厚生労働省令で定める基準に従い、当該指定居宅支援に従事する従業者を有しなければならない。

(指定居宅支援の事業の運営)

2 指定居宅支援事業者は、厚生労働省令で定める指定居宅支援の事業の設備及び運営に関する基準に従い、指定居宅支援を提供しなければならない。

(指定の取消し)

第十五条の二十二 都道府県知事は、次の各号のいずれかに該当する場合においては、当該指定居宅支援事業者に係る第十五条の五第一項の指定を取り消すことができる。

3 第一項の規定による権限は、犯罪検査のために認められたものと解釈してはならない。

2 前項の規定による質問又は検査を行う場合においては、当該職員は、その身分を示す証明書を携帯し、かつ、関係者の請求があるときは、これを提示しなければならない。

3 第一項の規定による権限は、犯罪検査のために認められたものと解釈してはならない。

(指定の取消し)

第十五条の二十二 都道府県知事は、次の各号のいずれかに該当する場合においては、当該指定居宅支援事業者に係る第十五条の五第一項の指定を取り消すことができる。

2 指定居宅支援事業者が、第十五条の十九第一項の指定を取り消すことができる。

(報告の方法)

第十五条の二十二 都道府県知事は、居宅生活支援費の支給に関して必要があると認めるときは、指定居宅支援事業者の指定をしてはならない。

(報告の方法)

2 指定居宅支援事業者が、第十五条の十九第一項に規定する指定居宅支援の事業の設備及び運営に関する基準に従つて適正な指定居宅支援の事業の運営をすることができなくなつたとき。

3 居宅生活支援費の請求に関し不正があったとき。

4 指定居宅支援事業者が、前条第一項の規定により報告又は帳簿書類の提出若しくは提示を命ぜられてこれに従わず、又は虚偽の報告をしたとき。

5 指定居宅支援事業者又は当該指定に係る事業所の従業者が、前条第一項の規定により出頭を命ぜられてこれに応ぜず、同項の規定による質問に対し答弁せず、若しくは虚偽の答弁をし、又は同項の規定による検査を拒み、妨げ、若しくは忌避したとき

は虚偽の答弁をし、又は同項の規定による検査を拒み、妨げ、若しくは忌避したとき

第二十八条 居宅生活支援費等を受ける権利
は、譲り渡し、担保に供し、又は差し押さえ
することができない。

第三十条中〔昭和二十二年法律第六十七号〕
を削る。

本則に次の二条を加える。

(条例による通料)

第三十二条 市町村は、条例で、第十五条の八第二項後段若しくは第十五条の九第二項の規定による居宅受給者証の提出若しくは返還又は第十五条の十三第二項後段若しくは第十五条の十四第二項の規定による施設受給者証の提出若しくは返還を求められてこれに応じない者に対し十万円以下の通料を科する規定を設けることができる。

附則第三項の前の見出しを削り、同項を次のように改める。

(更生保護の特例)

3 児童福祉法第六十三条の五の規定による通
知に係る児童は、第九条から第十一条まで、
第十三条、第十五条の四、第十五条の十一か
ら第十五条の十五まで、第十六条(第一項第
二号に限る)及び第二十二条から第二十七条
までの規定について、十八歳以上の
知的障害者とみなす。

附則第四項から第十項までを削る。

(児童福祉法の一部改正)

**第八条 児童福祉法(昭和二十二年法律第百六
四号)の一部を次のように改正する。**

**第六条の二第一項中「児童短期入所事業」の下
に「障害児相談支援事業」を加え、同条第四項
の次に次の二項を加える。**

**この法律で、障害児相談支援事業とは、地
域の身体に障害のある児童又は知的障害のあ
る児童の福祉に関する各般の問題につき、主
として居宅において日常生活を営むこれらの
児童及びその保護者からの相談に応じ、必要
な情報の提供及び助言を行うとともに、第二
十条第一項第二号及び第二十七条第一項**

二号の規定による指導を行い、併せてこれら
の者と市町村、児童相談所、児童居宅生活支
援事業を行いう者、児童福祉施設等との連絡及
び調整その他の厚生省令で定める援助を総合
的に行う事業をいう。

第八条第二項中「社会福祉事業法」を「社会福
祉法」に、「第十一条第一項」を「第十二条第一
項」に、「第六条第二項」を「第七条第二項」に改
め、同条第五項中「社会福祉事業法第六条第三
項及び第十二条第一項」を「社会福祉法第七条第
三項及び第十二条第一項」に改める。

第八条第二項中「常にその生活及び環境の
状態をつまびらかにし」を「その生活及び取り巻
く環境の状況を適切に把握し」に、「社会福祉社
事法」を「社会福祉法」に改める。

第十三条第三項中「ときは」の下に「緊急の
必要がある」と認める場合を除き」を加える。

第二十一条の九第七項中「第九項」を「第八項」
に改める。

第二十二条第一項中「第六条の二第六項」を
「第六条の二第七項」に改める。

第二十五条中「又は児童相談所」を「若しくは
児童相談所又は児童委員を介して福祉事務所若
しくは児童相談所」に改め、同条ただし書中「但
し」を「ただし」に改める。

第二十六条第一項第二号中「児童家庭支援セ
ンター」の下に「若しくは都道府県以外の障害児
相談支援事業を行いう者」を加える。

第二十七条第一項第二号中「都道府県が」を
「都道府県の」に、「の職員」を「若しくは当該都
道府県が行う障害児相談支援事業に係る職員」
に改め、「の設置する児童家庭支援センター」の
下に「若しくは当該都道府県以外の障害児相談
支援事業を行いう者」を加える。

第三十四条の三の二 障害児相談支援事業に從
事する職員は、その職務を遂行するに当たつ
ては、個人の身上に関する秘密を守らなければ
ならない。

第三十四条の五中「第二十一条の十第一項か
ら第三項まで若しくは第二十七条第九項」の措
置」を「その事業に改める。

第三十四条の六中「又は第二十七条第九項」を
「第二十六条第一項第二号又は第二十七条第九
項第二号若しくは第九項」に改める。

第三十四条の七中「社会福祉事業法」を「社会
福祉法」に改める。

第三十四条の七中「社会福祉事業法」を「社会
福祉法」に改める。

第三十六条第一項中「維持するため」の下に「
児童福祉施設の設置者」を加える。

第五十二条ただし書中「本人及びその扶養
義務者において入院のための費用を負担するこ
とができる乳児を入院させて、これを養育す
ることを目的とする乳児院以外の乳児院」を削
ること。

第五十四条ただし書中「本人及びその扶養
義務者において、入院のための費用を負担する
ことができない乳児を入院させて、これを養育
することを目的とする乳児院以外の乳児院」を削
ること。

第五十五条中「都道府県等は、第二十五条の二第三号又
は通知を受けた妊娠婦について、必要がある
と認めるときは、当該妊娠婦に対し、助産の
実施の申込みを勧奨しなければならない。

都道府県等は、第一項に規定する妊娠婦の
助産施設の選択及び助産施設の適正な運営の
確保に資するため、厚生労働省令の定めると
ころにより、当該都道府県等の設置する福祉
事務所の所管区域における助産施設の設置
者、設備及び運営の状況その他の厚生労働省
令の定める事項に関し情報の提供を行わなけ
ればならない。

第二十三条中「都道府県、市及び福祉事務所
を設置する町村」を「都道府県等」に、「と認め
る」を「場合において、その保護者から申込みが
あつた」に、「入所させて保護する措置を採らな
ければ」を「おいて保護しなければ」に改め、同
条ただし書中「付近に母子生活支援施設がない
等」を削り、同条に次の四項を加える。

前項に規定する保護者であつて母子生活支
援施設における保護の実施(以下「母子保護の

事に届け出なければならない。

第三十四条の三の二 障害児相談支援事業に從
事する職員は、その職務を遂行するに当たつ
ては、個人の身上に関する秘密を守らなければ
ならない。

第三十四条の五中「第二十一条の十第一項か
ら第三項まで若しくは第二十七条第九項」の措
置」を「その事業に改める。

第三十四条の六中「又は第二十七条第九項」を
「第二十六条第一項第二号又は第二十七条第九
項第二号若しくは第九項」に改める。

第三十四条の七中「社会福祉事業法」を「社会
福祉法」に改める。

第三十四条の七中「社会福祉事業法」を「社会
福祉法」に改める。

第三十六条第一項中「維持するため」の下に「
児童福祉施設の設置者」を加える。

第五十二条ただし書中「本人及びその扶養
義務者において入院のための費用を負担するこ
とができる乳児を入院させて、これを養育す
ることを目的とする乳児院以外の乳児院」を削
ること。

第五十四条ただし書中「本人及びその扶養
義務者において、入院のための費用を負担する
ことができない乳児を入院させて、これを養育
することを目的とする乳児院以外の乳児院」を削
ること。

第五十五条中「都道府県等は、第二十五条の二第三号又
は通知を受けた妊娠婦について、必要がある
と認めるときは、当該妊娠婦に対し、助産の
実施の申込みを勧奨しなければならない。

都道府県等は、第一項に規定する妊娠婦の
助産施設の選択及び助産施設の適正な運営の
確保に資するため、厚生労働省令の定めると
ころにより、当該都道府県等の設置する福祉
事務所の所管区域における助産施設の設置
者、設備及び運営の状況その他の厚生労働省
令の定める事項に関し情報の提供を行わなけ
ればならない。

第二十三条中「都道府県、市及び福祉事務所
を設置する町村」を「都道府県等」に、「と認め
る」を「場合において、その保護者から申込みが
あつた」に、「入所させて保護する措置を採らな
ければ」を「おいて保護しなければ」に改め、同
条ただし書中「付近に母子生活支援施設がない
等」を削り、同条に次の四項を加える。

前項に規定する保護者であつて母子生活支
援施設における保護の実施(以下「母子保護の

給決定保護者が当該指定居宅支援事業者に居住受給者証を提示したときに限る。(市町村は、当該居宅支給決定保護者が当該指定居宅支援事業者に支払うべき当該指定居宅支援に要した費用(特定費用を除く。)について、当該指定居宅支援居宅生活支援費として当該居宅支給決定保護者に支給すべき額の限度において、当該居宅支給決定保護者に代わり、当該指定居宅支援事業者に支払うことができる。

前項の規定による支払があつたときは、居宅支給決定保護者に対し居宅生活支援費の支給があつたものとみなす。

市町村は、指定居宅支援事業者から居宅生活支援費の請求があつたときは、前条第二項各号の市町村長が定める基準及び第二十一条の十九第二項に規定する指定居宅支援の事業の設備及び運営に関する基準(指定居宅支援事業の取扱いに関する部分に限る。)に照らして審査の上、支払うものとする。

市町村は、前項の規定による支払に関する事務を社会福祉法第一百十条に規定する都道府県社会福祉協議会その他營利を目的としない法人であつて厚生労働省令で定めるものに委託することができる。

第二十一条の十二 市町村は、居宅支給決定保護者が、居宅支給決定期間内において、指定居宅支援以外の児童居宅支援(指定居宅支援の事業に係る第二十一条の十九第一項の厚生労働省令で定める基準及び同条第二項に規定する指定居宅支援の事業の設備及び運営に関する基準に定める事項のうち厚生労働省令で定めるものを満たすと認められる事業を行う事業所により行われるものに限る。以下この条において「基準該当居宅支援」という。)を受けた場合において、必要があると認めたときは、厚生労働省令の定めるところにより、当該基準該当居宅支援(支給量の範囲内のものに限る。)に要した費用(特定費用を除く。)について、特例居宅生活支援費を支給すること

ができる。

第二十一条の十第二項の規定は、特例居宅生活支援費について準用する。

第二十一条の十三 居宅支給決定保護者は、支給量を変更する必要があると認めるときは、厚生労働省令の定めるところにより、市町村に対し、当該支給量の変更の申請をすることができる。

市町村は、前項の申請又は職権により、第二十一条の十一第二項の厚生労働省令で定める事項を勘案し、居宅支給決定保護者につき、必要があると認めるときは、支給量の変更の決定をることができる。この場合において、市町村は、当該決定に係る居宅支給決定保護者に対し居宅受給者証の提出を求めるものとする。

市町村は、前項の決定を行つた場合には、居宅受給者証に当該決定に係る支給量を記載し、これを返還するものとする。

市町村は、次に掲げる場合には、当該居宅支給決定を取り消さなければならない。

一 居宅支給決定に係る障害児が、指定居宅支援を受ける必要がなくなつたと認めるとき。

二 居宅支給決定に係る障害児が、居宅支給決定期間内に、当該市町村以外の市町村の区域内に居住地を有するに至つたと認めるとき。

三 前項の規定により居宅支給決定の取消しを行つた市町村は、厚生労働省令の定めるところにより、当該取消しに係る居宅支給決定保護者に対し居宅受給者証の返還を求めるものとする。

前二項に定めるもののほか、居宅支給決定の取消しに係る必要な事項は、政令で定めること。

第二十一条の十四 市町村は、居宅受給者証に記載する指定居宅支援事業所の従業者の知識及び技能並びに員数が、第二十一条の十九第一項の厚生労働省令で定める基準を満たしていないときは、申請者が法人でないとき。

二 当該申請に係る事業所の従業者の知識及び技能並びに員数が、第二十一条の十九第一項の厚生労働省令で定める基準を満たしていないとき。

三 申請者が、第二十一条の十九第二項に規定する指定居宅支援の事業の設備及び運営に関する基準に従つて適正な児童居宅生活支援事業の運営をすことができないと認められるとき。

第二十一条の十五 市町村は、居宅生活支援費若しくは特例居宅生活支援費の支給に関する事項は、居宅支給決定保護者に対する支給量の範囲内のものに限る。必要があると認めるときは、居宅支給決定保

護者又は児童居宅支援を担当する者に対し、文書その他の物件の提出若しくは提示を求める。又は当該職員に質問若しくは照会をさせることができる。

第二十一条の十六 第二十一条の十から前条までに定めるもののほか、居宅生活支援費又は特例居宅生活支援費の支給に關し必要な事項は、厚生労働省令で定める。

第二十一条の十七 第二十一条の十第一項の規定は、厚生労働省令の定めるところにより、市町村特例居宅生活支援費の支給に關し必要な事項は、厚生労働省令で定める。

第二十一条の二十 指定居宅支援事業者は、当該指定に係る事業所の名称及び所在地その他厚生労働省令で定める事項に変更があつたときは、又は当該指定居宅支援の事業を廃止し、若しくは再開したときは、厚生労働省令の定めるところにより、十日以内に、その旨を都道府県知事に届け出なければならない。

第二十一条の二十一 都道府県知事は、居宅生活支援費の支給に關して必要があると認めるときは、指定居宅支援事業者若しくは指定居宅支援事業者であつた者若しくは当該指定に係る事業所の従業者であつた者(以下この項目において、次の各号のいずれかに該当するときは、指定居宅支援事業者の指定をしてはならない。)

一 申請者が法人でないとき。

二 当該申請に係る事業所の従業者の知識及び技能並びに員数が、第二十一条の十九第一項の厚生労働省令で定める基準を満たしていないとき。

三 申請者が、第二十一条の十九第二項に規定する指定居宅支援の事業の設備及び運営に関する基準に従つて適正な児童居宅生活支援事業の運営をすことができないと認められるとき。

第二十一条の二十二 都道府県知事は、次の各号のいずれかに該当する場合においては、当該指定居宅支援事業者に係る第二十一条の十第一項の指定を取り消すことができる。

一 指定居宅支援事業者が、当該指定に係る事業所の従業者の知識若しくは技能又は員

政令で定める理由」を加え、「の經營する社会福祉施設等に係る職員」を「に係る被共済職員」に改める。

第十五条第一項中「額は、」の下に「次に掲げる掛金」として、それぞれを加え、同項に次の各号を加える。

一 社会福祉施設等職員(被共済職員である者に限る。)に係る掛け金

第十五条に次の二項を加える。

3 前項に規定する掛け金の額は、退職手当金の支給に要する費用の予想額、被共済職員の見込数等に照らし、おおむね五年を通じ財政の均衡を保つことができるものでなければならぬ。

第十八条第一項に「を次に」と改め、同条第一号中「退職手当金」を「被共済職員のうち社会福祉施設等職員であるものに係る退職手当金」に改め、「費用」の下に「の額として政令で定めるところにより算定した額(以下「補助金算定対象額」という。)」を加える。

第十九条中「退職手当金の支給に要する費用」を「補助金算定対象額」に改める。

第二十三条第一項中「社会福祉施設」を「經營者の經營する共済契約対象施設等に係る施設若しくは事業所」に改める。

第二十九条中「又は法人若しくは人の代理人」を「代理人に改め、「又は人」を削る。

附則第二項及び第三項を次のように改める。

(長期勤続者等に対する退職手当金に係る特例)

2 当分の間、被共済職員期間が二十年以上三十年以下である者で第九条第二項に規定する理由により退職をしたものに対する退職手当金の額は、第九条の二の規定にかかわらず、同項の規定により計算した額に百分の百十を乗じて得た額とする。

3 当分の間、被共済職員期間が三十五年を超える者で第九条第二項に規定する理由により

退職をしたものに対する退職手当金の額は、その者の被共済職員期間を三十五年として前項の規定の例により計算して得られる額とする。

(民生委員法の一部改正)

第十二条 民生委員法(昭和二十三年法律第百九十八号)の一部を次のように改正する。

第一条中「保護指導のことに当り、」を「常に住民の立場に立つて相談に応じ、及び必要な援助を行ひ、もつて」に改める。

第五条第二項中「社会福祉事業法」を「社会福祉法」に、「第六条第二項」を「第七条第二項」に改める。

第八条第二項中「左の」を「当該市町村の区域の実情に通ずる者であつて、次の二に、掲げる者を「掲げるもの」とし、同条第五項中「前四項で」を「前二項に、」「外」を「ほか」に改め、同項を同条第四項とする。

第十一条中「名譽職」を「には、給与を支給しないもの」に改め、同条ただし書中「但し」を「ただし」に改める。

第十四条第一項中「左の通り」を「次のとおり」に改め、第一号から第三号までを次のように改める。

第十五条第一項中「社会福祉施設」を「經營者の經營する共済契約対象施設等に係る施設若しくは事業所」に改める。

第二十九条第一項中「社会福祉事業法」を「社会福祉法」に、「左に」を「次に」に、「且つ」を「かつ」に改め、同条第三項中「が収容された」を「救護施設、更生施設若しくはその他の適当な施設に入所させ、若しくはこれらの施設に入所を委託し、若しくは私人の家庭に養護」に改める。

第十六条第一項中「社会福祉事業法」を「社会福祉法」に、「左に」を「次に」に改め、同条第一項中「第三十条第一項但書」を「第三十条第一項ただし書」に、「収容し、若しくは収容」を「入所させ、若しくは入所に改め、同号ハ中「第三十条第一項但書」を「第三十条第一項ただし書」に、「収容し、又はその収容を適当な施設若しくは私人の家庭に」を「入所させ、若しくはその入所を適当な施設に委託し、又は私人の家庭に養護」に改める。

第七十条中「左に」を「次に」に改め、同条第一項中「第三十条第一項但書」を「第三十条第一項ただし書」に、「収容し、若しくは収容」を「入所させ、若しくは入所に改め、同号ハ中「第三十条第一項但書」を「第三十条第一項ただし書」に、「収容し、又はその収容を適当な施設若しくは私人の家庭に」を「入所させ、若しくはその入所を適当な施設に委託し、又は私人の家庭に養護」に改める。

第十七条第一項中「社会福祉事業法」を「社会福祉法」に改める。

第三十条第一項ただし書中「但し」を「ただし」に、「収容し、又はこれららの施設若しくは私人の家庭に」を「入所させ、若しくはその入所を委託し、若しくはこれららの施設に入所させ、若しくはこれらの施設に入所を委託し、若しくは私人の家庭に」を「入所させ、若しくはその入所を適当な施設に委託し、又は私人の家庭に養護」に改める。

第十八条第一項中「社会福祉事業法」を「社会福祉法」に改め、同号を同項第五号とし、同項第三号の次に次の二項を加える。

四 社会福祉を目的とする事業を行ふ者と密接に連携し、その事業又は活動を支援すること。

五 其の規定の例により計算して得られる額とする。

六 第十四条第一項第四号中「社会福祉事業法」を「社会福祉法」に改め、同号を同項第五号とし、同項第三号の次に次の二項を加える。

七 又は社会福祉に関する活動を行ふ者と密接に連携し、その事業又は活動を支援すること。

に連携し、その事業又は活動を支援すること。

七 第十四条第二項中「外」を「ほか」に、「生活指導」を「住民の福祉の増進を図るために活動」に改める。

八 第十七条第二項中「保護を要する」を「援助を必要とする」に、「作製を命じ」を「作成を依頼し」に、「指示」を「指導」に改める。

九 第二十四条第一項中「左の通り」を「次のとおり」に改め、同項第二号中「統制」を「調整」に改め、同項第三号中「当る」を「当たる」に改め、同項第五号中「互に励まし」、研修及び修養を「必要な知識及び技術の修得」に改める。

十 第二十五条中「総務」を「会長」に改める。

十一 第二十二条中「収容」を「入所」に、「当たり」を「明らかにし、かつ」に改める。

十二 第四十六条第一項第五号中「被収容者」を「入所者」に改める。

十三 第四十七条第二項中「収容」を「入所」に、「当たり」に、「取扱い」に改める。

十四 第四十八条第一項中「總務」を「会長」に改め、同項第三号中「當る」を「當たる」に改め、同項第五号中「互に励まし」、研修及び修養を「必要な知識及び技術の修得」に改める。

十五 第四十九条中「統制」を「調整」に改め、同項第三号中「當る」を「當たる」に改め、同項第五号中「互に励まし」、研修及び修養を「必要な知識及び技術の修得」に改める。

十六 第五十二条第一項中「第三十条第一項但書」を「第三十条第一項ただし書」に、「収容し、若しくは収容」を「救護施設、更生施設若しくはその他の適当な施設に入所させ、若しくはこれらの施設に入所を委託し、若しくは私人の家庭に養護」に改める。

十七 第五十三条第一項中「社会福祉事業法」を「社会福祉法」に、「左に」を「次に」に改め、同条第一項中「第三十条第一項但書」を「第三十条第一項ただし書」に、「収容し、若しくは収容」を「入所させ、若しくは入所に改め、同号ハ中「第三十条第一項但書」を「第三十条第一項ただし書」に、「収容し、又はその収容を適当な施設若しくは私人の家庭に」を「入所させ、若しくはその入所を適当な施設に委託し、又は私人の家庭に養護」に改める。

十八 第五十四条第一項中「社会福祉事業法」を「社会福祉法」に、「左に」を「次に」に改め、同条第一項中「第三十条第一項但書」を「第三十条第一項ただし書」に、「収容し、若しくは収容」を「入所させ、若しくは入所に改め、同号ハ中「第三十条第一項但書」を「第三十条第一項ただし書」に、「収容し、又はその収容を適当な施設若しくは私人の家庭に」を「入所させ、若しくはその入所を適当な施設に委託し、又は私人の家庭に養護」に改める。

十九 第五十五条第一項中「社会福祉事業法」を「社会福祉法」に、「左に」を「次に」に改め、同条第一項中「第三十条第一項但書」を「第三十条第一項ただし書」に、「収容し、若しくは収容」を「入所させ、若しくは入所に改め、同号ハ中「第三十条第一項但書」を「第三十条第一項ただし書」に、「収容し、又はその収容を適当な施設若しくは私人の家庭に」を「入所させ、若しくはその入所を適当な施設に委託し、又は私人の家庭に養護」に改める。

二十 第五十六条第一項中「社会福祉事業法」を「社会福祉法」に、「左に」を「次に」に改め、同条第一項中「第三十条第一項但書」を「第三十条第一項ただし書」に、「収容し、若しくは収容」を「入所させ、若しくは入所に改め、同号ハ中「第三十条第一項但書」を「第三十条第一項ただし書」に、「収容し、又はその収容を適当な施設若しくは私人の家庭に」を「入所させ、若しくはその入所を適当な施設に委託し、又は私人の家庭に養護」に改める。

二十一 第五十七条第一項中「社会福祉事業法」を「社会福祉法」に、「左に」を「次に」に改め、同条第一項中「第三十条第一項但書」を「第三十条第一項ただし書」に、「収容し、若しくは収容」を「入所させ、若しくは入所に改め、同号ハ中「第三十条第一項但書」を「第三十条第一項ただし書」に、「収容し、又はその収容を適当な施設若しくは私人の家庭に」を「入所させ、若しくはその入所を適当な施設に委託し、又は私人の家庭に養護」に改める。

二十二 第五十八条第一項中「社会福祉事業法」を「社会福祉法」に、「左に」を「次に」に改め、同条第一項中「第三十条第一項但書」を「第三十条第一項ただし書」に、「収容し、若しくは収容」を「入所させ、若しくは入所に改め、同号ハ中「第三十条第一項但書」を「第三十条第一項ただし書」に、「収容し、又はその収容を適当な施設若しくは私人の家庭に」を「入所させ、若しくはその入所を適当な施設に委託し、又は私人の家庭に養護」に改める。

二十三 第五十九条第一項中「社会福祉事業法」を「社会福祉法」に、「左に」を「次に」に改め、同条第一項中「第三十条第一項但書」を「第三十条第一項ただし書」に、「収容し、若しくは収容」を「入所させ、若しくは入所に改め、同号ハ中「第三十条第一項但書」を「第三十条第一項ただし書」に、「収容し、又はその収容を適当な施設若しくは私人の家庭に」を「入所させ、若しくはその入所を適当な施設に委託し、又は私人の家庭に養護」に改める。

二十四 第六十一条第一項中「社会福祉事業法」を「社会福祉法」に、「左に」を「次に」に改め、同条第一項中「第三十条第一項但書」を「第三十条第一項ただし書」に、「収容し、若しくは収容」を「入所させ、若しくは入所に改め、同号ハ中「第三十条第一項但書」を「第三十条第一項ただし書」に、「収容し、又はその収容を適当な施設若しくは私人の家庭に」を「入所させ、若しくはその入所を適当な施設に委託し、又は私人の家庭に養護」に改める。

二十五 第六十二条第一項中「社会福祉事業法」を「社会福祉法」に、「左に」を「次に」に改め、同条第一項中「第三十条第一項但書」を「第三十条第一項ただし書」に、「収容し、若しくは収容」を「入所させ、若しくは入所に改め、同号ハ中「第三十条第一項但書」を「第三十条第一項ただし書」に、「収容し、又はその収容を適当な施設若しくは私人の家庭に」を「入所させ、若しくはその入所を適当な施設に委託し、又は私人の家庭に養護」に改める。

二十六 第六十三条第一項中「社会福祉事業法」を「社会福祉法」に、「左に」を「次に」に改め、同条第一項中「第三十条第一項但書」を「第三十条第一項ただし書」に、「収容し、若しくは収容」を「入所させ、若しくは入所に改め、同号ハ中「第三十条第一項但書」を「第三十条第一項ただし書」に、「収容し、又はその収容を適当な施設若しくは私人の家庭に」を「入所させ、若しくはその入所を適当な施設に委託し、又は私人の家庭に養護」に改める。

二十七 第六十四条第一項中「社会福祉事業法」を「社会福祉法」に、「左に」を「次に」に改め、同条第一項中「第三十条第一項但書」を「第三十条第一項ただし書」に、「収容し、若しくは収容」を「入所させ、若しくは入所に改め、同号ハ中「第三十条第一項但書」を「第三十条第一項ただし書」に、「収容し、又はその収容を適当な施設若しくは私人の家庭に」を「入所させ、若しくはその入所を適当な施設に委託し、又は私人の家庭に養護」に改める。

立して日常生活の用を弁ずることのできない要保護者を収容して「日常生活を営むことが困難な要保護者を入所させて」に改め、同条第三項中「指導」を「生活指導」に、「収容して」を「入所させて」に改める。

二十八 第四十二条中「収容」を「入所」に、「明かにし、且つ」を「明らかにし、かつ」に改める。

二十九 第四十六条第一項第五号中「被収容者」を「入所者」に改める。

三十 第四十七条第二項中「収容」を「入所」に、「当たり」に、「取扱い」に改める。

三十一 第四十八条第一項中「統制」を「調整」に改め、同項第三号中「當る」を「當たる」に改め、同項第五号中「互に励まし」、研修及び修養を「必要な知識及び技術の修得」に改める。

三十二 第四十九条中「統制」を「調整」に改め、同項第三号中「當る」を「當たる」に改め、同項第五号中「互に励まし」、研修及び修養を「必要な知識及び技術の修得」に改める。

三十三 第五十一条第一項中「社会福祉事業法」を「社会福祉法」に、「左に」を「次に」に改め、同条第一項中「第三十条第一項但書」を「第三十条第一項ただし書」に、「収容し、若しくは収容」を「入所させ、若しくは入所に改め、同号ハ中「第三十条第一項但書」を「第三十条第一項ただし書」に、「収容し、又はその収容を適当な施設若しくは私人の家庭に」を「入所させ、若しくはその入所を適当な施設に委託し、又は私人の家庭に養護」に改める。

三十四 第五十二条第一項中「社会福祉事業法」を「社会福祉法」に、「左に」を「次に」に改め、同条第一項中「第三十条第一項但書」を「第三十条第一項ただし書」に、「収容し、若しくは収容」を「入所させ、若しくは入所に改め、同号ハ中「第三十条第一項但書」を「第三十条第一項ただし書」に、「収容し、又はその収容を適当な施設若しくは私人の家庭に」を「入所させ、若しくはその入所を適当な施設に委託し、又は私人の家庭に養護」に改める。

三十五 第五十三条第一項中「社会福祉事業法」を「社会福祉法」に、「左に」を「次に」に改め、同条第一項中「第三十条第一項但書」を「第三十条第一項ただし書」に、「収容し、若しくは収容」を「入所させ、若しくは入所に改め、同号ハ中「第三十条第一項但書」を「第三十条第一項ただし書」に、「収容し、又はその収容を適当な施設若しくは私人の家庭に」を「入所させ、若しくはその入所を適当な施設に委託し、又は私人の家庭に養護」に改める。

三十六 第五十四条第一項中「社会福祉事業法」を「社会福祉法」に、「左に」を「次に」に改め、同条第一項中「第三十条第一項但書」を「第三十条第一項ただし書」に、「収容し、若しくは収容」を「入所させ、若しくは入所に改め、同号ハ中「第三十条第一項但書」を「第三十条第一項ただし書」に、「収容し、又はその収容を適当な施設若しくは私人の家庭に」を「入所させ、若しくはその入所を適当な施設に委託し、又は私人の家庭に養護」に改める。

三十七 第五十五条第一項中「社会福祉事業法」を「社会福祉法」に、「左に」を「次に」に改め、同条第一項中「第三十条第一項但書」を「第三十条第一項ただし書」に、「収容し、若しくは収容」を「入所させ、若しくは入所に改め、同号ハ中「第三十条第一項但書」を「第三十条第一項ただし書」に、「収容し、又はその収容を適当な施設若しくは私人の家庭に」を「入所させ、若しくはその入所を適当な施設に委託し、又は私人の家庭に養護」に改める。

三十八 第五十六条第一項中「社会福祉事業法」を「社会福祉法」に、「左に」を「次に」に改め、同条第一項中「第三十条第一項但書」を「第三十条第一項ただし書」に、「収容し、若しくは収容」を「入所させ、若しくは入所に改め、同号ハ中「第三十条第一項但書」を「第三十条第一項ただし書」に、「収容し、又はその収容を適当な施設若しくは私人の家庭に」を「入所させ、若しくはその入所を適当な施設に委託し、又は私人の家庭に養護」に改める。

三十九 第五十七条第一項中「社会福祉事業法」を「社会福祉法」に、「左に」を「次に」に改め、同条第一項中「第三十条第一項但書」を「第三十条第一項ただし書」に、「収容し、若しくは収容」を「入所させ、若しくは入所に改め、同号ハ中「第三十条第一項但書」を「第三十条第一項ただし書」に、「収容し、又はその収容を適当な施設若しくは私人の家庭に」を「入所させ、若しくはその入所を適当な施設に委託し、又は私人の家庭に養護」に改める。

う。)を経営している市町村について新法第二十一条第三項の規定を適用する場合においては、

同項中「あらかじめ」とあるのは、「社会福祉の増進のための社会福祉事業法等の一部を改正する等の法律(平成十二年法律第一号)附則第一条第一号に掲げる規定の施行の日から起算して三月以内に」とする。

2 附則第一条第一号に掲げる規定の施行の際現に直導大訓練施設を経営している社会福祉法人その他の者について社会福祉法第六十九条第一項の規定を適用する場合においては、同項中「事業開始の日から一月」とあるのは、「社会福祉の増進のための社会福祉事業法等の一部を改正する等の法律(平成十二年法律第一号)附則第一条第一号に掲げる規定の施行の日から起算して三月」とする。

第十一條 附則第一条第二号に掲げる規定の施行の際現に第五条の規定による改正前の身体障害者福祉法(次条から附則第十四条までにおいて「旧法」という。)第十八条第四項第三号に掲げる規定による改正後の身体障害者福祉法(以下この条から附則第十三条までにおいて「新法」という。)第十七条の二十四第一項に規定する身体障害者更生施設等をいう。次条において同じ。)については、

第十二条 附則第一条第二号に掲げる規定の施行の日において前条の規定により新法第十七条の三十第一項の規定による指定があったものとみなされた身体障害者更生施設等(新法第十七条の二十四第一項の規定による指定があつたものとみなす。)

第十三条 附則第一条第二号に掲げる規定の施行の際現に新法第十七条の三十二第一項に規定する国立施設(以下この条において「国立施設」という。)に入所している旧法第十八条第四項第三号の措置に係る者(次項において「国立施設旧措置入所者」という。)については、新法第十七条の三十二第一項の規定により当該国立施設に入所しているものとみなす。

2 前項の規定にかかるわらず、市町村が、やむを得ない事由により新法第十七条の三十二第一項の規定により国立施設に入所することができるものとみなす。

第十四条 附則第一条第二号に掲げる規定の施行の日において前条の規定により新法第十七条の三十第一項の規定により当該指定を取り消されたものと除く。以下この条において「特定身体障害者更生施設等」という。)に入所している旧法第十八条第四項第三号の措置に係る者(以下この条において「旧措置入所者」という。)

第十五条 附則第一条第二号に掲げる規定の施行の日において前条の規定により新法第十七条の二十四第一項の規定による指定があったものとみなされた身体障害者更生施設等(新法第十七条の二十四第一項の規定による指定があつたものとみなす。)

2 前項の規定により施設支給決定身体障害者とみなされた旧措置入所者及び施設支給決定身体障害者である旧措置入所者に対し支給する施設訓練等支援費の額は、附則第一条第二号に掲げる規定の施行の日から起算して一年間に限り、新法第十七条の十第二項の規定にかかるわらず、(以下この条において「旧措置入所者」という。)

については、同日から起算して一年間に限り、同日以後引き続き特定身体障害者更生施設等に入所している間(当該特定身体障害者更生施設等に係る新法第十七条の三十第一項の規定による指定の取消しその他やむを得ない理由により、当該特定身体障害者更生施設等に継続して更生施設等をいう。以下この項において同じ。)に入所した旧措置入所者にあっては、当該特定身体障害者更生施設等に継続して支給決定身体障害者(以下この条において「施設支給決定身体障害者」という。)とみなして、当該特定身体障害者更生施設等の当該旧措置入所に係る措置をとった市町村は、当該旧措置入所者を新法第十七条の十一第五項に規定する施設支給決定身体障害者(以下この条において「施設支給決定身体障害者」という。)とみなして、当該特定身体障害者更生施設等に係る措置をとった市町村が、やむに応じ、厚生労働大臣が定める基準を超えない範囲内において市町村長が定める基準により算定した額(その額が現に当該指定施設支援に要した費用(特定日常生活費を除く。)の額を超えるときは、当該現に指定施設支援に要した費用(額))を支給する。

二 旧措置入所者はその扶養義務者の負担能力に応じ、厚生労働大臣が定める基準を超えない範囲内において市町村長が定める基準により算定した額(その額が現に当該指定施設支援に要した費用(特定日常生活費を除く。)の額を超えるときは、当該現に指定施設支援に要した費用(額))を支給する。

3 第一項の規定にかかるわらず、市町村が、やむを得ない事由により同項の規定により施設訓練等支援費の支給を受けることが著しく困難であると認める旧措置入所者については、新法第十八条规定により当該特定身体障害者更生施設等に入所しているものとみなす。

以上の他の指定身体障害者更生施設等)から指定施設支援(新法第十七条の十第一項に規定する指定施設支援をいう。以下この条において同じ。)を受けたときは、厚生労働省令で定めるところにより、当該旧措置入所者に対し、当該指定施設支援に要した費用(新法第十七条の十第一項に規定する特定日常生活費(次項において「特定日常生活費」という。)を除く。)について、

新法第十七条の十第一項に規定する施設訓練等支援費(以下この条において「施設訓練等支援費」という。)を支給する。ただし、当該旧措置入所者が施設支給決定身体障害者となつたときは、この限りでない。

2 前項の規定により施設支給決定身体障害者とみなされた旧措置入所者及び施設支給決定身体障害者である旧措置入所者に対し支給する施設訓練等支援費の額は、附則第一条第二号に掲げる規定の施行の日から起算して一年間に限り、新法第十七条の十第二項の規定にかかるわらず、(以下この条において「旧措置入所者」という。)

われた旧法第十八条第四項第三号に規定する措置に要する費用についての市町村の支弁並びに都道府県及び国の負担並びに当該費用についての身体障害者又はその扶養義務者からの費用の徴収については、なお従前の例による。

第十五条 この法律の施行の際現に第六条の規定による改正後の知的障害者福祉法(以下この条及び次条において「新法」という。)第四条第三項に規定する知的障害者デイサービス事業又は同条第六項に規定する知的障害者相談支援事業(以下この条において「知的障害者デイサービス事業等」という。)を行つて、る国及び都道府県以外の者であつて、旧社会福祉事業法第二条第三項第三号の二に規定する知的障害者更生相談に応ずる事業に係る旧社会福祉事業法第六十条第一項の規定による届出(以下この条において「更生相談事業に係る届出」という。)をしているものは、新法第十八条の規定による届出をしたものとみなす。

第十六条 附則第一条第二号に掲げる規定の施行の際現に新法第十七条の三十二第一項に規定する国立施設(以下この条において「国立施設」という。)に入所している旧法第十八条第四項第三号の措置に係る者(次項において「国立施設旧措置入所者」という。)については、新法第十七条の三十二第一項の規定により当該国立施設に入所しているものとみなす。

2 この法律の施行の際現に知的障害者デイサービス事業等を行つて、る国及び都道府県以外の者であつて、施行日前一月以内に知的障害者デイサービス事業等を開始したものが、施行日において、更生相談事業に係る届出をしていないときは、その者は、当該知的障害者デイサービス事業等を新法第十八条の規定による届出をしたるものとみなす。

3 この法律の施行の際現に知的障害者デイサービス事業等を行つて、る国及び都道府県以外の者であつて、施行日前一月以内に更生相談事業に係る届出をしていないときは、その者は、当該变更を生じた日から一月間は、新法第十八条の規定による届出をしないで、当該知的障害者デイサービス事業

第二十一条 附則第一條第一号に掲げる規定の施行の際現に第九条の規定による改正前の児童福祉法(次項において「旧法」という。)第二十二条第一項の規定により助産施設に入所している妊産婦は、第九条の規定による改正後の児童福祉法(次項において「新法」という。)第二十二条第一項の規定により都道府県、市及び福祉事務所を設置する町村(次項において「都道府県等」という。)が助産施設において助産を行つてゐる妊産婦とみなす。

附則第一 条第一号に掲げる規定の施行の際現に旧法第二十三条の規定により母子生活支援施設に入所している保護者及び児童は、新法第二十三条第一項の規定により都道府県等が母子生活支援施設において保護を行つてゐる保護者及び児童とみなす。

第二十二条 附則第一 条第二号に掲げる規定の施行前に行われた第十条の規定による改正前の児童福祉法第二十一条の十(第四項を除く。)に規定する措置に要する費用についての市町村の支弁並びに都道府県及び国との補助については、な
お従前の例による。

(社会福祉施設職員等退職手当支拂法の一部改正に伴う経過措置)

第二十三条 第十一条の規定による改正前の社会福祉施設職員等退職手当共済法(以下この条から附則第二十五条までこれらを「旧法」という。)

第二条第六項に規定する共済契約者(附則第一条第一号に掲げる規定の施行の際現に同項に規

定する共済契約者である者に限る。)であつて社
会福祉法人以外のもの及び同号に掲げる規定の

施行前に旧法の規定によつて退職手当共済契約の申込みをした社会福祉法人以外の者(当該退職手当共済契約の届出をもつて二年又は自該

附則第二十五条の新法を解説したのであるが、当該退職手当共済契約を解除された者を除く)については、第十一條の規定による改正後の社会福祉施設職員等退職手当共済法(以下この条から附則第二十五条までにおいて「新法」という。)第二条第四項に規定する經營者とみなして、新法

の規定(新法第二条第三項に規定する申出施設等に係る部分を除く。)を適用する。この場合において、新法第六条第三項中「共済契約者の代表者」とあるのは「共済契約者(共済契約者が法人である場合におけるその代表者を含む。)」と、新法第二十九条中「代理人」とあるのは「又は法人若しくは人の代理人」と、「その法人」とあるのは「その法人又は人」とする。

二 旧法第二条第六項に規定する共済契約者であつて社会福祉法人以外のものに使用される同

一 附則第一条第一号に掲げる規定の施行日の前日に旧法第二条第七項に規定する被公務員であつた者が、附則第一条第一号に掲げる規定の施行の日以後に退職した場合

二 附則第一条第一号に掲げる規定の施行の日

前に旧法第二条第七項に規定する被共済職員でなくかつた者で同日以後にさらに新法第二条第九項に規定する被共済職員となつたものが、同日以後に退職し、かつ、新法第十一条第六項又は第七項の規定により同日前の被共

三 第十一条の規定による改正後の児童福祉法第二十一条の十一の規定による居宅生活支援費の受給の手続、同法第二十一条の十七の規定による同法第二十一条の十第一項の指定の手続その他の行為

（公益賃屋法の廃止に伴う経過措置）
第二十六条 第十四条の規定による廃止前の公益賃屋法（次項において「旧公益賃屋法」という。）は、この法律の施行前に公益賃屋が締結した賃

契約について、この法律の施行後もなおその効力有する。

2 旧公益賃屋法第十五条第一項(賃屋営業法(昭和二十五年法律第二百五十八号)第二十条から第二十四条まで見三の適用する部分を除く。)の

二十四条までの規定を準用する部分に限る)の規定は、前項に規定する質契約に関する業務が終了するまでの間、この法律の施行後もなおそ

の効力を有する。
(施行のために必要な準備)

第二十七条 次に掲げる行為は、附則第一条第二号に掲げる規定の施行の日前においても行うこ

一 第五条の規定による改正後の身体障害者福祉法第十七条の五の規定による居宅生活支援費の受給の手続、同法第十七条の十一の規定による施設訓練等支援費の受給の手続、同法第十七条の十七の規定による同法第十七条の

四第一項の指定の手続、同法第十七条の二十
四の規定による同法第十七条の十一第一項の指
定の手続その他の行為

による施設訓練等支援費の受給の手続、同法第十五条の十七の規定による同法第十五条の五第一項の指定の手続、同法第十五条の二十四の規定による同法第十五条の十一第一項の指定の手続その他の行為

三 第十条の規定による改正後の児童福祉法第二十一条の十一の規定による居宅生活支援費の受給の手続、同法第二十二条の十七の規定による同法第二十二条の十第一項の指定の手続その他の行為

三 第十一条の規定による改正後の児童福祉法第二十一条の十一の規定による居宅生活支援費の受給の手続、同法第二十一条の十七の規定による同法第二十一条の十第一項の指定の手続その他の行為

(罰則に関する細則指標)
第二十八条 この法律の施行前にした行為及び附則第二十六条の規定によりなおその効力を有することとされる場合におけるこの法律の施行後にした行為に対する罰則の適用については、な
お従前の例による。

(その他の経過措置の政令への委任)
第二十九条 附則第三条から前条までに規定する

(その他の経過措置の政令への委任)
第二十九条 附則第三条から前条までに規定する
もののほか、この法律の施行に伴い必要な経過
措置は、政令で定める。

(健康保険法等の一部改正)
第三十条 次に掲げる法律の規定中「社会福祉事業法」を「社会福祉法」に改める。

一 健康保険法(大正十一年法律第七十号)第十
三条第一号(タ)

二 郵便貯金法(昭和二十二年法律第百四十四号)第十条第一項第四号

精神保健及び精神障害者福祉に関する法律
(昭和二十五年法律第二百二十三号) 第四十七条
第三項及び第五十条の三(第二項)
四 土地収用法(昭和十六年法律第二百十九
号)第三条(第二十三号)

二項中「社会福祉事業法第五十六条第一項」を
「社会福祉法第五十八条第一項」に改める。

(国民健康保険法の一部改正)

第四十条 国民健康保険法(昭和三十三年法律第百九十二条)の一部を次のように改定する。

第一百六条の二第一項を次のように改める。
次の各号に掲げる入院又は入所(以下この条において「入院等」という。)をしたことにようり、当該各号に規定する病院、診療所又は施設(以下この条において「病院等」という。)の所在する場所に住所を変更したと認められる被保険者であつて、当該病院等に入院等をした際他の市町村(当該病院等が所在する市町村以外の市町村をいう。)の区域内に住所を有していたと認められるものは、第五条の規定にかかわらず、当該他の市町村が行う国民健康保険の被保険者とする。ただし、二以上の病院等に継続して入院等をしている被保険者であつて、現に入院等をしている病院等(以下この条において「現入院病院等」という。)に入院等をする直前に入院等をしていた病院等(以下この条において「直前入院病院等」といいう)及び現入院病院等のそれぞれに入院等をしたことにより直前入院病院等及び現入院病院等のそれぞれの所在する場所に順次住所を変更したと認められるもの(次項において「特定継続入院等被保険者」という。)については、この限りでない。

一 病院又は診療所への入院

二 児童福祉法(昭和二十一年法律第百四号)第七条に規定する児童福祉施設への入所(同法第二十七条の二の規定による入所措置が二百八十三号)第十七条の二十四第一項に規定する身体障害者福祉法(昭和二十四年法律第三十七号)第十五条の二十四第一項に規定

する知的障害者更生施設等(同法第二十一

条の八に規定する知的障害者通勤寮を除く。)又は心身障害者福祉協会法(昭和四十五年法律第四十四号)第十七条第一項第一号の規定により心身障害者福祉協会の設置する福祉施設への入所

五 老人福祉法(昭和三十八年法律第百三十号)第二十条の四又は第二十条の五に規定する養護老人ホーム又は特別養護老人ホームへの入所(同法第十一条第一項第一号又は第二号の規定による入所措置がどちられた場合に限る。)

六 介護保険法第七条第十九項に規定する介護保険施設への入所

(老人福祉法の一部改正)

第四十一条 老人福祉法の一部を次のように改正する。

第五条の五及び第十五条第五項中「社会福祉事業法」を「社会福祉法」に改める。

第十八条の二第二項及び第十九条第二項中「社会福祉事業法第六条第二項」を「社会福祉法第七条第二項」に改める。

第二十五条中「社会福祉事業法第五十六条第一項」を「社会福祉法第五十八条第二項」に、「第二条第二項」を「社会福祉法二条第二項」に改める。

第三十四条の二第二項中「社会福祉事業法第六条第二項」を「社会福祉法第七条第二項」に改める。

六条第二項」を「社会福祉法第七条第二項」に改める。

附則第六条(見出しを含む。)中「社会福祉事業法」を「社会福祉法に改める。

(母子及び寡婦福祉法の一部改正)

第四十二条 母子及び寡婦福祉法(昭和三十九年法律第百二十九号)の一部を次のように改定する。

第八条中「社会福祉事業法」を「社会福祉法」に改め、同条第一号中「把握」を「把握」に改め、同条第二号中「附隨する」を「付隨する」に改める。

第二十二条第一項第一号中「社会福祉事業法」を「社会福祉法」に改め、同条第一項中「第一項

法」に改める。

(印紙税法の一部改正)

第四十三条 印紙税法(昭和四十二年法律第二十二号)の一部を次のように改正する。

別表第三の文書名の欄中「社会福祉事業法」を「社会福祉法」に、「第二条第二項第六号」を「第二条第二項第七号」に改める。

(登録免許税法の一部改正)

第四十四条 登録免許税法(昭和四十二年法律第三十五号)の一部を次のように改正する。

別表第三の十の項中「社会福祉事業法」を「社会福祉法」に、「添附」を「添付」に改める。

(地震防災対策強化地域における地震対策緊急整備事業に係る国の財政上の特別措置に関する法律の一部改正)

第四十五条 地震防災対策強化地域における地震対策緊急整備事業に係る国の財政上の特別措置に関する法律(昭和五十五年法律第六十三号)の一部を次のように改正する。

別表第一及び別表第二中「第二十一条の五」を「第二十二条の六」に改める。

(こどもの国協会の解散及び事業の承継に関する法律の一部改正)

第四十六条 こどもの国協会の解散及び事業の承継に関する法律(昭和五十五年法律第九十一号)の一部を次のように改正する。

別表第三第一号の表社会福祉法人の項中「社会福祉法第二条第一項第三号、第四号若しくは第六号」を「社会福祉法第二条第一項第四号、第五号若しくは第七号」に、「同条第三項第三号の三」を「同条第三項第七号」に改める。

(民間事業者による老後の保健及び福祉のための総合的施設の整備の促進に関する法律の一部改正)

第五十条 民間事業者による老後の保健及び福祉のための総合的施設の整備の促進に関する法律(平成元年法律第六十四号)の一部を次のように改定する。

別表第三第一号の表社会福祉法人の項中「社会福祉事業法」を「社会福祉法」に改める。

(民間事業者による老後の保健及び福祉のための総合的施設の整備の促進に関する法律の一部改正)

第五十一条 第十五条第一項中「社会福祉事業法」を「社会福祉法」に、「第五十七条第一項」を「第六十二条第二項」に改め、同条第二項中「社会福祉事業法」に、「第五十七条第一項」を「第六十二条第二項」に改め、同条第二項中「社会福祉事業法」に、「第五十八条第一項」を「社会福祉法第六十二条第一項」に、「第五十九条第一項」を「第五十九条第一項」に改める。

第六十六条及び第六十七条第一項」を「第六十三条第一項、第六十四条、第七十一条並びに第七十二条第一項及び第二項」に改める。

(阪神・淡路大震災に対処するための特別の財政援助及び助成に関する法律の一部改正)

第五十二条 第二十二条第一項第一号中「社会福祉事業法」を「社会福祉法」に改め、同条第一項中「第一項

(社会福祉士及び介護福祉士法の一部改正)

第四十八条 社会福祉士及び介護福祉士法(昭和六十二年法律第三十号)の一部を次のように改正する。

第七条第十一号中「社会福祉事業法」を「社会福祉法」に、「第十四条第一項第一号」を「第十五条第一項第一号」に改める。

(消費税法の一部改正)

第四十九条 消費税法(昭和六十三年法律第一百八号)の一部を次のように改正する。

第十二条の二中「社会福祉事業法」を「社会福祉法」に改める。

(社会福祉士及び介護福祉士法の一部改正)

第四十条 印紙税法(昭和四十二年法律第二十二号)の一部を次のように改正する。

別表第三の文書名の欄中「社会福祉事業法」を「社会福祉法」に、「第二条第二項第六号」を「第二条第二項第七号」に改める。

(登録免許税法の一部改正)

第四十一条 印紙税法(昭和四十二年法律第二十二号)の一部を次のように改正する。

別表第三の十の項中「社会福祉事業法」を「社会福祉法」に、「添附」を「添付」に改める。

(地震防災対策強化地域における地震対策緊急整備事業に係る国の財政上の特別措置に関する法律の一部改正)

第四十二条 地震防災対策強化地域における地震対策緊急整備事業に係る国の財政上の特別措置に関する法律(昭和五十五年法律第六十三号)の一部を次のように改正する。

別表第一及び別表第二中「第二十一条の五」を「第二十二条の六」に改める。

(こどもの国協会の解散及び事業の承継に関する法律の一部改正)

第四十六条 こどもの国協会の解散及び事業の承継に関する法律(昭和五十五年法律第九十一号)の一部を次のように改正する。

別表第三第一号の表社会福祉法人の項中「社会福祉法第二条第一項第三号、第四号若しくは第六号」を「社会福祉法第二条第一項第四号、第五号若しくは第七号」に、「同条第三項第三号の三」を「同条第三項第七号」に改める。

(民間事業者による老後の保健及び福祉のための総合的施設の整備の促進に関する法律の一部改正)

第五十条 民間事業者による老後の保健及び福祉のための総合的施設の整備の促進に関する法律(平成元年法律第六十四号)の一部を次のように改定する。

別表第三第一号の表社会福祉法人の項中「社会福祉事業法」を「社会福祉法」に改める。

(民間事業者による老後の保健及び福祉のための総合的施設の整備の促進に関する法律の一部改正)

第五十一条 第十五条第一項中「社会福祉事業法」を「社会福祉法」に、「第五十七条第一項」を「第六十二条第二項」に改め、同条第二項中「社会福祉事業法」に、「第五十八条第一項」を「社会福祉法第六十二条第一項」に、「第五十九条第一項」を「第五十九条第一項」に改める。

第六十六条及び第六十七条第一項」を「第六十三条第一項、第六十四条、第七十一条並びに第七十二条第一項及び第二項」に改める。

(阪神・淡路大震災に対処するための特別の財政援助及び助成に関する法律の一部改正)

第五十二条 第二十二条第一項第一号中「社会福祉事業法」を「社会福祉法」に改め、同条第一項中「第一項

年法律第十六号)の一部を次のように改正する。

第二十三条第一項第三号中「社会福祉事業法」

を「社会福祉法」に、「第二条第二項第六号」を

「第二条第二項第七号」に改め、同条第二項第四

号及び第三項第三号中「社会福祉事業法第二条

第一項第六号」を「社会福祉法第二条第二項第七

号」に改める。

(介護保険法施行法の一部改正)

第五十二条 介護保険法施行法の一部を次のように改正する。

第二十一条第一項中「第十八条第四項第三号」を

「第十七条の十一第二項の規定による支給の決

定(同法第五条第四項に規定する身体障害者療

護施設支援に係るものに限る。)を受けて同法第

十七条の二十四第一項の規定により都道府県知

事が指定する身体障害者療護施設に入所してい

るもの若しくは同法第十八条第三項に改め、

同法第三十条に規定する」を削る。

第五十六条中「収容されている」を「入所してい

る」に改める。

(精神保健及び精神障害者福祉に関する法律等

の一部を改正する法律の一部改正)

第五十三条 精神保健及び精神障害者福祉に関する法律等の一部を改正する法律(平成十一年法律第六十五号)の一部を次のように改正する。

第二十条(見出しを含む。)中「社会福祉事業法」

を「社会福祉法」に改め、同条のうち社会福祉事

業法第二条第三項第三号の三の改正規定中「第

二条第三項第三号の三」を「第二条第三項第七

号」に改める。

附則第四条第一項中「第五十条の三の二第三項」を「第五十条の三の二第四項」に、「社会福祉事業法第六十四条第一項」を「社会福祉法第六十九条第一項」に改め、同条第二項中「同条第三项」を「同条第四项」に改める。

(都市基盤整備公団法の一部改正)

第五十四条 都市基盤整備公団法(平成十一年法律第七十六号)の一部を次のように改正する。

第四十三条第二項中「社会福祉事業法」を「社

会福祉法」に、「第五十七条第一項」を「第六十二

条第一項に改める。

(中央省庁等改革のための国の行政組織関係法

律の整備等に関する法律の一項改正)

第五十五条 中央省庁等改革のための国の行政組

織関係法律の整備等に関する法律(平成十一年

法律百二号)の一部を次のように改正する。

第八十四条のうち、児童福祉法第八条第二項

の改正規定中「第六条第二項」を「第七条第二項」

に、「第六条第一項」を「第七条第一項」に改め、

同条第五項の改正規定中「第六条第三項」を「第

七条第三項」に、「第六条第二項」を「第七条第二

項」に改める。

第九十二条 削除

(中央省庁等改革関係法施行法の一項改正)

第五十六条 中央省庁等改革関係法施行法(平成

十一年法律百六十号)の一部を次のように改

正する。

(社会福祉法の一項改正)

第六十五条のうち民生委員法第五条第二項の

改正規定及び第六百十五条のうち身体障害者福

祉法第十五条第二項の改正規定中「第六条第二

項」を「第七条第二項」に、「第六条第一項」を「第

七条第一項」に改める。

(社会福祉法の一項改正)

第六百二十二条 社会福祉法(昭和二十六年法

律第四十五条)の一部を次のように改正する。

目次中「社会福祉審議会」を「地方社会福祉

審議会」に、「第一百二十六条」を「第一百二十八

条」に、「第一百二十七条」を「第一百三十一条」

に改める。

(厚生大臣を「厚生労働大臣」に、「厚

生省令」を「厚生労働省令」に改める。

第二章の章名を次のように改める。

第一章 地方社会福祉審議会

第七条の見出しを「(地方社会福祉審議会)」

に改め、同条第一項を削り、同条第二項を同

条第一項とし、同条第三項中「中央社会福祉審議会は厚生大臣の、」を削り、「都道府県知事」を「都道府県知事」とし、同条第四項を削る。

第八条第一項中「中央社会福祉審議会は委員二十五人以内、地方社会福祉審議会は」を「地方社会福祉審議会は、」に改め、同条第二項中「社会福祉審議会」を「地方社会福祉審議会」に改める。

第九条第一項を削り、同条第二項を同条と

する。

第十条中「社会福祉審議会」を「地方社会福

祉審議会」に改める。

第十二条第一項及び第二項を削り、同条第三項と同条第一項とし、同条第四項を同条第二項とする。

第十三条中「社会福祉審議会」を「地方社会

福祉審議会」に改める。

第十八条第一項及び第二項を「第七条第二項」に改め、同条第二項中「前条第三項」を「前条第一項」に改める。

第十九条第一項及び第二項を「第七条第二項」に改め、同条第二項中「前条第三項」を「前条第一項」に改める。

第二十条第一項及び第二項を「第七条第二項」に改め、同条第二項中「前条第三項」を「前条第一項」に改める。

第二十一条第一項及び第二項を「第七条第二項」に改め、同条第二項中「前条第三項」を「前条第一項」に改める。

第二十二条第一項及び第二項を「第七条第二項」に改め、同条第二項中「前条第三項」を「前条第一項」に改める。

第二十三条第一項及び第二項を「第七条第二項」に改め、同条第二項中「前条第三項」を「前条第一項」に改める。

第二十四条第一項及び第二項を「第七条第二項」に改め、同条第二項中「前条第三項」を「前条第一項」に改める。

第二十五条第一項及び第二項を「第七条第二項」に改め、同条第二項中「前条第三項」を「前条第一項」に改める。

第二十六条第一項及び第二項を「第七条第二項」に改め、同条第二項中「前条第三項」を「前条第一項」に改める。

第二十七条第一項及び第二項を「第七条第二項」に改め、同条第二項中「前条第三項」を「前条第一項」に改める。

第二十八条第一項及び第二項を「第七条第二項」に改め、同条第二項中「前条第三項」を「前条第一項」に改める。

第二十九条第一項及び第二項を「第七条第二項」に改め、同条第二項中「前条第三項」を「前条第一項」に改める。

第三十条第一項及び第二項を「第七条第二項」に改め、同条第二項中「前条第三項」を「前条第一項」に改める。

第三十一条第一項及び第二項を「第七条第二項」に改め、同条第二項中「前条第三項」を「前条第一項」に改める。

第三十二条第一項及び第二項を「第七条第二項」に改め、同条第二項中「前条第三項」を「前条第一項」に改める。

第三十三条第一項及び第二項を「第七条第二項」に改め、同条第二項中「前条第三項」を「前条第一項」に改める。

第三十四条第一項及び第二項を「第七条第二項」に改め、同条第二項中「前条第三項」を「前条第一項」に改める。

第三十五条第一項及び第二項を「第七条第二項」に改め、同条第二項中「前条第三項」を「前条第一項」に改める。

第三十六条第一項及び第二項を「第七条第二項」に改め、同条第二項中「前条第三項」を「前条第一項」に改める。

第三十七条第一項及び第二項を「第七条第二項」に改め、同条第二項中「前条第三項」を「前条第一項」に改める。

第三十八条第一項及び第二項を「第七条第二項」に改め、同条第二項中「前条第三項」を「前条第一項」に改める。

第三十九条第一項及び第二項を「第七条第二項」に改め、同条第二項中「前条第三項」を「前条第一項」に改める。

第四十条第一項及び第二項を「第七条第二項」に改め、同条第二項中「前条第三項」を「前条第一項」に改める。

第四十一条第一項及び第二項を「第七条第二項」に改め、同条第二項中「前条第三項」を「前条第一項」に改める。

第四十二条第一項及び第二項を「第七条第二項」に改め、同条第二項中「前条第三項」を「前条第一項」に改める。

第四十三条第一項及び第二項を「第七条第二項」に改め、同条第二項中「前条第三項」を「前条第一項」に改める。

第四十四条第一項及び第二項を「第七条第二項」に改め、同条第二項中「前条第三項」を「前条第一項」に改める。

第四十五条第一項及び第二項を「第七条第二項」に改め、同条第二項中「前条第三項」を「前条第一項」に改める。

できる。

章中同条の前に次の二条を加える。

(芸能、出版物等の推薦等)

第一百二十三条 社会保障審議会は、社会福祉

の増進を図るために、芸能、出版物等を推薦し、又はそれらを製作し、興行し、若しくは販売する者等に対し、必要な勧告をすることができる。

別表中「(第二百二十四条関係)」を「(第二百二十一

五条関係)」に改める。

第六百七十三条のうち老人福祉法第十八条の第二項及び第十九条第二項の改正規定中「第六

六条第二項及び第七条第二項」に、「第六条第一

項」を「第七条第二項」に改める。

第五条第六十二号中「公益質屋その他」を削

る。

(厚生省設置法の一項改正)

第五十七条 厚生省設置法(昭和二十四年法律第六百一十一号)の一部を次のように改正する。

第五条第六十二号中「公益質屋その他」を「削

る。

第五十条第一項及び第二項を「第七条第二項」に改め、同条第二項中「前条第三項」を「前条第一項」に改める。

第五十一条第一項及び第二項を「第七条第二項」に改め、同条第二項中「前条第三項」を「前条第一項」に改める。

第五十二条第一項及び第二項を「第七条第二項」に改め、同条第二項中「前条第三項」を「前条第一項」に改める。

第五十三条第一項及び第二項を「第七条第二項」に改め、同条第二項中「前条第三項」を「前条第一項」に改める。

第五十四条第一項及び第二項を「第七条第二項」に改め、同条第二項中「前条第三項」を「前条第一項」に改める。

第五十五条第一項及び第二項を「第七条第二項」に改め、同条第二項中「前条第三項」を「前条第一項」に改める。

第五十六条第一項及び第二項を「第七条第二項」に改め、同条第二項中「前条第三項」を「前条第一項」に改める。

第五十七条第一項及び第二項を「第七条第二項」に改め、同条第二項中「前条第三項」を「前条第一項」に改める。

第五十八条第一項及び第二項を「第七条第二項」に改め、同条第二項中「前条第三項」を「前条第一項」に改める。

第五十九条第一項及び第二項を「第七条第二項」に改め、同条第二項中「前条第三項」を「前条第一項」に改める。

第六十条第一項及び第二項を「第七条第二項」に改め、同条第二項中「前条第三項」を「前条第一項」に改める。

第六十一条第一項及び第二項を「第七条第二項」に改め、同条第二項中「前条第三項」を「前条第一項」に改める。

第六十二条第一項及び第二項を「第七条第二項」に改め、同条第二項中「前条第三項」を「前条第一項」に改める。

第六十三条第一項及び第二項を「第七条第二項」に改め、同条第二項中「前条第三項」を「前条第一項」に改める。

第六十四条第一項及び第二項を「第七条第二項」に改め、同条第二項中「前条第三項」を「前条第一項」に改める。

第六十五条第一項及び第二項を「第七条第二項」に改め、同条第二項中「前条第三項」を「前条第一項」に改める。

第六十六条第一項及び第二項を「第七条第二項」に改め、同条第二項中「前条第三項」を「前条第一項」に改める。

第六十七条第一項及び第二項を「第七条第二項」に改め、同条第二項中「前条第三項」を「前条第一項」に改める。

第六十八条第一項及び第二項を「第七条第二項」に改め、同条第二項中「前条第三項」を「前条第一項」に改める。

第六十九条第一項及び第二項を「第七条第二項」に改め、同条第二項中「前条第三項」を「前条第一項」に改める。

第七十条第一項及び第二項を「第七条第二項」に改め、同条第二項中「前条第三項」を「前条第一項」に改める。

第七十一条第一項及び第二項を「第七条第二項」に改め、同条第二項中「前条第三項」を「前条第一項」に改める。

第七十二条第一項及び第二項を「第七条第二項」に改め、同条第二項中「前条第三項」を「前条第一項」に改める。

第七十三条第一項及び第二項を「第七条第二項」に改め、同条第二項中「前条第三項」を「前条第一項」に改める。

第七十四条第一項及び第二項を「第七条第二項」に改め、同条第二項中「前条第三項」を「前条第一項」に改める。

正に関する請願(第一二三〇七号)

一、障害者のための介護保険制度の改善等に関する請願(第一二三〇八号)

一、婦人保護事業にかかる社会福祉事業法改正に関する請願(第一二三二五号)

一、アレルギー性疾患対策の早期確立に関する請願(第一二三二九号)

一、婦人保護事業にかかる社会福祉事業法改正に関する請願(第一二三三三号)

一、社会保障の拡充、将来への安心と生活の安定に関する請願(第一二三三九号)

一、アレルギー性疾患対策の早期確立に関する請願(第一二三三一号)

一、婦人保護事業にかかる社会福祉事業法改正に関する請願(第一二三三〇号)(第一二三三二号)

一、アレルギー性疾患対策の早期確立に関する請願(第一二三三三号)

一、アレルギー性疾患対策の早期確立に関する請願(第一二三三五号)

一、アレルギー性疾患対策の早期確立に関する請願(第一二三三九号)

など患者負担増の中止に関する請願
請願者 愛知県犬山市天神町二ノ三二 小林武 外五千二百三名

政府は高齢者に対する医療費定率一部負担の導入など、新たな患者負担増を進めようとしている。高齢者に対し介護保険料の徴収を延期する一方で、高齢者などの医療費負担を引き上げること

が進み、健康悪化や将来の不安が増加しており、今回の改定案は国民に対し一層の負担増を強いるものである。大型公共交通事業や銀行に対する税金投入を見直し、医療保険に対する国庫負担を増額すれば、高齢者に対する保障の充実や患者負担の軽減も可能である。

ついては、次の事項について実現を図られた

一、定率一部負担の導入、五百三十円から八百円への定額負担の引上げなど、高齢者に対する

二、高額療養費制度の改悪(負担限度額の引上げ)及び入院給食費の引上げを行わないこと。

三、定率一部負担の引上げなど、高齢者に対する

四、高額療養費制度の改悪(負担限度額の引上げ)及び入院給食費の引上げを行わないこと。

五、花粉症をもたらす杉花粉等を減少させるため

六、食品原材料及び添加物の成分並びに遺伝子組換え食品の使用の有無について、消費者に対する

七、花粉症をもたらす杉花粉等を減少させるための対策等を推進すること。

八、食品原材料及び添加物の成分並びに遺伝子組換え食品の使用の有無について、消費者に対する

九、花粉症をもたらす杉花粉等を減少させるための対策等を推進すること。

十、花粉症をもたらす杉花粉等を減少させるための対策等を推進すること。

十一、花粉症をもたらす杉花粉等を減少させるための対策等を推進すること。

十二、花粉症をもたらす杉花粉等を減少させるための対策等を推進すること。

十三、花粉症をもたらす杉花粉等を減少させるための対策等を推進すること。

十四、花粉症をもたらす杉花粉等を減少させるための対策等を推進すること。

十五、花粉症をもたらす杉花粉等を減少させるための対策等を推進すること。

十六、花粉症をもたらす杉花粉等を減少させるための対策等を推進すること。

十七、花粉症をもたらす杉花粉等を減少させるための対策等を推進すること。

十八、花粉症をもたらす杉花粉等を減少させるための対策等を推進すること。

十九、花粉症をもたらす杉花粉等を減少させるための対策等を推進すること。

二十、花粉症をもたらす杉花粉等を減少させるための対策等を推進すること。

二十一、花粉症をもたらす杉花粉等を減少させるための対策等を推進すること。

二十二、花粉症をもたらす杉花粉等を減少させるための対策等を推進すること。

二十三、花粉症をもたらす杉花粉等を減少させるための対策等を推進すること。

二十四、花粉症をもたらす杉花粉等を減少させるための対策等を推進すること。

二十五、花粉症をもたらす杉花粉等を減少させるための対策等を推進すること。

二十六、花粉症をもたらす杉花粉等を減少させるための対策等を推進すること。

二十七、花粉症をもたらす杉花粉等を減少させるための対策等を推進すること。

二十八、花粉症をもたらす杉花粉等を減少させるための対策等を推進すること。

二十九、花粉症をもたらす杉花粉等を減少させるための対策等を推進すること。

の対策を早期に講ぜられたい。

一、アレルギー性疾患に係る研究費を大幅に増額すること。

二、「アレルギー科」の主要医療機関への設置を促進すること。

三、住宅建材・施工材に使用されている化学物質の基準値を定め、安全なものへの転換を図ること。

四、硫黄酸化物、空素酸化物及び浮遊粒子状物質などの大気汚染物質の削減対策を強化すること。

五、花粉症をもたらす杉花粉等を減少させるための対策等を推進すること。

六、食品原材料及び添加物の成分並びに遺伝子組換え食品の使用の有無について、消費者に対する

七、花粉症をもたらす杉花粉等を減少させるための対策等を推進すること。

八、花粉症をもたらす杉花粉等を減少させるための対策等を推進すること。

九、花粉症をもたらす杉花粉等を減少させるための対策等を推進すること。

十、花粉症をもたらす杉花粉等を減少させるための対策等を推進すること。

十一、花粉症をもたらす杉花粉等を減少させるための対策等を推進すること。

十二、花粉症をもたらす杉花粉等を減少させるための対策等を推進すること。

十三、花粉症をもたらす杉花粉等を減少させるための対策等を推進すること。

十四、花粉症をもたらす杉花粉等を減少させるための対策等を推進すること。

十五、花粉症をもたらす杉花粉等を減少させるための対策等を推進すること。

十六、花粉症をもたらす杉花粉等を減少させるための対策等を推進すること。

十七、花粉症をもたらす杉花粉等を減少させるための対策等を推進すること。

十八、花粉症をもたらす杉花粉等を減少させるための対策等を推進すること。

十九、花粉症をもたらす杉花粉等を減少させるための対策等を推進すること。

二十、花粉症をもたらす杉花粉等を減少させるための対策等を推進すること。

二十一、花粉症をもたらす杉花粉等を減少させるための対策等を推進すること。

二十二、花粉症をもたらす杉花粉等を減少させるための対策等を推進すること。

二十三、花粉症をもたらす杉花粉等を減少させるための対策等を推進すること。

二十四、花粉症をもたらす杉花粉等を減少させるための対策等を推進すること。

二十五、花粉症をもたらす杉花粉等を減少させるための対策等を推進すること。

二十六、花粉症をもたらす杉花粉等を減少させるための対策等を推進すること。

二十七、花粉症をもたらす杉花粉等を減少させるための対策等を推進すること。

二十八、花粉症をもたらす杉花粉等を減少させるための対策等を推進すること。

二十九、花粉症をもたらす杉花粉等を減少させるための対策等を推進すること。

三十、花粉症をもたらす杉花粉等を減少させるための対策等を推進すること。

三十一、花粉症をもたらす杉花粉等を減少させるための対策等を推進すること。

三十二、花粉症をもたらす杉花粉等を減少させるための対策等を推進すること。

三十三、花粉症をもたらす杉花粉等を減少させるための対策等を推進すること。

三十四、花粉症をもたらす杉花粉等を減少させるための対策等を推進すること。

三十五、花粉症をもたらす杉花粉等を減少させるための対策等を推進すること。

婦人保護事業にかかる社会福祉事業法改正に関する請願

請願者 東京都日野市多摩平三ノ九ノ一七佐橋典子 外九名

この請願の趣旨は、第三九五号と同じである。

第一二三〇八号 平成十二年四月二十六日受理

婦人保護事業にかかる社会福祉事業法改正に関する請願

請願者 井上 美代君一 白鳥滋 外九百九十九名

この請願の趣旨は、第一一三八号と同じである。

第一二三二三号 平成十二年四月二十六日受理

婦人保護事業にかかる社会福祉事業法改正に関する請願

請願者 松本京子 外十名

この請願の趣旨は、第三九五号と同じである。

第一二三二九号 平成十二年四月二十七日受理

社会保障の拡充、将来への安心と生活の安定に関する請願

請願者 広島県安芸郡江田島町切串三ノ二ノ一四 村本眞道 外一万一名

この請願の趣旨は、第一三三号と同じである。

第一二三三二号 平成十二年四月二十七日受理

社会保障の拡充、将来への安心と生活の安定に関する請願

請願者 菅川 健二君

この請願の趣旨は、第一三三号と同じである。

第一二三三三号 平成十二年四月二十七日受理

社会保障の拡充、将来への安心と生活の安定に関する請願

請願者 松本司 外十六名

この請願の趣旨は、第三九五号と同じである。

第一二三三四号 平成十二年四月二十七日受理

社会保障の拡充、将来への安心と生活の安定に関する請願

請願者 東京都立川市柴崎町二ノ二三ノ七

この請願の趣旨は、第三九五号と同じである。

第一二三三五号 平成十二年四月二十七日受理

社会保障の拡充、将来への安心と生活の安定に関する請願

請願者 江坂和芳 外四百三十四名

この請願の趣旨は、第四二〇号と同じである。

第一二三三六号 平成十二年四月二十七日受理

社会保障の拡充、将来への安心と生活の安定に関する請願

請願者 東京都立川市柴崎町二ノ二三ノ七矢島靖恵 外五十三名

この請願の趣旨は、第三九五号と同じである。

第一二三三七号 平成十二年四月二十七日受理

社会保障の拡充、将来への安心と生活の安定に関する請願

請願者 東京都立川市柴崎町二ノ二三ノ七

この請願の趣旨は、第三九五号と同じである。

紹介議員　岡崎トミ子君

この請願の趣旨は、第三九五号と同じである

第一三五二号 平成十二年四月二十七日受理
アレルギー性疾患対策の早期確立に関する請願

請願者 長野県下高井郡山ノ内町大字平穂

二、二〇一 西山平四郎

紹介議員 中島 啓雄君

この請願の趣旨は、第一三二五号と同じである。

平成十二年五月二十五日印刷

平成十二年五月二十六日発行

参議院事務局

印刷者 大蔵省印刷局